

県民経済計算推計方法ガイドライン (平成 23 年基準版)

**令和元年 10 月 1 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部**

は し が き

県民経済計算は、国民経済計算との比較及び都道府県と政令指定都市(以下、「各県(市)」と言う。)相互の比較が可能となるように、できるだけ統一的な推計方法等を用いることが望まれている。そのため、内閣府経済社会総合研究所では、従来から国民経済計算に準拠した「県民経済計算標準方式」を作成し、各県(市)における推計実務に利用いただいているところである。

平成 30 年度公表の県民経済計算においては、国民経済計算が最新の国際基準である「2008 SNA」への対応等を含む平成 23 年基準改定を行ったことから、「研究開発(R&D)の資本化」などの概念上の大きな変更を伴う改定項目を可能な限り導入する必要があった。内閣府経済社会総合研究所では、この機会を捉えて各県(市)の推計値の精度や比較可能性の一層の向上を図る観点から、「県民経済計算推計方法ガイドライン(平成 23 年基準)」(以下、「ガイドライン」という)を作成し、推計方法等についても詳細な枠組みを提示することとした。

なお、ガイドラインが提示している各項目の推計方法、基礎資料等については、現時点における共通に適用すべき標準的な考え方を示したものである。今後も県民経済計算の推計方法は、各県(市)における推計実務を通じた検討、有識者の意見等を踏まえ、一層の比較可能性の向上や精度の高い手法の導入に向けて、改善・整備されていくべきものである。内閣府経済社会総合研究所においては、ガイドラインの内容について、引き続き、検討・見直しを図る予定である。

平成 31 年 1 月

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは……………	序－ 1
1. 県民経済計算推計方法ガイドライン（平成 23 年基準版）の位置付け……………	序－ 1
2. 基準改定とは ……………	序－ 1
3. 2008 SNA 対応を含む主な平成 23 年基準改定項目 -----	序－ 2

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

1. 県民経済計算推計方法ガイドライン（平成 23 年基準版）の位置付け

「県民経済計算」の推計は各県（市）の自治事務として行われるものである。

内閣府は、各県（市）の推計結果を取りまとめて「県民経済計算」を公表しているところであり、国民経済計算との比較や各県（市）間の比較可能性の観点から、共通の考え方に基づく推計方式によって推計されることが肝要であると考え。そこで、基準改定ごとに各県（市）が参照すべき推計方式として「県民経済計算標準方式（以下、「標準方式」という）」を検討し、これを各県（市）に示しているものである。

「標準方式」は、県民経済計算の概要、特性、勘定体系等について包括的に示している。しかしながら、各県（市）の推計担当者にとって、具体的な推計方法を参照できる詳細な記載はない。あくまで基本的な県民経済計算の在り方を示したものとなっている。

各県（市）の推計担当者の推計実務に資するため、有識者及び各県（市）の意見等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（平成 23 年基準版）（以下、「ガイドライン」という）」を作成したものである。

「ガイドライン」の作成にあたっては、利用する基礎統計データに即した具体的な推計方法を提示することにより、推計実務として各県（市）が統一的に実行可能となることを期している。

各県（市）が実際に推計する際、ガイドラインよりも精度が高い（必ずしも詳細なものとは限らない）推計方法、データの不足を補う推計方法などがあれば、ガイドラインと同じ推計方法を取ることを強制するものではなく、各県（市）の判断に任されるものである。なお、その際はユーザーの利便性に鑑み、各県（市）において、その旨を説明することが望ましい。

「ガイドライン」の構成は大きく 4 つに分けられる。序、第一部生産系列、第二部分配系列、第三部支出系列の構成となる。

2. 基準改定とは

国民経済計算においては、「産業連関表」、「国勢調査」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約 5 年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計している。また、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」とし、名目値＝実質値（デフレーター＝100）の年としている。

平成 23 年基準改定においては、通常の基準改定に加え、国際連合で合意された国民経済計算の最新の国際基準である「2008 S N A」に対応しているほか、推計上の概念の変更や推計方法の見直し等の実施も行う大幅な改定となっている。

国民経済計算に準拠して推計する県民経済計算においても、国民経済計算の平成 23 年基準改定に対応する必要がある。

3. 2008 S N A 対応を含む主な平成 23 年基準改定項目

2008 S N A への対応を含む国民経済計算の平成 23 年基準改定に準じた県民経済計算への対応の在り方について詳細に検討したところ、ガイドラインで対応する新たな推計項目、概念変更等に係る項目は以下のとおりである。

○「経済活動別分類の変更」

経済活動別分類の変更は国際比較可能性向上のため国際標準産業分類 ISIC Rev.4 (International Standard Industrial Classification of All Economic Activities, Revision 4) との整合性を図るものであり、市場生産者の活動と非市場生産者の活動を活動内容に沿った分類とする。非市場生産者についても以下のような作業分類別に活動別推計が必要となる。

・非市場生産者（政府）における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類（付表）
90（政府）下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91（政府）廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92（政府）水運施設管理	7 運輸・郵便業
93（政府）航空施設管理（国営）	7 運輸・郵便業
94（政府）公務	13 公務
95（政府）教育	14 教育
96（政府）社会教育	16 その他のサービス
97（政府）学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
98（政府）保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

・非市場生産者（非営利）における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類（付表）
99（非営利）教育	14 教育
100（非営利）社会教育	16 その他のサービス
101（非営利）自然・人文科学研究機関	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
102（非営利）社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103（非営利）その他	16 その他のサービス

○「研究開発（R&D）」の資本化

2008 SNAでは、1993 SNAにおいて中間投入（中間消費）として扱われていた研究開発（R&D）への支出を総固定資本形成として扱うという概念変更が勧告された。

国民経済計算では、この概念変更に対応して、市場生産者の学術研究機関に加え、企業内研究開発や、非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に属する研究機関及び大学等がR&Dを産出するものとしている。

県民経済計算でも、国民経済計算と同様の概念変更に対応する。

これら全ての「R&D」産出は事業所の所在する県に「総固定資本形成」として計上することとし、全ての「R&D」産出は、経済活動別全国値を基に県別に分割して推計する。

「学術研究機関」のR&Dについては、各経済活動部門の推計において、これまで中間投入として購入した「学術研究機関」サービスが総固定資本形成となることから、積み上げて中間投入額を推計している経済活動については、「学術研究機関」サービスの購入費を中間投入から総固定資本形成に振替える。

「企業内研究開発」のR&Dについては、各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R&D産出分は含まれていない。企業内研究開発のR&Dは各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算する必要がある（1-93）。¹

「非市場生産者」のR&Dについては、コスト積上げで産出額推計することから現行でも経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出にはR&D分も内包される形で含まれている。一方、平成23年基準では、R&Dを資本化することから、政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出から「R&Dの総固定資本形成」分が減少し、これら部門の総固定資本形成が同

¹ 括弧内の数字は、本ガイドラインに当該事項を記載したページを指す。（以下同じ）

額増加する。これに加えて、R & Dが新たにこれら部門の固定資産として蓄積されることから、そこから発生する固定資本減耗分が、経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出に加算されることとなる。R & D資産にかかる固定資本減耗については、全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用する。

なお、国民経済計算部「2008 SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」平成28年11月30日初版²（以下、「08 SNA対応について」という。）の第4章「2008 SNA対応によるGDPへの影響」の図表3 1～図表3 3に数値例による説明がある。

○「R & Dの資本化」に伴う特許等サービスの取扱い

R & Dの資本化に伴い、平成17年基準の国民経済計算では、特許権使用料については財産所得の受払と位置付けていたが、平成23年基準改定では、R & Dの資本化に対応することに伴い、その使用料の支払については、サービスの支払として扱う（これを特許等サービスと呼ぶ）こととしている。

この取扱いの変更によりGDP水準に影響が生じる。ここで、国内で産出された特許等サービスは、海外からの使用料の受取分（X）と国内からの使用料の受取分（A）に、同サービスの居住者による消費は、海外に対する使用料の支払分（M）と国内への使用料の支払分（B）から成る。ここで、国内からの受取（A）と国内への支払は同値（B）であり、ここでは、便宜的に双方ともに Aと表す（Aは国内で産出された特許等サービスの国内消費分）。

このため、特許等サービスというサービスの供給と需要という観点では、以下の恒等式が成り立つ。

$$(A+X) + M = (A+M) + X$$

これを踏まえると、三面からみた本事項の名目 GDPへの影響は以下のように整理でき、特許等サービスの純輸出分が GDP水準の増加要因となることが分かる。

生産面：産出額が(A+X)、中間投入が(A+M)増加し、結果(X-M)だけ GDP水準が増加

分配面：営業余剰・混合所得（総）（かつ営業余剰・混合所得（純））が(X-M)だけ増加し、GDP水準が増加

支出面：財貨・サービスの輸出が X、同輸入が M増加し、結果(X-M)だけ GDP水準が増加

² https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf

県民経済計算における特許等サービスの取扱いは基本的には国民経済計算における取扱いに準拠している。ただし、特許等サービスに係る都道府県別経済活動別の産出額、県間取引に係るデータ等の基礎統計がないため、当該データを他の取引と区別して扱う対応は採っていない。

○「所有権移転費用の扱い」の精緻化

資産の取得や処分にかかる「所有権移転費用」は、その発生時（取得又は処分時）に総固定資本形成として記録するとしている。

所有権移転費用には、

- ・取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料
- ・買い手に別個に請求される商業・輸送費
- ・資産の取得・処分に関して支払われる税
- ・資産価格に含まれない設置、取り外し費用
- ・当該資産の使用年数の終わりに発生し、当該資産の解体や立地地点の原状回復に必要な「終末費用」

が含まれる。

国民経済計算では、これら所有権移転費用に該当するもののうち「設置費用」や「商業・輸送費」は、既に総固定資本形成に含まれている。「終末費用」については、資産の解体時に総固定資本形成（建設の産出額に含まれる）に計上している。

国民経済計算の平成 23 年基準改定では、以下の対応とした。

- ・住宅・宅地関連の「不動産仲介手数料」について、中間消費ではなく、総固定資本形成とする。
原則として住宅に含めて記録する（宅地売買に係る仲介手数料についても、「住宅」に含めることとする）。

他方、所有権移転費用のうち、

- ・「法律家等への報酬支払」や「取り外し費用」については、所有権移転にかかる部分を把握する基礎統計がないことから対応しない。
- ・「税（登録免許税等）」については、基礎資料の制約により対応しない。
- ・プラントエンジニアリングについては、無形固定資産の総固定資本形成と扱っている点を改め、対象となるプラント（「構築物」）に係る所有権移転費用として位置付ける。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、所有権移転費用のうち

- ・住宅・宅地関連の「不動産仲介手数料」について、中間消費ではなく総固定資本形成とする。原則として住宅に含めて記録する（宅地売買に係る仲介手数料についても、「住宅」に含めることとする）。ただし、「公的住宅」については、不動産仲介手数料は発生しないものとする。なお、不動産業の固定資本減耗については、全国の固定資本減耗比率を準用する。
- ・「プラントエンジニアリング」については、県民経済計算では地域が特定化できないために、総固定資本形成（無形固定資産）の推計対象としていない。
- ・「設置費用、商業・輸送費」、「法律家等への報酬支払」、「資産の取り外し費用」、「税（登録免許税等）」及び「終末費用」については国民経済計算と同様の対応とする。

○「保証（定型保証）の扱い」の精緻化

債務の保証に関する取引は、一般的に偶発性があるものとみなして、金融資産・負債には記録しないこととなっているが、2008 SNAの勧告では、その例外として、住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引（定型保証）については、ある程度の件数をまとめてみれば保証金額の期待値が合理的に計算可能³であり、非生命保険と同様に扱えるものとして、金融資産・負債を計上するとともに、非生命保険と同様の形で産出額等を記録することが推奨されている。

国民経済計算では、住宅ローン保証等の定型保証について、そのサービスの産出額を計測することとしている。産出額の定義は次のとおり。

$$\text{定型保証サービス産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

ここで、財産運用純益は、他の保険と同様運用資産に係る収益を指し、追加的な保証料としての性格を持つものである。純債務肩代わりは、債務者が債務不履行に陥った場合に、保証会社が代位弁済（肩代わり）を行い、同時に借り手に対して求償権を有することになる。これは最終的に借り手が債務を弁済しきれなかった部分（保証会社にとって回収不能になった部分）を指すものである。

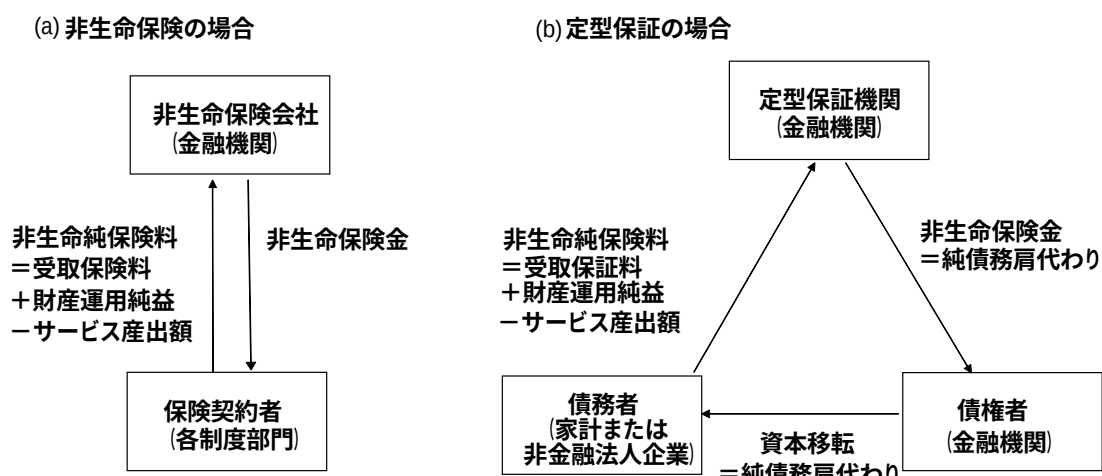
「08 SNA対応について」においては、「J SNAにおいては平成 23 年基準以降、これを踏まえ「保険」の中に定型保証を提供する機関として、住宅ローン保証会社、全国信用保証協会、農林漁業信用保証協会（林業保証）等を含めている。」としている。

³ ここでは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となることであり、同一の方針にそって多数発行される保証（例 住宅ローン保証）は、定型保証に該当する。

制度部門別所得支出勘定において、非生命保険の場合は、関係する制度部門が保険会社と保険契約者の二者である一方、定型保証の場合は、保証機関、債権者、債務者の三者となることに注意する必要がある。

県民経済計算では、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものについて推計する。

定型保証における保証機関、債権者、債務者の関係



産出額や各種取引等は 2008 S N A の勧告に沿って以下のように記録する。

(定型保証の産出額)

産出額 = 受取保証料 + 財産運用純益 - 純債務肩代わり

ただし、「全国信用保証協会」については、上記の算式によって産出額を推計するとマイナスとなることから、国の推計と同様に、コスト積上げにより推計する。

⇒ 定型保証機関の産出額、借り手のサービス支払 (中間消費⁴⁾)

(保険契約者に帰属する投資所得 (財産所得の内訳項目))

定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録

⇒ 定型保証機関の支払、借り手 (非金融法人企業、家計 (個人企業)) の受取

(非生命純保険料 (経常移転の内訳項目))

非生命純保険料 = 受取保証料 + 財産運用純益 - 定型保証の産出額 = 債務肩代わり

⇒ 定型保証機関の受取、借り手 (非金融法人企業、家計 (個人企業)) の支払

⁴ 「全国信用保証協会」、「農林漁業信用基金 (林業信用保証制度)」及び「住宅ローン保証を提供する機関」の産出額は全て中間消費としており、家計が最終消費支出するサービスではない。

(非生命保険金(経常移転の内訳項目))

債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録

⇒定型保証機関の支払、貸し手(金融機関)の受取

○「年金受給権の記録に係る勧告」

2008 S N A 勧告では、雇用関係をベースにした社会保険制度における年金受給権(pension entitlement)は、法的強制力が期待される取決めであると位置付けている。具体的に、2008 S N A では、確定給付型の企業年金(以下、「DB(Defined Benefit)企業年金」という)等の年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱うとされている(発生主義の貫徹)。

国民経済計算においては、これまで、所得支出勘定(非金融面の勘定)では、2008 S N A 勧告の対象となっている制度のうち、DB 企業年金については、雇主による実際の掛金負担を「雇主の現実社会負担」に、退職一時金については現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」として記録するなどしていたが、平成 23 年基準改定では、これらについて発生主義に則って以下のように記録する。

- ・DB 企業年金及び退職一時金について勧告に沿って、年金受給権(家計が将来受給予定の給付額のうち発生済部分の割引現在価値)及びその増分を推計し、雇主負担や財産所得の記録を行う。具体的には、企業会計上の「勤務費用」(現在勤務増分に相当)や「利息費用」(過去勤務増分に相当)等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の社会負担」や「年金受給権に係る投資所得」(前期末の年金受給権に割引率を乗じた概念上の利子額)を推計する。
- ・雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計(「その他の社会保険年金給付」)の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する。その際、社会負担の計数について、企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、「資金循環統計」(日本銀行)と整合的に、一定の仮定のもと非上場企業を含む国全体を推計する。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、DB 企業年金について発生ベースで記録する。

- ・機関別に推計する。対象となる機関は、「厚生年金基金」、「適格退職年金」及び「確定給付企業年金」である。
- ・「DB 企業年金と退職一時金分」に係る「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」及び「その他の社会保険給付」等各項目の推計は全国値を分割推計する。

○「投資信託に係る留保利益」の扱い

2008 S N Aでは、投資信託持分の所有者（以下、「投資者」という）に帰属する財産所得は、2つの別個の項目として示される。第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。

配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ、投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。

国民経済計算では、これまで投資信託に係る留保利益は投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっており、勧告に従って、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を平成 17 年基準の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管する。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を平成 17 年基準の「利子」から切り出して別項目として記録する（ただし、基礎統計である「資金循環統計」の取扱いと同様、こうした財産所得項目への記録は平成 24 年 7-9 月期以降行う）。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を平成 17 年基準の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管する。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を平成 17 年基準の「利子」から切り出して別項目として記録する。「投資信託投資者に帰属する投資所得」については、新設「その他の投資所得」の内訳項目に含まれるものとして、金融機関の支払、家計と金融機関の受取に計上する。

○「防衛装備品支出」の資本化

国民経済計算では、2008 S N Aにおける「防衛装備品」の扱いに沿って、「一般政府が防衛サービスのために必要な戦車、艦艇、航空機等からなり、防衛サービス目的以外には使用できない固定資産から成る。なお、弾薬類のような、防衛サービスのために使用される生産資産であるが、一回限り使用されるものについては在庫に記録される。」（「08 S N A対応について」（3.150））としている。

県民経済計算では、「資本化される防衛装備品」の配備状況が把握できないこと、弾薬等の一回限り使用される資産にかかるデータも得られないこと、更には分割指標とする基地別の自衛隊隊員数による按分推計にも問題があることから、総資本形成を計上することについては、概念的には対応すべきものとするが、基礎データの制約等から県別に推計することは困難と考えられる。

○「**公的企業から一般政府への例外的支払は持分の引出しとして記録**」及び「**一般政府から公的企業への例外的支払は資本移転又は持分の追加として記録**」

2008 SNAでは公的企業と一般政府の間の高額・不定期の支払について、その内容に応じて、金融勘定に記録される「持分」（金融資産）の取引か、資本勘定に記録される「資本移転」の受払に記録するとされている。J SNAでは、これを踏まえつつ、平成 23 年基準以降は、まず例外的支払に該当する要件として、① 特別な立法措置が採られるなどの例外的・不定期の支払であること、② 公的企業から一般政府への例外的支払については、支払の原資が資産の売却や積立金の取り崩しであること、と定義している（「08 SNA対応について」（3.216））。

したがって、

- ① 公的企業から一般政府に対する例外的支払（高額で不定期な支払）が、蓄積された準備金の取り崩し又は資産の売却によってなされる場合、「持分の引出し」として記録する。
他方、法人企業の企業所得からなされる定期的分配は配当（財産所得）として記録する。
- ② 一般政府から公的企業へ的高額・不定期な支払（しばしば資本注入と呼ばれる）については、公共政策の結果として発生した累積損失を賄う支払は「資本移転」として記録する。
- ③ 財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的見通しのもとに行われる例外的支払は「持分の追加」として記録する。

「制度部門別資本勘定・金融勘定」上の整理は以下のとおりとなる。

公的企業から政府に対する資本移転とされていた取引について、一般政府の「金融勘定」で、「資産の変動」項目として「持分」を立て、公的企業から政府に対する例外的支払を「持分の引出し」とする。「持分の引出し」分の減額は、「現金・預金」の増加となり、金融資産間の振替であり、全体の資産変動には影響しない。よって、「純貸出／純借入（資金過不足）」にも影響しない。

なお、政府から公的企業への例外的支払は、基準改定ではすべて「資本移転」として計上され、「持分の追加」に計上すべき事例はないとしている。公的企業から一般政府への例外的支払となる取引は次表のとおりである。

県民経済計算においても、国に準拠して公的企業から政府に対する例外的支払は「資本勘定」で資本移転として扱わないこととする。平成 17 年基準で資本移転として計上していた取引は、これを資本移転の対象外とする。

**純貸出(+)/純借入(-)の推計において扱いを変更する
公的企業から一般政府への例外的支払**

年度	資金の流れ	根拠法	金額
1998～ 2002	郵便貯金特別会計 ⇒ 一般会計	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律	各年 0.2 兆円
2006	財政投融资特別会計 ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12 兆円
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法（公社解散時の規定）	約 1 兆円
2008	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約 11.3 兆円
2009	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約 7.3 兆円
2010	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	同上	約 4.8 兆円
2011	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約 1.1 兆円
	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計		約 1.2 兆円

（注）平成 23 年基準改定より、資本移転ではなく持分引出しに計上している項目。

（備考）「2008 S N A に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」図表 26 を転載したもの。

○その他の基準改定事項

① 「中央銀行の産出の明確化」について

中央銀行の生み出すサービス産出額については、1993 S N A では受取手数料や金融仲介サービス（FISIM）として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしているのみで明確な指針はなかった。これに対し、2008 S N A では、中央銀行の産出を①FISIM（市場産出のみ）、②金融政策サービス（非市場産出のみ）、③金融機関監督等サービス（市場産出、非市場産出がありうる）に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測し、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)に影響

響しないよう、同額が中央銀行（金融機関）から一般政府に経常移転されるものと擬制するとされている。

国民経済計算の平成 23 年基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等の非市場産出分）については、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱っている。なお、平成 17 年基準においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから各種の受取手数料を除いた部分は中央銀行以外の金融機関が中間投入するものと扱っていた。

このため、中央銀行以外の金融機関の中間投入（コスト）が減って、その見合いで政府（公務）の中間投入（コスト）が増加することとなり、政府（公務）の産出額（費用積上げにより計測される）は、日本銀行の非市場産出額分だけ増えることとなる。

県民経済計算でも国に準拠した対応とする。

平成 23 年基準では、中央銀行の非市場産出分を政府が中間投入したという扱いとなり、費用積上げで計測される公務（政府）の産出額にも加算される。なお、平成 17 年基準では、中央銀行以外の金融機関が中間投入するという扱いであった。これにより、金融業の中間投入は中央銀行の非市場産出分だけ減り、付加価値が増えることになる。

②生産・輸入品に課される税の範囲について

国民経済計算で、税の範囲について見直しを行った。これまで「生産・輸入品に課される税」としていた「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、その課税標準は、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であることから、「所得・富等に課される経常税」に変更となった。

県民経済計算でも国民経済計算に準拠した対応とする。「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、「生産・輸入品に課される税」から「所得・富等に課される経常税」へ移管する。

第一部 生産系列

目 次

第一部 生産系列

第1章 生産系列の概要	1— 1
第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入	1— 9
第1節 経済活動別生産者(作業分類ベース)	1— 9
1. 農林水産業	1— 16
2. 鉱業	1— 20
3. 製造業	1— 21
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1— 30
5. 建設業	1— 35
6. 卸売・小売業	1— 36
7. 運輸・郵便業	1— 43
8. 宿泊・飲食サービス業	1— 52
9. 情報通信業	1— 54
10. 金融・保険業	1— 59
11. 不動産業	1— 68
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	1— 70
13. 公務	1— 74
14. 教育	1— 75
15. 保健衛生・社会事業	1— 76
16. その他のサービス	1— 82
17. 非市場生産者(政府)	1— 86
18. 非市場生産者(非営利)	1— 92
19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額	1— 93
第2節 輸入品に課される税・関税	1— 97
第3節 (控除) 総資本形成に係る消費税	1— 97
第3章 生産者価格表示の県内総生産	1— 98
第4章 固定資本減耗	1— 98
第5章 生産者価格表示の県内純生産	1— 99
第6章 生産・輸入品に課される税(控除) 補助金	1—100

第7章 県内純生産（要素費用表示）	1－110
第8章 雇用者報酬	1－110
第9章 営業余剰・混合所得	1－110
第10章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）	1－111

第1章 生産系列の概要

県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。県内総生産（粗付加価値）は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。生産者価格表示の経済活動別県内総生産をもとに、県内純生産、県内要素所得等を求めていく。これらの推計は、国民経済計算における経済活動別分類（作業分類）に準拠して行う。なお、経済活動別分類は、国民経済計算の平成23年基準に準拠するものである（国際標準産業分類 ISIC Rev.4 との整合性が図られている分類）。

県民経済計算では、生産系列（生産側）の推計と支出系列（支出側）の推計は、それぞれ別の方法を取っている。生産系列（生産側）の推計は、工業統計調査等より地域特性を反映した基礎統計から推計しており、相対的に支出側推計値より精度が高いものとして、支出系列（支出側）に「統計上の不突合」を計上する¹⁰。

県民経済計算の「生産系列」にかかる表章は、主要系列表「経済活動別県内総生産（名目／実質）」及び付表「経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」である。本ガイドライン「生産系列」においては、付表「経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」の作成が推計の基本となる。付表を中心にした「生産系列」の推計方法について以下の基準に拠る。

○ 生産の範囲

「生産の範囲」は、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険業、不動産業、公務などのサービス生産、知的財産生産物の生産も含める。また、農家の自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのように貨幣と交換されない生産物や便益も評価して含める。

○ 推計単位

推計単位は、生産活動を把握するための推計単位を原則として事業所とする事業所主義を用いている。事業所とは、「物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の物理的場

¹⁰ 「標準方式」で示している「統合勘定県内総生産（生産側と支出側）」では、生産側と支出側とは一致するものとしている。国民経済計算では生産側に「統計上の不突合」を計上している。

所」を指す。工場、製錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などが該当し、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。経済活動の行われる場所は、一定しているのが普通であるが、時には一定せず、特定の事業所を持たない場合もある。個人タクシーや農家・漁家などの場合は、便宜上、その事業主の住居を事業所とみなす。

また、本社と事業所の関係については、事業所の産出額には、本社の産出額（一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は、通常工場等の事業所では支出されないものもあるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部を形成するものである。

1. 生産系列推計の枠組み

経済活動別県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。こうして求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求め、次いでこれから（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）を控除して県内要素所得（＝要素費用表示の県内純生産）を推計する。さらに、この県内要素所得から別途推計した県内ベース雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求める。

上記の推計手順を式にすると、次のようになる。

- ① 県内総生産（生産者価格表示）＝ 産出額－中間投入額
- ② 県内純生産（生産者価格表示）＝ 県内総生産－固定資本減耗
- ③ 県内要素所得 ＝ 県内純生産－（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）
- ④ 営業余剰・混合所得 ＝ 県内要素所得－県内雇用者報酬

これらの推計は、国民経済計算における経済活動別分類（作業分類）に準拠して行う。

なお、経済活動別分類は、国民経済計算の平成23年基準に準拠するものである。

2. 表章形式

主要系列表－1 の表章形式は、以下のとおりである。

主要系列表－1 経済活動別県内総生産（名目）

項 目
1. 農林水産業 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) 印刷業 (15) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 (1) 卸売業 (2) 小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産（17+18-19）

注. 以上で示した分類は平成23年基準における経済活動別分類である。

主要系列表－2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）
（平成23暦年連鎖価格）

項 目
1. 農林水産業 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) 印刷業 (15) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 (1) 卸売業 (2) 小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産
21. 開差 {20－（17+18-19）}

注. 以上で示した分類は平成23年基準における経済活動別分類である。

付表 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）

経済活動の種類	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
	①	②	③ = ①－②
1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス 小　　計 輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税 合　　計			
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体 小　　計			

注：・製造業の内訳（中分類ベース）の特掲を行う。ただし、製造業の内訳については付表の項目①～⑨（表頭）のうち、①～③のみ公表を行うこととし、④～⑨についてはデータの制約などから公表を行わない。

・以上で示した分類は平成23年基準における経済活動別分類である。

第1章 生産系列の概要

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に 課される税 (控除)補助金	県内要素所得	県内雇用者報酬	営業余剰・混合所得
④	⑤ = ③－④	⑥	⑦ = ⑤－⑥	⑧	⑨ = ⑦－⑧

3. 表章形式における構成項目の概念

(1) 産出額は、生産者価格で評価される。産業連関表と同様に最終生産物だけでなく、製造工程で生ずる中間生産物も原則として産出額に含まれる。生産者価格とは、商品を生産した事業所が販売した時点での市場価格である。

(2) 中間投入額は、生産するために投入される非耐久財（原材料及び燃料等）とサービス等の費用によって構成される。投入される財は、購入者価格（消費する事業所が購入する時点での市場価格）で評価される。

なお、産業連関表においては、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費（法定福利費を除く）の家計外消費支出は、粗付加価値に含まれるが、県民経済計算においては、国民経済計算の取扱いに準じて、中間投入額に含める。

(3) 県内総生産は、一定期間内に県内経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものにあたる。

(4) 固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む（控除前の）計数は“総”（グロス）、これを含まない（控除後の）計数は“純”（ネット）を付して呼ばれる。

(5) 生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。制度部門別所

得支出勘定では、一般政府の受取としてのみ記録される。

(6) 補助金は、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであることが考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

(7) 県内雇用者報酬の推計は、雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給付の他、社会保険制度により雇主によって支払われる社会負担も、雇用者報酬の構成項目に含め、県内概念で計上する。

なお、制度部門別所得支出勘定「家計（個人企業を含む）」における県民概念の雇用者報酬とは、県外からの雇用者報酬（純）だけ異なる。

(8) 輸入品に課される税・関税は、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括処理する。

(9) 総資本形成に係る消費税は、総固定資本形成及び在庫変動における仕入税控除額である。輸入品に課される税・関税と同様、経済活動別には配分できないため、一括処理する。

第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入

国民経済計算に準拠し、経済活動別に推計する。

経済活動別分類は、生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。県民経済計算での経済活動別分類は、国民経済計算に準拠する。この分類は、市場生産者に限られたものではない。市場生産者であるか、非市場生産者であるかにかかわらず、同種のタイプの生産活動に従事する多数の事業所からなる¹¹。

市場生産者、非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に分けて、経済活動別に推計する。

第1節 経済活動別生産者（作業分類ベース）

○ 経済活動の範囲

経済活動別生産者は、財貨・サービスを生産する事業所によって構成される。経済活動別生産者の事業所は、市場生産者と非市場生産者からなる。市場生産者は民間企業の事業所が主となるが、民間企業の事業所以外に、公的企業として市場生産者に分類される政府関係機関がある（『国民経済計算年報』の参考資料「国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）。

非市場生産者（作業分類ベース）の推計方法については、「17.非市場生産者（政府）（1-86）」及び「18.非市場生産者（非営利）（1-92）」を参照。推計の作業分類と表章分類については次の表のとおりである。

¹¹ 「市場生産者」とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、又はすべてを販売する生産者である。「非市場生産者」とは、無料又は経済的に意味のない価格で供給される財貨・サービスを生産する生産者である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。

平成23年基準 経済活動別分類

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
01	農林水産業	01	農業	01	米麦生産業
				02	その他の耕種農業
				03	畜産業
				04	農業サービス業
		02	林業	05	林業
		03	水産業	06	漁業・水産養殖業
02	鉱業	04	鉱業	07	石炭・原油・天然ガス鉱業
				08	金属鉱業
				09	採石・砂利採取業
				10	その他の鉱業
03	食料品	05	食料品	11	畜産食料品製造業
				12	水産食料品製造業
				13	精穀・製粉業
				14	その他の食料品製造業
				15	飲料製造業
				16	たばこ製造業
04	繊維製品	06	繊維製品	17	化学繊維製造業
				18	紡績業
				19	織物・その他の繊維製品製造業
				20	身回品製造業
05	パルプ・紙・紙加工品	07	パルプ・紙・紙加工品	21	パルプ・紙・紙加工品製造業
06	化学	08	化学	22	基礎化学製品製造業
				23	その他の化学工業
07	石油・石炭製品	09	石油・石炭製品	24	石油製品製造業
				25	石炭製品製造業
08	窯業・土石製品	10	窯業・土石製品	26	窯業・土石製品製造業
09	一次金属	11	一次金属	27	製鉄業
				28	その他の鉄鋼業
				29	非鉄金属製造業
10	金属製品	12	金属製品	30	金属製品製造業
11	はん用・生産用・ 業務用機械	13	はん用・生産用・ 業務用機械	31	はん用機械器具製造業
				32	生産用機械器具製造業
				33	業務用機械器具製造業
12	電子部品・デバイス	14	電子部品・デバイス	34	電子部品・デバイス製造業

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
13	電気機械	15	電気機械	35	産業用電気機械器具製造業
				36	民生用電気機械器具製造業
				37	その他の電気機械器具製造業
14	情報・通信機器	16	情報・通信機器	38	通信機械・同関連機器製造業
				39	電子計算機・同附属装置製造業
15	輸送用機械	17	輸送用機械	40	自動車製造業
				41	船舶製造業
				42	その他の輸送用機械・同修理業
16	その他の製造業	18	印刷業	43	印刷・製版・製本業
		19	その他の製造業	44	木材・木製品製造業
				45	家具製造業
				46	皮革・皮革製品・毛皮製品製造業
				47	ゴム製品製造業
				48	プラスチック製品製造業
				49	その他の製造業
17	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	20	電気業	50	電気業
		21	ガス・水道・廃棄物処理業	51	ガス・熱供給業
				52	上水道業
				53	工業用水道業
				54	廃棄物処理業
				90	(政府) 下水道
				91	(政府) 廃棄物
18	建設業	22	建設業	55	建築業
				56	土木業
19	卸売・小売業	23	卸売業	57	卸売業
		24	小売業	58	小売業
20	運輸・郵便業	25	運輸・郵便業	59	鉄道業
				60	道路運送業
				61	水運業
				62	航空運輸業
				63	その他の運輸業
				64	郵便業
				92	(政府) 水運施設管理
				93	(政府) 航空施設管理 (国営)

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
21	宿泊・飲食サービス業	26	宿泊・飲食サービス業	65	飲食サービス業
				66	旅館・その他の宿泊所
22	情報通信業	27	通信・放送業	67	電信・電話業
				68	放送業
		28	情報サービス・映像 音声文字情報制作業	69	情報サービス業
				70	映像・音声・文字情報制作業
23	金融・保険業	29	金融・保険業	71	金融業
				72	保険業
24	不動産業	30	住宅賃貸業	73	住宅賃貸業
		31	その他の不動産業	74	不動産仲介業
				75	不動産賃貸業
25	専門・科学技術、 業務支援サービス業	32	専門・科学技術、 業務支援サービス業	76	研究開発サービス
				77	広告業
				78	物品賃貸サービス業
				79	その他の対事業所サービス業
				80	獣医業
				97	(政府) 学術研究
				101	(非営利) 自然・人文科学研究機関
26	公務	33	公務	94	(政府) 公務
27	教育	34	教育	81	教育
				95	(政府) 教育
				99	(非営利) 教育
28	保健衛生・社会事業	35	保健衛生・社会事業	82	医療・保健
				83	介護
				98	(政府) 保健衛生、社会福祉
				102	(非営利) 社会福祉
29	その他のサービス	36	その他のサービス	84	自動車整備・機械修理業
				85	会員制企業団体
				86	娯楽業
				87	洗濯・理容・美容・浴場業
				88	その他の対個人サービス業
				96	(政府) 社会教育
				100	(非営利) 社会教育
				103	(非営利) その他
				89	分類不明

○ 事業所の格付け

本社、工場、営業所及び試験場等の経済活動の格付けは、基本的に『経済センサス - 基礎調査』（総務省）における産業格付けにより、製造業の本社、工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場等は「研究開発サービス」にそれぞれ格付けする。

○ 産出額・中間投入額の範囲

各経済活動の産出額は、事業所で生産されるすべての財・サービスの生産額の総計である。総計には自家生産・自家消費の財・サービスも含まれる。これには、自社開発ソフトウェアや企業内研究開発のように一次統計調査では、把握できないものが含まれるが、積上げによる推計の場合は、これについて別途推計し経済活動に加算する。

各経済活動の総生産額は、産出額から中間投入額を控除して求める。中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱水道・間接費等として投入された財・サービスをいい、有形及び無形固定資産は中間投入には含まれない。なお、積み上げて推計される経済活動の場合、中間投入となるサービスのなかには一次統計調査では調査されない項目、FISIM¹² 消費額及び政府手数料を含むことにも留意する。

これら中間投入額の推計においては、財務諸表等の資料を用いて中間投入額を積み上げる場合には、該当項目に有形及び無形固定資産が含まれていれば、控除する必要がある¹³。

また他の統計資料も含めて積み上げた中間投入の該当項目から政府手数料が除かれている場合はこれを加算し、積み上げ推計の場合は常に FISIM 消費額を加算する必要がある。

FISIM 消費額を加算する場合の経済活動別 FISIM 消費額の推計方法は、第二部「分配系列」の第2章第4節1. 利子（3）制度部門別 FISIM 消費額の『（付）「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について』を参照のこと。

○ 産出額・中間投入額の推計方法

・事業所の地域分割

¹² FISIM: Financial Intermediation Services Indirectly Measured の略。和訳は「間接的に計測される金融仲介サービス」

¹³ 平成10年の企業会計基準の改正及び平成12年度の税制改正をもって、コンピュータ・ソフトウェアは「無形固定資産」扱いとなっている。改正以降、企業会計の『損益計算書』では、受注型・パッケージ型コンピュータ・ソフトウェアの購入額等は費用として計上されていない。

事業所の所在地が特定できない経済活動について、生産活動を把握するための推計単位を事業所とすることは、既に述べたとおりであるが、一般にいう事業所が存在しない県においても、物の生産又はサービスの提供が行われる場合がある。例えば、有料道路は、必ずしも各県に事業所は存在しないが、その利用は県において可能な場合がある。その利用により営業収入が生み出されるということから勘案して、有料道路自体を事業所とみなし、そこに産出額を帰属させることとする。したがって、この場合、按分指標としては、交通量や道路延長キロを用いる。産出額の推計においては、県別の営業収入等の値を直接把握することが望ましいが、県別値がとれない場合には、全国値の分割によらざるを得ない。この分割に当たっては、各県の産業活動の実態がなるべく反映されるような按分指標を設定するものとする。

・産出額の年度転換

県民経済計算においては、従来の推計の経緯等から、年度計数を作成することとしている。これに対して、国民経済計算における産出額は、暦年値のみであることから、それを分割して用いる場合には、年度転換の必要が生ずる。この年度転換に用いるデータについては、経済活動別の推計方法に最も適当と思われるものを該当業種の項に具体的に記載した。年度転換方法を行う方法としては以下のような方法がある。

① 統計指標を用いた年度転換

年度転換比率＝年度計数／暦年計数

転換指標：賃金指数

物価指数

サービス価格指数

その他

② 4分の1移動法（下式）により年度転換

$$t \text{ 期年度値} = (t \text{ 期暦年値} \times 3/4) + (t+1 \text{ 期暦年値} \times 1/4)$$

・時系列データが安定しない場合の対応

「毎月勤労統計（地方調査）」（厚生労働省）等の各産業のサンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、各産業の数か年移動平均、あるいは調査産業計の数か年移動平均を用いる。

・中間投入

中間投入比率について、全国値の係数を使用する場合、年度転換は行わず、暦年値をそのまま使用する。

中間投入を財務諸表等の資料により積み上げる場合、中間投入の該当項目に政府手数料が除かれていればこれを加算する。

政府手数料の推計は「市場生産者が支払う手数料等」を直接照会・決算書から入手し、各経済活動に格付けして中間投入に加算する。

なお、政府手数料は家計が負担している部分もあるので、便宜的に2分の1を市場生産者分とする。経済活動別の比率は全国値の比率による。

以下、経済活動別（作業分類ベース）ごとに推計方法を記載する。

1. 農林水産業

(1) 農業

農業は「○農業（「01 米麦生産業」、「02 その他の耕種農業」、「03 畜産業」）」、「○04 農業サービス業」からなる。

① 農業（01 米麦生産業、02 その他の耕種農業、03 畜産業）

a. 産出額

『生産農業所得統計』（農林水産省）を用いて推計する。

農業の産出額＝下記資料の産出額

産出額：『生産農業所得統計』（農林水産省）より耕種、畜産、農家が行う農産加工の品目別合計額をとる。

なお、『生産農業所得統計』（農林水産省）には、本来、林業に格付けられる山林用苗木が含まれているが、この額を無視できないとみる場合には控除する。

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

平成 19 年度以降『生産農業所得統計』の「産出額」の定義が改められたが、平成 18 年度については、この新定義の「産出額」が『生産農業所得統計』で再推計されていることからこれを使用する。

b. 中間投入

中間投入比率を、『農業経営統計調査』の販売農家データを使用し以下で述べる推計式により求める。求めた結果に別途推計の経済活動別 FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

販売農家一戸当りの中間投入比率＝農業経営費／農業粗収益

農業経営費：『農業経営統計調査』の農業経営費から農業雇用労賃、支払小作料、企画管理費、負債利子、物件税・公課諸負担、減価償却費を控除したものである。なお、公課諸負担のうち「その他団体負担金」は中間投入に該当するが、データが得られないことからゼロとする。

なお、上記の方法によれない場合は、全国値の中間投入比率を準用する。

② 04 農業サービス業

a. 産出額

農業サービス業の産出額＝全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』¹⁴（総務省）より小分類「013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）」の従業者数の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 05 林業

a. 産出額

「〇育林業」、「〇素材生産業」に分けて推計し、合算する。

なお、民有林（公有林＋私有林）を対象とする。国有林事業は公務となる。

また、下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

〇育林業

山林用苗木（造林用、治山用苗木）の育成、造林及び材木の保育保護などを行う生産活動が該当する。

育林業の産出額＝『県産業連関表』の「育林」の生産額
×（民有林の林野面積／全林野面積）

林野面積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査
年次以降は一定、中間年次は補間）

これによらなければ、以下のように推計する。

¹⁴ 『経済センサス-基礎調査』では、中分類ごとに内訳小分類として「管理、補助的経済活動を行う事業所」が設定されている。国民経済計算の経済活動の範囲には、この「管理、補助的経済活動を行う事業所」の活動も含まれるが、県民経済計算で全国値分割に利用する分割比率には当該活動は含めない（以下、同じ）。

育林業の産出額＝素材生産業のうち「木材生産」の産出額
（当該年度を含む過去3年間平均）

×（「育林」の生産額／「素材」の生産額）

×（民有林の林野面積／全林野面積）

素材生産業のうち「木材生産」の産出額：『生産林業所得統計』（農林水産省）よりとる。

「育林」の生産額、「素材」の生産額：『県産業連関表』よりとる。

○素材生産業

丸太の製造、炭・薪の製造、きのかの栽培などを行う生産活動が該当する。

素材生産業の産出額＝「木材生産」の産出額×（民有林の林野面積
／全林野面積）＋（「薪炭生産」産出額
＋「栽培きのかの類生産」産出額
＋「林野副産物採取」産出額）

産 出 額：『生産林業所得統計』（農林水産省）の部門別林業産出額をとる。

林 野 面 積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査
年次は一定、中間年次は補間）

なお、狩猟業の産出額を無視できない場合には、以下の方法で推計し、素材生産業
に加算する。

狩猟業の産出額＝種類別捕獲数×販売単価

種類別捕獲数：県主管課資料よりとる。ただし、「網・わな猟」・「第一種銃猟」認可
分を参考とし、「第二種銃猟」認可分は除外する。

販 売 単 価：県主管課資料よりとる。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。なお、狩猟業については県主管課資料による。

(3) 06 漁業・水産養殖業

a. 産出額

「○海面漁業」、「○海面養殖業」、「○内水面漁業」、「○内水面養殖業」に分けて推計
し、合算する。

また、下記で求めた産出額に、「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

○海面漁業、○海面養殖業

『漁業生産額』（農林水産省）から生産額をとる。

○内水面漁業、○内水面養殖業

内水面漁業・内水面養殖業の産出額＝数量×単価

数量：『漁業・養殖業生産統計』（農林水産省）よりとる。

単価：県主管課、その他関係機関資料よりとる。

※ 漁家が主として自家取得物の原材料を用いて庭先などで行う素乾、塩乾などの極めて単純な加工工程のものと、母船内加工は水産業に含み、その他は製造業の食料品製造業に分類する。

b. 中間投入

以下の資料を用いて積上げ推計を行って、その結果に FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

○海面漁業

『漁業経営調査』（農林水産省）より漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、核代、販売手数料及びその他（諸施設費、氷代、魚箱代、諸材料費、賃借料、事務費）をとる。

○海面養殖業

『漁業経営調査』より前出の項目をとる。

○内水面漁業、○内水面養殖業

関係機関資料より前出の項目をとる。

なお、上記の方法によれない場合は、全国値の「漁業、水産養殖業」の中間投入比率を準用する。あるいは、『県産業連関表』の当該部門の中間投入比率を用いる。

2. 鉱業

a. 産出額

鉱業の産出額＝全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「05 鉱業、採石業、砂利採取業」（小分類「050 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数の自県分の対全国比を求める。

全国値を使用する場合は、年度転換比率を乗じる必要があるが、経済活動全体の産出額に対する鉱業のウェイトが小さいため、鉱業の産出額については暦年値を年度値とみなす。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

3. 製造業

製造業は、表章分類（主要系列）05 食料品～19 その他製造業（以下、「SNA 製造業小分類」という）からなり、（１）「民間企業」（『工業統計』による推計、と畜場）、（２）「公的企業」に分けて推計する。

産出額には、以下で求めた値に、第２章第１節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

（１）民間企業

○『工業統計』による推計

『工業統計』（経済産業省及び県主管課）を用いて SNA 製造業小分類ごとに推計する。

また、『工業統計』では、「と畜場（民間企業）」は調査対象としていないため、これを別途推計し、「05 食料品」に格付けて加算する。

各統計と SNA 製造業小分類との対応については、〔（参考）SNA 製造業小分類と工業統計表対応表〕等を参考とする。

a. 産出額

製造業の産出額は、主産物の製造品の生産額以外に、加工賃収入、くず廃物収入、販売電力収入及び転売収入（マージン）等のその他の収入も含む。

なお、転売収入は卸売業に位置付けられ、産出額はマージン額をもって計上される。

製造業（民間企業）の産出額

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{転売収入を除く製造品出荷額等}^{15} + \text{転売収入のマージン額} \\
 &\quad + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \} \times \text{年度転換比率} \\
 &= \{ \text{転売収入を除く製造品出荷額等} + (\text{転売収入} - \text{転売商品の仕入額}) \\
 &\quad + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \} \times \text{年度転換比率} \\
 &= \{ (\text{転売収入を除く製造品出荷額等} + \text{転売収入}) \\
 &\quad - \text{転売商品の仕入額} + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \}
 \end{aligned}$$

¹⁵ 平成 19 年調査以降の『工業統計』の「製造品出荷額等」は、「製造品出荷額＋加工賃収入＋くず廃物の出荷額＋その他の収入額」であり、「その他の収入額」には転売収入も含む。

×年度転換比率

= (製造品出荷額等－転売商品の仕入額

+製造品及び半製品・仕掛品在庫純増) ×年度転換比率

年度転換比率：(生産指数の年度値×産出物価指数の年度値)

／(生産指数の暦年値×産出物価指数の暦年値)

生産指数：『鉱工業生産指数』（県主管課）の「生産額ウェイト」

又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、
これに下記の産出物価指数を乗じる。

産出物価指数：『製造業部門別投入・産出物価指数』（日本銀行 HP）の

「製造業部門別産出物価指数」の指数をとる。

製造品出荷額等、転売商品の仕入額、製造品及び半製品・仕掛品在庫純増については、従業者規模別に推計する。

なお、製造品出荷額等には「販売電力収入」が含まれ、この「販売電力収入」を含めて推計する。

製造品及び半製品・仕掛品在庫純増は、『工業統計』の在庫品評価調整前¹⁶の在庫変動を再調達価格（時価）ベースに転換した在庫品評価調整後の在庫変動を用いる。在庫品評価調整は上記の従業者規模別推計後の全規模合計の推計値をもって行う。

＜在庫品評価調整の方法＞

国民経済計算の体系において、在庫変動の記録は、発生主義の原則の下、当該在庫増減時点での価格で評価することとなっている。ここで、企業会計に基づく基礎統計から得られる期首期末の在庫残高の差額については在庫評価法の違いから生じる価格変動分が含まれるため、これを調整する「在庫品評価調整」を行う必要がある。

この価格変動分を除去するため、

① 期首期末の名目在庫残高をデフレーター（『日本銀行』製造部門別産出物価指

¹⁶ SNA においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。しかし『工業統計』より入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、先入先出法等、企業会計上で認められている様々な在庫評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含んでいる。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

数) で除し、実質在庫残高を推計する。

- ② 期首期末の実質在庫残高の差額、実質在庫変動を推計する。
- ③ 実質在庫変動に年平均物価指数を乗じて在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

在庫品評価調整後の在庫変動

$$= \text{在庫品評価調整前の在庫変動} - \text{在庫品評価調整額}$$

b. 中間投入

製造業の中間投入は、製造品の生産に要した原材料使用額以外に、「その他の収入」の生産に要した原材料使用額（販売電力収入の発電のための燃料使用額等）も含む。

$$\begin{aligned} \text{中間投入} = & (\text{原材料使用額等}^{17} - \text{製造等に関連した外注費} - \text{転売商品の仕入額}) \\ & \times \text{年度転換比率} + \text{政府手数料} + \text{間接費} + \text{FISIM 消費額} \end{aligned}$$

原材料使用額等、製造等に関連した外注費、転売商品の仕入額：

従業者規模別に推計する。

なお、生産設備の保守・点検、機械の操作等の外注費である「製造等に関連した外注費」は下記の間接費に含まれることから控除する。また、「転売収入」の転売商品の仕入額は、上記の産出額（転売収入のマージン額）の推計時に既に控除していることから、中間投入には含めない。

年度転換比率：（生産指数の年度値×投入物価指数の年度値）

／（生産指数の暦年値×投入物価指数の暦年値）

生産指数：『鉱工業生産指数』（県主管課）の「生産額ウェイト」又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、これに下記の投入物価指数を乗じる。

投入物価指数：『製造業部門別投入・産出物価指数』（日本銀行 HP）の「製造業部門別投入物価指数」の指数をとる。

¹⁷ 平成 19 年調査以降の『工業統計』の「原材料使用額等」は、「原材料使用額＋燃料使用額＋購入電力使用額＋委託生産額＋製造等に関連した外注費＋転売した商品の仕入額」である。

政府手数料：政府手数料は中間投入となるので、『決算書』等より求めた政府手数料の2分の1を市場生産者分とし、これに全国値の経済活動別比率で配分した製造業分の手数料を中間投入に加算する。

間 接 費：上述したように『工業統計』より求める「原材料使用額等」には、SNA上の中間投入項目である福利施設負担額、厚生費、保険料等が含まれていない。したがって以下の式により捉え加算する。

$$\text{間接費} = \text{産出額} \times \text{間接費比率（全国値）}$$

間接費にはFISIM消費額分は含まれない。

$$\text{FISIM消費額} = \text{産出額} \times \text{全国値の経済活動別FISIM消費比率}$$

○と畜場（民間企業）の推計について

a. 産出額

直接照会による。

b. 中間投入

直接照会による。

FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

$$\text{FISIM消費額} = \text{産出額} \times \text{全国の「畜産食料品製造業」のFISIM消費比率}$$

（注）地方政府の「と畜事業」は（政府）公務である。

（2）公的企業

公的企業のうち下記の機関は、『工業統計』の調査対象でないため、次表を参考に推計する。

公的企業該当機関	SNA 製造業小分類
（独法）造幣局	金属製品（貨幣製造）
〃	その他の製造業（勲章等）
（独法）国立印刷局	その他の製造業

a. 産出額

財務諸表（損益計算書、附属明細書等）又は直接照会により事業収入をとる。

b. 中間投入

決算書又は直接照会により中間投入項目をとり、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

• FISIM 消費額の推計

$\text{FISIM 消費額} = \text{産出額} \times \text{全国の経済活動別 FISIM 消費比率}$

ここで、FISIM 消費比率は当該公的企業の属する製造業小分類の産業での FISIM 消費比率を代用する。

- FISIM 消費額及び政府手数料については、30 金属製品、及び 49 その他製造業の推計において全国の中間投入比率を準用した場合には、中間投入に加算する必要はない。

〔参考〕〔SNA 製造業小分類と工業統計表対応表〕

SNA 製造業小分類	工業統計表中分類
食料品	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業
繊維製品	繊維工業
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
化学	化学工業
石油・石炭製品	石油製品・石炭製品製造業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業 (2181 碎石製造業を除く)
一次金属	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
金属製品	金属製品製造業
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	業務用機械器具製造業
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
電気機械	電気機械器具製造業
情報・通信機器	情報通信機械器具製造業
輸送用機械	輸送用機械器具製造業
印刷業	印刷・同関連業
その他の製造業	木材・木製品製造業（家具を除く）
	家具・装備品製造業
	なめし革・同製品・毛皮製製造業
	ゴム製品製造業
	プラスチック製品製造業
	その他の製造業

（注）『工業統計』の分類は、平成 22 年調査による。

〔SNA 製造業小分類と鉱工業生産指数対応表〕

SNA 製造業小分類	鉱工業生産指数
食料品	食料品・たばこ工業
繊維製品	繊維工業
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品工業
化学	化学工業
石油・石炭製品	石油・石炭製品工業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
一次金属	鉄鋼業
	非鉄金属工業
金属製品	金属製品工業
はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械工業
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス工業
電気機械	電気機械工業
情報・通信機器	情報通信機械工業
輸送用機械	輸送機械工業
印刷業	印刷業
その他の製造業	プラスチック製品工業
	その他の工業（印刷業を除く）

（注１）上記対応表において対応指数が２つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{生産指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

（注２）『鉱工業生産指数』は平成 22 年基準による。

〔SNA 製造業小分類と産出物価指数対応表〕

SNA 製造業小分類	産出物価指数
食料品	飲食料品
繊維製品	繊維製品
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・板紙・加工紙
	紙加工品
化学	化学製品
石油・石炭製品	石油・石炭製品
窯業・土石製品	窯業・土石製品
一次金属	鉄鋼
	非鉄金属
金属製品	金属製品
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
電子部品・デバイス	電子部品
電気機械	電気機械
情報・通信機器	情報・通信機器
輸送用機械	輸送機械
印刷業	印刷・製版・製本
その他の製造業	木材・木製品
	家具・装備品
	なめし革・毛皮・同製品
	プラスチック・ゴム
	その他の製造工業製品

（注1）上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

（注2）『投入・産出物価指数』は、平成23年基準による。

〔SNA 製造業小分類と投入物価指数対応表〕

SNA 製造業小分類	投入物価指数
食料品	飲食料品
繊維製品	繊維製品
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・木製品
化学	化学製品
石油・石炭製品	石油・石炭製品
窯業・土石製品	窯業・土石製品
一次金属	鉄鋼
	非鉄金属
金属製品	金属製品
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
電子部品・デバイス	電子部品
電気機械	電気機械
情報・通信機器	情報・通信機器
輸送用機械	輸送機械
印刷業	その他の製造工業製品
その他の製造業	プラスチック・ゴム
	その他の製造工業製品

(注1) 使用する投入物価指数は、「部門」分類の指数であり、上記の指数を用いる。投入物価指数として公表されている指数のうち、「内訳」分類の指数は使用しない。「部門」分類の指数は、当該製品を生産している経済活動の中間投入全体に係わる物価指数であり、「内訳」分類の指数は、その生産のために中間投入される原材料等そのものに係る物価指数である。

(注2) 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

(注3) 『投入・産出物価指数』は、平成23年基準による。

4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

電気・ガス・水道・廃棄物処理業は、(1)「50 電気業」、(2)「51 ガス・熱供給業」、(3)「水道業（「52 上水道業」、「53 工業用水道業」）」、(4)「54 廃棄物処理業」と、非市場生産者である(5)「90（政府）下水道業」、(6)「91（政府）廃棄物」からなる。

なお、下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 50 電気業

a. 産出額

「○発電部門」、「○送電・変電・配電部門」に分けて推計する。

○発電部門

電力会社の発電部門の産出額を求めたのち、県別に分割する。次式により推計する。

$$\begin{aligned} \text{電力会社の発電部門の産出額} &= \text{電力会社の産出額} \\ &\quad \times (\text{電気事業営業費用のうち「発電費」} \\ &\quad \text{／電気事業営業費用合計}) \end{aligned}$$

電力会社の産出額：『電気事業便覧』（電気事業連合会、日本電気協会）又は決算書より「電力会社の料金収入－（地帯間購入電力料＋他社購入電力料）」を求める。

発 電 費：『電気事業便覧』又は決算書により水力、汽力、原子力、内燃力及び新エネルギー等の発電費をとる。

県分の発電部門の産出額＝電力会社の発電部門の産出額×発電電力量の自県分割合

発電電力量の自県分割合：『電気事業便覧』から合計をとり、関係機関への直接照会により自県分をとる。

直接照会によってとれない場合、『電力調査統計表』（資源エネルギー庁）の「都道府県別発電実績」の電力量合計から電力会社エリア内の「県別発電量」割合を使用する。

自県分割合を計算する際、地域特性が反映されるように、できる限りエリアを特定した推計とするため各電力会社のエリア内の割合をとることとする。しかし、一部の県では複数の電力会社のエリアが重複していることから、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電

力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計に対する自県分割合をとる。原則として他の電力会社はエリアの重複はないものとする。

公営企業分については、当該機関の損益計算書等による。

なお、自家発電の産出額については、自家発電を行っている各経済活動の産出額として計上されており、電気業では計上しないこと。

また、10 電力会社以外の再生可能エネルギー等については、都道府県別の基礎統計が整備されていないことから、県民経済計算では当面推計対象外とし、県内データが得られれば推計対象とするかは各県の判断に委ねる。10 電力会社の産出額推計に使用するデータ（電力会社の料金収入、発電費等）には新エネルギー等も含まれている。

ただし、製造業の『工業統計表』では「その他の収入」に電力販売収入も含まれており、二重計上とならないように留意を要する。

○送電・変電・配電部門

電力会社の送電・変電・配電部門の産出額を求めたのち、県別に分割する。次式により推計する。

電力会社の送電・変電・配電部門の産出額＝電力会社の産出額

－電力会社の発電部門の産出額

県分の送電・変電・配電部門の産出額＝電力会社の送電・変電・配電部門の産出額

×使用電力量の自県分割合

使用電力量の自県分割合：『電気事業便覧』から合計をとり、関係機関への直接照会により自県分をとる。

使用電力量の自県分割合がとれない場合、『電力調査統計表』（資源エネルギー庁）の「都道府県別電力需要実績」の電力需要量合計から電力会社エリア内の「県別電力需要量」割合を使用する。なお、上記の発電部門と同様に東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計に対する自県分割合をとる。

又は、電力会社有形固定資産のその他を用いる。

公営企業分については、当該機関の損益計算書等による。

b. 中間投入

10 電力会社及びその他の事業所については、当該機関の財務諸表から電気事業営業収益に対する一般厚生費、燃料費、修繕費、普及開発費等から中間投入比率をとる。なお、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計での中間投入比率をとる。

公営企業分については、当該機関の決算書からとる。

これらの中間投入額合計に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(2) 51 ガス・熱供給業

a. 産出額

ガス業の産出額＝ガス供給業者の営業収入額

ガス供給業者の営業収入額：事業者への直接照会又は損益計算書による。

公営分については、『ガス事業年報』（資源エネルギー庁）の業者を対象にし、直接照会若しくは損益計算書による。ガス供給が2 県以上にわたる場合は、供給量の割合で分割する。

熱供給業の産出額＝熱供給業者の営業収入額

熱供給業者の営業収入額：直接照会による。

b. 中間投入

ガス業については、直接照会により原料費、電力費、材料費等をとる。あるいは県産業連関表の中間投入比率を使用する。

熱供給業については、熱供給業者への直接照会による。

これらの中間投入額合計に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(3) 水道業（52 上水道業、53 工業用水道業）

a. 産出額

水道業の産出額＝営業収入総額－受託工事収益－受水費

営業収入総額、受託工事収益、受水費：上水道事業及び工業用水道事業は、都道府県事業分を「公営企業決算の状況」よりとる。
市町村事業分を法適用、法非適用簡易水道別に「地方公営企業決算の状況」よりとる。

b. 中間投入

事業決算書より動力費、修繕費、材料費、薬品費、その他の項目を合算する。

合算した額に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(4) 54 廃棄物処理業

a. 産出額

廃棄物処理業（市場生産者）の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の廃棄物処理業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「88 廃棄物処理業」（小分類「880 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の「民営」の従業者数の自県分の対全国比を求める。（総数には政府分が含まれているため）

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1

節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 90 (政府) 下水道

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(6) 91 (政府) 廃棄物

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

5. 建設業

a. 産出額

建設業は、「55 建築業」、「56 土木業」からなるが、県分割比率の使用するデータ区分、また補修工事は建築業と土木業とに分割推計できないことから、「○建築工事・土木工事」、「○補修工事」に分けて推計し、合算する。

○建築工事・土木工事

建築工事・土木工事の産出額＝建設投資推計額×出来高ベース工事高県分比率

建設投資推計額：『建設投資見通し』（国土交通省）よりとる。

出来高ベース工事高県分比率：『建設総合統計』（国土交通省）より建築工事（民間・公共）、土木工事（民間・公共）別の自県分の対全国比をとる。

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

○補修工事

補修工事に関しては、資料の制約により上記で推計した建築工事・土木工事の産出額に『県産業連関表』から導いた比率を乗じることによって求める。

補修工事の産出額＝建築工事・土木工事の産出額×建設補修率

建築工事・土木工事の産出額：上記で推計した建築工事・土木工事の産出額

建設補修率：（「建設」の中の「建設補修」）／（「建築」＋「土木」）

建設補修率の「建設補修」「建築」「土木」：次のとおり。

基準年次：『県産業連関表』よりとる。

補外・補間年次：建設補修率の補外・補間推計は、『県産業連関表』をベースとして、『建設工事施工統計調査』（国土交通省）の第6表「新設・維持・修繕工事別、発注者別、工事種類別一元請完成工事高」による建設補修率で延長推計する。

ここで、建設補修率＝維持・修繕／新設

建設業の産出額の推計に当たっては、産出額のうち「政府建設投資分」について、支出系列で推計する「一般政府の総固定資本形成」の推計値との整合性を考慮する。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

6. 卸売・小売業

卸売・小売業は、(1)「57 卸売業」、(2)「58 小売業」からなる。

「57 卸売業」、「58 小売業」ともに、年間販売額では『平成 19 年商業統計』をベースに『商業動態統計』で補外推計する。またマージン率も『平成 19 年商業統計』のマージン率をベースとして、『四半期別法人企業統計』（財務省）の粗利益率（＝（売上高－売上原価）／売上高）で補外推計する。

なお、卸売業については、平成 26 年度以降推計対象となる公的企業はない。

(1) 57 卸売業

a. 産出額

商業活動の産出額は流通段階で行われた財の取引で発生したマージン額と商業活動から派生した附帯サービス額の合計及び商業活動との境界が付けにくい生産活動も商業の産出とする。

商業活動での同一企業内の本支店間移動は、財の経済的取引でなく、単なるものの移動である。また製造業の販売事業所（本店が製造業の支店）での販売は、製造業者（本店）の出荷価格と同じ生産者価格での販売であり、卸売業としての卸マージンは発生せず、SNA 上では卸売業でなく、製造業に格付けされる。これらのことから、「本支店間移動」及び「製造業の販売事業所の販売分」は年間販売額から控除してマージン額を推計する。

また、下記で求めた産出額に、第 2 章第 1 節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

卸売業の産出額（注：産業別に販売額・マージン率を求め推計を行う）

$$= (\text{年間販売額} - \text{本支店間移動} - \text{製造業の販売事業所分}) \times \text{マージン率} \\ + \text{その他の収入額}$$

年 間 販 売 額：卸売業（産業別）の年間商品販売額を『商業統計表』（第 2 巻 産業編 都道府県表 第 2 表）（経済産業省）よりとる。

本 支 店 間 移 動：卸売業（産業別）の本支店間移動販売額（販売先→卸売→本支店間移動→年間商品販売額）を『商業統計』（第 2 巻 産業編 都道府県表 第 11 表）よりとる。

製造業の販売事業所分：『商業統計』（第2巻 産業編 都道府県表 第9表）の「製造業の販売事業所」よりとる。なお、製造業の販売事業所分は法人組織の事業所における製造業の販売事業所の年間商品販売額である。

販売額の年度転換：『商業統計』は、調査年によって調査期間が異なるため、調査期間に応じて年度転換を行う。例えば、調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『商業動態統計』（経済産業省）の「月次の業種別卸売業販売額」より（4月から12ヵ月合計販売額）／（7月から12ヵ月合計販売額）による。

マージン率：『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第22表）の法人組織の事業所における卸売業（産業別）の（商業企業の年間商品販売額－商業企業の年間商品仕入額）／商業企業の年間商品販売額による。

マージン率の年度転換：『四半期別法人企業統計』（財務省）を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』（財務省）より、4月～翌年3月の平均粗利益率／7月～翌年6月の平均粗利益率による。

なお、平均粗利益率は卸売業の（当該期間売上高－当該期間売上原価）／当該期間売上高による。

その他の収入額：年間販売額（年度転換済値）にその他の収入額率（全国値）を乗ずることによって求める。

その他の収入額率は、『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第4表）より卸売業（産業別）のその他の収入額（全国値）／年間商品販売額（全国値）による。

※『商業統計』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照

b. 中間投入

卸売業の中間投入は「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。

県産業連関表の比率＝（内生部門計＋家計外消費支出）／県内生産額

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

(2) 58 小売業**a. 産出額**

下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

小売業の産出額（注：産業別にマージン率を求め推計を行う）

＝（小売業の年間販売額－本支店間移動）×マージン率＋その他の収入額

なお、露天商の産出額を無視できないとみる場合には、直接照会等による。

年 間 販 売 額：小売業（産業別）の年間商品販売額を『商業統計』（第2巻 産業編 都道府県表 第2表）（経済産業省）よりとる。

本 支 店 間 移 動：小売業（産業別）の本支店間移動販売額（販売先→卸売→本支店間移動→年間商品販売額）を『商業統計』（第2巻 産業編 都道府県表 第11表）よりとる。

販 売 額 の 年 度 転 換：『商業統計』は、調査年によって調査期間が異なるため、調査期間に応じて年度転換を行う。例えば、調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『商業動態統計』（経済産業省）の「月次の業種別小売業販売額」より（4月から12ヵ月合計販売額）／（7月から12ヵ月合計販売額）による。

マ ー ジ ン 率：『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第22表）の法人組織の事業所における小売業（産業別）の（商業企業の年間商

品販売額－商業企業の年間商品仕入額）／商業企業の年間商品販売額による。

マージン率の年度転換：『四半期別法人企業統計』（財務省）を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』（財務省）より、4月～翌年3月の平均粗利益率／7月～翌年6月の平均粗利益率による。

なお、平均粗利益率は小売業の（当該期間売上高－当該期間売上原価）／当該期間売上高による。

その他の収入額：年間販売額（年度転換済値）にその他の収入額率（全国値）を乗ずることによって求める。

その他の収入額率は、『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第4表）より小売業（産業別）のその他の収入額（全国値）／年間商品販売額（全国値）による。

※『商業統計』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。

具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照

b. 中間投入

小売業の中間投入は「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。

県産業連関表の比率＝（内生部門計＋家計外消費支出）／県内生産額

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

【留意事項】

マージン率についての注意

- ・ 県の商業統計の公表物の中では、自県内企業のマージン率を公表している県もある。
- ・ このマージン率は県内に所在する本社・単独事業所の企業全体のマージン率である。自県内に商業事業所が所在しても他県に本社がある場合はカウントされず、他県にほとんどの事業所が分散されていても本社が自県にある場合はカウントされてしまう。

- ・ このような問題点に加え、本社・単独事業所が非常に少ない県の場合は、偏ったマージン率が算出されてしまい、都道府県間の比較上も問題が残る。
- ・ 以上から、全国平均マージン率を使用するのが望ましい。

【付：商業の補外、補間方法】

卸売・小売業の推計で利用する『商業統計』は周期調査のために時系列処理を行う場合、補間と補外を行う必要性がある。

(1) 補外

① 年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分（卸のみ）

1) 当該年の年間販売額＝年間販売額×商業販売額対前年度比

2) 本支店間移動率＝本支店間移動額／年間販売額

3) 当該年の本支店間移動額＝当該年の年間販売額×本支店間移動率

4) 製造業の販売事業所分（卸のみ）比率

＝製造業の販売事業所分（卸のみ）／年間販売額（卸）

5) 当該年の製造業の販売事業所分（卸のみ）額

＝製造業の販売事業所分（卸のみ）比率×当該年の年間販売額（卸）

年間販売額、本支店間移動、製造業の販売事業所分（卸のみ）：『商業統計』よりとる。

商業販売額：『商業動態統計調査』よりとる。

② マージン率

マージン率は『商業統計』のマージン率をベンチマークとして、『四半期別法人企業統計』（財務省）の粗利益率（＝（売上高－売上原価）／売上高）で補外する。

マージン率＝商業統計表公表年マージン率×粗利益率対前年度比

あるいは、次による。

マージン率＝商業統計表公表年マージン率＋粗利益率の対前年度増減値

粗利益率の推計方法は『商業統計』公表年のマージン率の年度転換の項を参照

③ その他の収入額

その他の収入額率＝その他の収入額／年間販売額

その他の収入額＝当該年の年間販売額×その他の収入額率

その他の収入額、年間販売額：『商業統計』よりとる。

当該年の年間販売額：上記①を参照

④ 中間投入

以下の方法を参考にし、補正を行う。

「法人」、「個人商店」別にそれぞれの中間投入比率を求めた後、『商業統計』の「法人」、「個人商店」の「年間販売額」で加重平均して中間年の中間投入比率を求める。

中間年中間投入比率＝県産業連関表の比率×補正率

補正率：（営業経費／産出額）の対前年度比による。

営業経費：法人は『四半期別法人企業統計』より販売・一般管理費（除く人件費）をとる。個人商店は、『個人企業経済調査』（総務省）より営業費（除く人件費）をとる。

産出額：上記①～③による。

(2)補間

一般的な補間の方法としては、補外値と商業統計値との乖離を等差平均で補間するか、幾何平均で補間するか2通りが考えられる。

ちなみに『商業動態統計』は『商業統計又は経済センサス活動調査』を母集団としてサンプル調査を行っており、その乖離を幾何平均で捉えて、以下の方法により『商業統計』の伸び率に則した補正を行っている。

一般的な幾何平均による補間方法は以下のとおりである。

① 商業統計の伸び率

商業統計の伸び率＝今回商業統計公表値／前回商業統計公表値

② 補外値の伸び率

補外値伸び率＝商業動態統計利用補外値／前回商業統計公表値

③ 幾何平均乖離率

$$\text{幾何平均乖離率} = \sqrt[5]{\frac{\text{商業統計の伸び率}}{\text{補外値伸び率}}}$$

④ 修正補外値伸び率

修正補外値伸び率＝補外値伸び率×幾何平均乖離率

⑤ 補間値の推計

補間値＝前回商業統計公表値×修正補外値伸び率

7. 運輸・郵便業

運輸・郵便業は、市場生産者である(1)「59 鉄道業」、(2)「60 道路運送業」、(3)「61 水運業」、(4)「62 航空運輸業」、(5)「63 その他の運輸業」、(6)「64 郵便業」と、非市場生産者である(7)「92 (政府) 水運施設管理」、(8)「93 (政府) 航空施設管理 (国営)」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 59 鉄道業

a. 産出額

鉄道業においては、駅を事業所とみなし、自県事業所より他県事業所までの輸送サービスについては、その産出額の全てを自県に計上することとする。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 60 道路運送業

道路運送業は、「○道路旅客業」、「○道路貨物輸送業」に分けて推計する。

a. 産出額

○道路旅客業

バス（乗合・貸切）、ハイヤー・タクシーについて、関係事業者に対する直接照会若しくは運輸局（陸運支局）資料より営業収益をとる。

上記によらなければ、以下のように推計する。

バス（乗合・貸切）、ハイヤー・タクシーの産出額＝営業収入×分割比率

営業収入：関係機関に直接照会。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省 HP）より輸送人員数の自県分の対全国比を求める。

○道路貨物輸送業

道路貨物輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の道路貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省 HP）より輸送トン数の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 61 水運業

水運業は、「○外洋輸送業」、「○沿海・内水面輸送業」、「○港湾運送業」からなる。

すべての推計項目を積上げ推計する場合には、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

a. 産出額

○外洋輸送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

外洋輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の外航貨物水運業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物における外国貿易貨物量（輸出）の自県分の対全国比を求める。

○沿海・内水面輸送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

沿海・内水面輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の内航貨物水運業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

ここで、従業者数は『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「452 沿海海運業」及び「453 内陸水運業」の従業者数を用い、1人当たり現金給与は『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○港湾運送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

港湾運送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物量（輸移出＋輸移入）の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 62 航空運輸業

すべての推計項目を積上げ推計する場合に、「企業内研究開発分の R&D」及び「自社開発ソフトウェア」産出額を加算する。

a. 産出額

直接照会により以下のように推計する。

直接照会によらない場合は、全国値の分割による。

(a) 直接照会による方法

「○定期航空」、「○不定期航空」、「○その他（航空機使用事業）」に分けて推計する。

○定期航空

自県空港関係定期路線について、自県空港発便分の運賃収入（旅客・貨物・郵便物）をとる。

なお、国際線の場合、本邦航空輸送事業者に限らず、海外航空輸送事業者も含めて、自県内航空発便の収入をとる（以下、同じ）。

○不定期航空

自県空港発便分の運賃収入（旅客・貨物・郵便物）をとる。

○その他（航空機使用事業）

操縦訓練、報道取材、写真撮影等の航空機使用事業についての収入をとる。

(b) 分割による方法

国内線、国際線に分けて推計する。

○国内線

国内航空輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数から「国内航空旅客運送」と「国内航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『航空輸送統計』（国土交通省）の「国内定期航空空港間旅客流動表」の空港間旅客数に、「国内定期航空路線索引」の空港間キロ数を乗じる。

○国際線

国際航空輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数から「国際航空旅客運送」と「国際航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：直接照会による“人キロ”により求める。これによれない場合は、乗客数（発便）で代用する。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 63 その他の運輸業

その他の運輸業は、「○貨物運送取扱業」、「○倉庫業」、「○こん包業」、「○道路輸送施設提供業」、「○その他の水運附帯サービス業」、「○航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス業」、「○旅行・その他の運輸附帯サービス業」からなる。

a. 産出額**○貨物運送取扱業**

運輸局（陸運支局）資料等より貨物輸送取扱事業収入がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貨物運送取扱業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指の鉄道貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○倉庫業

倉庫業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の倉庫業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省）の「普通営業倉庫年間入庫量及び平均月末在庫量」より普通倉庫の年度平均月末在庫量の自県分の対全国比を求める。

○こん包業

こん包業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の
こん包業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「484 こん包業」の
従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均
月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の
問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」
「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○道路輸送施設提供業

高速自動車道及び一般有料道路、都市内有料道路、地方公共団体有料道路、路外駐
車場、自動車ターミナルに分けて、直接照会により求める。

これによらない場合は、以下のように推計する。

- ・高速自動車道及び一般有料道路、都市内有料道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の『決算に合わせて開示する高速
道路事業関連情報』の「路線別営業収支差（高速道路会社情報の総括）」より料金収
入をとる。

なお、道路が2県以上にまたがる場合は、次式により求める。

高速自動車道の産出額＝道路別料金収入×分割比率

道路別料金収入：『決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報』よりとる。

分割比率：道路延長キロの自県分割合を求める。

- ・地方公共団体有料道路（有料橋、有料トンネルを含む）

各県有料道路事業決算書、地方公営企業決算書若しくは対象事業所への直接照会
により料金収入をとる。

- ・路外駐車場

路外駐車場の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の駐車場業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より駐車可能台数（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設）の自県分の対全国比を求める。

上記によらない場合は、次式による。

公営分と民営分に分けて推計する。

公 営 分：地方公営企業決算書より年間駐車場収入をとる。

民 営 分：入場車1台当たり駐車料金×駐車可能台数×利用率

入場車1台当たり駐車料金：事業者に対する直接照会若しくは地方公営企業決算書より「年間駐車場収入／年間延べ駐車台数」により求める。

駐車可能台数：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より都市計画駐車場、届出駐車場及び附置義務駐車施設の駐車可能台数を取り、そこから公営分の駐車可能台数を控除した後、年ベースに換算する。

利 用 率：県駐車場協会若しくは県主管課に対する直接照会による。

・自動車ターミナル

関係事業者に対する直接照会により営業収益をとる。

○その他の水運附帯サービス業

その他の水運附帯サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「489 その他の運輸に附帯するサービス業」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○航空施設管理（市場生産者）・その他の航空附帯サービス業

飛行場所在県においてのみ計上する。

航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス業の産出額

＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の航空旅客運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：(4)「62 航空運輸業」の自県推計値分の対全国比率を求める。

○旅行・その他の運輸附帯サービス業

旅行・その他の運輸附帯サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の旅行業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「483 運送代理店」及び「791 旅行業」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 64 郵便業

a. 産出額

郵便業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の郵便業（信書便事業を含む）について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「491 郵便業(信書便事業を含む)」及び「861 郵便局」の従業者数

なお、各地域、普遍的に同一の郵便事業の活動であることから、従業者1人当たりの生産性の地域格差は無いものとする。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(7) 92 (政府) 水運施設管理

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(8) 93 (政府) 航空施設管理（国公営）

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

8. 宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業は、(1)「65 飲食サービス業」、(2)「66 旅館・その他の宿泊所」からなる。

(1) 65 飲食サービス業

a. 産出額

飲食サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「飲食店、飲食サービス業」について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「76 飲食店」（小分類「760 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び「77 持ち帰り・配達飲食サービス業（小分類「770 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 66 旅館・その他の宿泊所

a. 産出額

旅館・その他の宿泊所の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の
宿泊業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「75 宿泊業」（小分類「750 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「75A 会社・団体の宿泊所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：8－(1)「65 飲食サービス業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

9. 情報通信業

情報通信業は、(1)「67 電信・電話業」、(2)「68 放送業」、(3)「69 情報サービス業」、(4)「70 映像・音声・文字情報制作業」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 67 電信・電話業

電信・電話業は、「○電信・電話業」、「○その他の通信サービス業」、「○インターネット附随サービス業」からなる。

a. 産出額

○電信・電話業

・固定電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

固定電気通信業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の固定電気通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より電話発信回数（加入電話）の自県分の対全国比をとる。

・移動電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

移動電気通信業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の移動電気通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より電話発信回数（携帯電話）の自県分の対全国比をとる。

・その他の電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

その他の電気通信業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より加入電話＋携帯電話の電話発信回数の自県分の対全国比をとる。

○その他の通信サービス業

その他の通信サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「373 電気通信に附帯するサービス業」及び「862 郵便局受託業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○インターネット附随サービス業

インターネット附随サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数のインターネット附随サービス業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「40 インターネ

ット付随サービス業」(小分類「400 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 68 放送業

放送業は、「○公共放送業」、「○民間放送業」、「○有線放送業」からなる。

a. 産出額

○公共放送業

公共放送業の産出額＝受信料収入＋交付金収入

いずれの収入についても『NHK年鑑』及びNHK地方局への直接照会等による。

○民間放送業

民間放送業の産出額＝放送収入＋制作収入＋番組販売収入－代理店手数料

県内に放送設備を有する事業者に対する直接照会による。

○有線放送業

有線放送業の産出額＝放送収入＋施設使用料収入

事業者に対する直接照会による。また、これによらなければ以下による。

有線放送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より、第3次産業活動指数の放送業について「年度指数／暦年指数」を求める

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「383 有線放送」の
従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均
月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

以下の項目について、直接照会若しくは財務諸表よりとり、別途推計のFISIM消費額及び政府手数料を加算する。

項目は、材料費、賃貸料、広告宣伝費、その他の経費（販売手数料、運搬費、その他の販売費、福利厚生費、交際費、試験研究費、外注加工費、電力料、ガス水道料、消耗品費、修繕費、その他の製造経費等）。

これによらない場合には、全国値の中間投入比率を準用する。

（3）69 情報サービス業

a. 産出額

情報サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の情報サービス業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「39 情報サービス業」（小分類「390 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 70 映像・音声・文字情報制作業

a. 産出額

映像・音声・文字情報制作業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より、第3次産業活動指数の「映像・音声・文字情報制作業」の「年度指数／暦年指数」を求める

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「41 映像・音声・文字情報制作業」（小分類「410 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

10. 金融・保険業

売上高の50%以上が、①金融仲介活動、または、②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。「金融機関」は、全ての我が国の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、金融機関は、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

金融機関は、平成23年基準以降、2008SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、日本銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る¹⁸。県民経済計算では、「日本銀行」、「預金取扱機関」、「保険」、「年金基金」及び「その他の金融機関」に分けて推計する。なお、「預金取扱機関」はFISIM対象金融仲介機関を含み、「その他の金融機関」は非仲介型金融機関及びFISIM対象外金融仲介機関を指す。

(1) 71金融業（保険、年金基金を除く）

a. 産出額

金融業の産出額は、「日本銀行」、「預金取扱機関」及び「その他の金融機関」の産出額を、機関別にそれぞれ推計し合算する。

$$\begin{aligned} \text{金融業の産出額} &= \text{日本銀行の産出額} + \text{預金取扱機関の産出額} \\ &\quad + \text{その他の金融機関の産出額} \end{aligned}$$

各機関の産出額は以下のとおり。

- ・ 日本銀行の産出額＝コスト総額
- ・ 預金取扱機関の産出額＝FISIM 産出額＋受取手数料
- ・ その他の金融機関の産出額＝受取手数料

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節19.の「企業内研究開発分のR&D」及び「自社開発ソフトウェア」産出額を加算する。

以下、「○日本銀行の産出額」、「○預金取扱機関の産出額」、「○その他の金融機関の産出額」の順に推計する。

¹⁸ 平成17年基準までは、金融機関の内訳部門は、民間金融機関、公的金融機関、中央銀行に分けられていた。

○日本銀行の産出額

上述のとおりコスト総額。

○預金取扱機関の産出額

<FISIM 産出額>

- ・ FISIM 産出額の推計は、全国値を按分する。
- ・ FISIM 産出額の推計は、県民経済計算では、預金取扱機関を民間・公的機関別、かつ、資金の借り手側 FISIM・資金の貸し手側 FISIM 別¹⁹に推計する。

FISIM 産出額＝民間金融機関の（借り手側 FISIM 産出額＋貸し手側 FISIM 産出額）
 ＋公的金融機関の（借り手側 FISIM 産出額＋貸し手側 FISIM 産出額）

① 民間預金取扱機関

- ・ 借り手側 FISIM 産出額＝全国値×分割比率
 分割比率：県内貸出金残高／全国貸出金残高
- ・ 貸し手側 FISIM 産出額＝全国値×分割比率
 分割比率：県内預金残高／全国預金残高

分割比率として使用する貸出金残高と預金残高は、それぞれ県別割合が得られる「国内銀行」、「信用金庫」、「労働金庫」及び「農業協同組合、漁業協同組合等」の残高を合算したものとする。

- ・ 貸出金残高＝国内銀行の貸出金残高＋信用金庫の貸出金残高
 ＋労働金庫の貸出金残高＋農協等の貸出金残高
- ・ 預金残高＝国内銀行の預金残高＋信用金庫の預金残高
 ＋労働金庫の預金残高＋農協等の預金残高

¹⁹ 資金の借り手側とは預金取扱機関から資金を借りる側（企業等）を指し、資金の貸し手側とは預金取扱機関への資金の貸し手側（預金側）を指す。以下、それぞれ「借り手側」、「貸し手側」と称す。

1. 国内銀行	貸出金（年度平残） 一般預金及び譲渡性預金（年度平残）	『日本銀行統計』（HP）
2. 信用金庫	貸出金年度末残高 預金年度末残高	『全国信用金庫概況』 （HP）
3. 労働金庫	貸出金年度末残高 預金及び譲渡性預金年度末残高	各労働金庫資料
4. 農協等	貸出金年度末残高 預金年度末残高	農林中金総合研究所の HP

② 公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

- ・ 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。
- ・ 借り手側 FISIM 産出額＝全国値×分割比率
分割比率：県内貸出金残高／全国貸出金残高
- ・ 貸し手側 FISIM 産出額＝全国値×分割比率
分割比率：県内貯金残高／全国貯金残高
推計の対象機関：ゆうちょ銀行のみ

県内貸出金残高は県内所在の公的預金取扱機関の県内所管残高の合計であり、全国貸出金残高はすべての公的預金取扱機関の残高である。

県内貸出金残高＝ Σ （県内所在預金取扱機関（1～n）の県内所管残高）

全国貸出金残高＝ Σ （全国の公的預金取扱機関（1～N）の残高）

ここで、1～n：県内所在の公的預金取扱機関、

1～N：全国の公的預金取扱機関

県別の残高データが得られない機関については、国内銀行の貸出金残高等での代理指数で全国の残高を按分推計する。

<受取手数料>**① 民間の預金取扱機関（「その他の金融仲介機関」を含む）**

受取手数料＝全国値×分割比率

全 国 値：預金取扱機関及びその他の金融仲介機関の FISIM 対象機関の受取
手数料合計

分割比率：（県内貸出金残高＋県内預金残高）

／（全国貸出金残高＋全国預金残高）

ただし、「県内貸出金残高」、「県内預金残高」、「全国貸出金残高」及び「全国預金残高」は、FISIM 産出額推計に用いた分割指標の対象とした民間の預金取扱機関とする。

② 公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

民間の預金取扱機関に準ずる。

○その他の金融機関（非仲介型金融機関）及び FISIM 対象外金融仲介機関の産出額

受取手数料＝全国値×分割比率

全 国 値：民間及び公的金融機関の非仲介型金融機関及び FISIM 対象外の仲介型
金融機関の受取手数料合計

分割比率：県内従業者数／全国従業者数

従業者数は、「経済センサス-基礎調査」による。中分類「65 金融商品取引業、商品先物取引業」（小分類「650 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）、中分類「66 補助的金融業等」（小分類「660 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数合計とする。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 72 保険業

保険業は「○生命保険」、「○年金基金」、「○非生命保険」からなる。下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

① 生命保険

生命保険は民間生命保険、公的生命保険からなる。

a. 産出額

生命保険は、受取保険料と支払保険金の差額がその主たる収入源泉である。しかし、この額には保険サービス料のほかに貯蓄的要素も含まれるので、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。生命保険の産出額（帰属サービス料）の推計式は、以下のとおりである。

生命保険サービス産出額＝受取保険料＋財産運用純益

－支払保険金－準備金純増額

受 取 保 険 料：保険会社が被保険者から実際に受け取った保険料

支 払 保 険 金：保険会社が実際に支払った保険金

準備金純増額：将来発生する保険金支払いのための準備金で、危険準備金を除く責任準備金純増額＋支払備金純増額

財産運用純益：利息配当収入－支払い利息－財産運用益を源泉とする保険契約者配当

＜生命保険の各系列の計上の仕方について＞

需要サイドの支出系列からみると、生命保険の場合は家計のみがそのサービスを購入するために家計最終消費支出に計上される。

また、分配系列の所得支出勘定からみると生命保険は、保険契約者が生命保険企業の共同組織者とみなされるために、保険料や保険金の受払が同一部門間取引となるために所得支出勘定には計上されない。

なお、生命保険準備金のうち家計持分は、家計の金融資産とみなされ、家計に全額帰属される。

主要な推計対象機関は、以下のとおりである。

区分	推計対象機関
民間生命保険	生命保険会社 農業協同組合共済事業 全国共済農業協同組合連合会 全国共済水産業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
公的寿命保険	かんぽ生命保険

b. 中間投入

全国値の保険業の中間投入比率を準用する

② 年金基金

年金基金は民間年金基金、公的年金基金からなる。

a. 産出額

年金基金の産出額（帰属サービス料）は、運営費用を積み上げることにより求める。

年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積み上げ推計する。

<年金基金>

年金基金は、コストを積み上げて産出額を推計しており、この生産されたサービスは家計の最終消費支出となる。

また年金基金は、所得支出勘定の中で、金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金（金融機関）へ払い込む現実社会負担が経常取引として記録される。

年金基金（金融機関）における負担と給付は家計の持分の変動と考え、その差額は「制度部門別所得支出勘定」において家計への戻し分として調整される（「年金受給権の変動調整」）。さらに同額が「金融勘定」における家計の金融資産である保険・年金準備金の増加として表れる。

具体的な推計方法は以下のとおりである。

当該機関の産出額＝全国値×分割比率

分割比率は加入者数の自県分の対全国比による。

推計対象となる年金基金としては以下のものが挙げられる。

区分	対象機関
民間年金基金	厚生年金基金・企業年金連合会 適格退職年金（平成 24 年 3 月まで） 国民年金基金・同連合会 確定給付企業年金
公的年金基金	勤労者退職金共済機構 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 （独立行政法人）農業者年金基金

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

③ 非生命保険

非生命保険は「○民間非生命保険」、「○公的非生命保険」、「○定型保証」からなる。

a. 産出額

○民間非生命保険及び公的非生命保険の産出額

非生命保険も生命保険と同様に、保険的要素のほかに貯蓄的要素を含むために、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。非生命保険の産出額（帰属サービス料）の定義（推計式）は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{非生命保険サービス産出額} = & \text{受取保険料} + \text{財産運用純益} - \text{支払保険金} \\ & - \text{準備金純増額} \end{aligned}$$

受 取 保 険 料：保険企業が被保険者から実際に受け取った保険料と受け取り事由があるものの未収の保険料の計

支 払 保 険 金：保険企業が実際に支払った保険金と支払い事由があるものの未払いの保険金（支払備金）の計

準備金純増額：将来発生する保険金支払に備えて積み立てておく準備金の純増額

財産運用純益：非生命保険の財産運用収益は保険契約者に帰属する分のみであり、責任準備金のうち保険料積立金に応じた額となる。

（利息配当収入－支払い利息－保険契約者配当）

$$\begin{aligned} & \times \{(\text{責任準備金積立分} + \text{支払備金}) \\ & \div (\text{責任準備金} + \text{支払備金})\} \end{aligned}$$

○「定型保証」の産出額

「定型保証」の産出額の定義（推計式）は以下のとおりである。

定型保証産出額＝受取保証料＋財産運用純益－純債務肩代わり

財産運用純益＝利息配当収入－支払利息

純債務肩代わり＝貸し倒れ損失－償却債権取立益＋貸倒引当金繰入

－貸倒引き当金戻入＋保証損失引当金繰入

－保証損失引当金戻入

<非生命保険の各系列の計上の仕方について>

需要サイドの支出系列からみると、非生命保険の産出（非生命保険サービス）は家計、対家計民間非営利団体、一般政府では最終消費支出に計上されるが、市場生産者では、非生命保険はコストとみなされるため中間消費に計上される。

また、分配系列の所得支出勘定からみると、非生命保険企業と保険契約者は支払いの対象が異なるので、各制度部門別に所得の移転としてあらわれ、非生命保険会社は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、被保険者の総支払額から非生命保険サービスを差し引いたものであり、それは保険金の額と等しい。

保 険 金：支払――金融機関（保険）

受取――各制度部門

純保険料：支払――各制度部門

受取――金融機関（保険）

純保険料と保険金は同額となる。

保険料を（a）、保険金を（b）、（責任準備金純増－財産運用益）を（c）とすると

$$\begin{aligned} \text{純保険料} &= \text{総支払額} - \text{帰属サービス料} \\ &= (a - c) - (a - b - c) \\ &= (b) = \text{保険金} \end{aligned}$$

推計対象機関としては、以下のものがあげられる。

区分	推計対象機関
民間非生命保険	本邦損害保険会社 外国損害保険会社 船主相互保険組合 漁船保険中央会 火災共済協同組合 農業共済組合 農業共済組合連合会 漁業共済組合 漁業共済組合連合会
公的非生命保険	地震再保険 農業共済再保険 漁船再保険及び漁業共済保険 貿易再保険 自動車安全 日本貿易保険 日本政策金融公庫（信用保険等業務勘定） （平成 20 年 9 月まで中小企業金融公庫） （独立行政法人）森林保険センター 農業共済事業 交通災害共済事業
定型保証	全国信用保証協会 農林漁業信用基金（林業信用保証制度） 住宅ローン保証を提供する機関

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

11. 不動産業

不動産業は、(1)「73 住宅賃貸業」、(2)「74 不動産仲介業」、(3)「75 不動産賃貸業」からなる。

(1) 73 住宅賃貸業

住宅賃貸業の産出額は、住宅の使用によって生ずるサービス、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の居住部分の粗賃貸料に相当し、持ち家及び借家（借間も含む）の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持ち家及び給与住宅については帰属家賃を含む。

a. 産出額

支出系列で推計した額に、自社開発ソフトウェアの産出額を加算する。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 74 不動産仲介業

a. 産出額

不動産仲介業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産取引業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「68 不動産取引業」（小分類「680 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「694 不動産管理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K 不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 75 不動産賃貸業**a. 産出額**

不動産賃貸業の産出額²⁰＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産賃貸業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の小分類「691 不動産賃貸業」の従業者数

1人当たり現金給与：上記(2)と同じ値を用いる。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

²⁰ 土地の賃貸料の受払いは所得支出勘定の財産所得の受払いであり、不動産賃貸業の生産ではなく、産出額には含まない。

12. 専門・科学技術、業務支援サービス業

専門・科学技術、業務支援サービス業は、(1)「76 研究開発サービス」、(2)「77 広告業」、(3)「78 物品賃貸サービス業」、(4)「79 その他の対事業所サービス業」、(5)「80 獣医業」と、非市場生産者である(6)「97 (政府) 学術研究」、(7)「101 (非営利) 自然・人文科学研究機関」からなる。

(1) 76 研究開発サービス

a. 産出額

研究開発サービスの産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「71 学術・開発研究機関」（小分類「710 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の「個人」及び「会社」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 77 広告業

a. 産出額

広告業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の広告業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「73 広告業」（小分類「730 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：「76 研究開発サービス」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 78 物品賃貸サービス業

物品賃貸サービス業は、「○物品賃貸業」、「○貸自動車業」からなる。

a. 産出額

○物品賃貸業（「○貸自動車業」を除く物品賃貸業）

物品賃貸業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「70 物品賃貸業」（小分類「700 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「704 自動車賃貸業」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

○貸自動車業

運輸局（陸運支局）若しくはレンタカー協会への直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貸自動車業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車賃貸業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「704 自動車賃貸業」の従業者数

1人当たり現金給与：「○物品賃貸業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

（4）79 その他の対事業所サービス業

a. 産出額

その他の対事業所サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「専門サービス業」、「技術サービス業」及び「職業紹介・労働者派遣業」の加重平均について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「72 専門サービス業」（小分類「720 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「727 著述・芸術家業」を除く）、中分類「74 技術サービス業」（小分類「740 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「741 獣医業」、「746 写真業」を除く）、中分類「91 職業紹介・労働者派遣業」（小分類「910 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び中分類「92 その他の事業サービス業」（小分類「920 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数合計

1人当たり現金給与：「76 研究開発サービス」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 80 獣医業

a. 産出額

獣医業の産出額＝全国値×分割比率

分割比率：『獣医師の届出状況（獣医師数）』の獣医事に従事する者のうち民間団体職員、個人診療施設の総数の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 97（政府）学術研究

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(7) 101（非営利）自然・人文科学研究機関

第2章第1節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

13. 公務

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

14. 教育

市場生産者である(1)「81 教育」と、非市場生産者である(2)「95 (政府) 教育」及び(3)「99 (非営利) 教育」からなる。

(1) 81 教育

a. 産出額

教育の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「822 職業・教育支援施設」及び「829 他に分類されない教育、学習支援業」の「民営」の従業者数合計。（総数には政府分が含まれているため）

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 95 (政府) 教育

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(3) 99 (非営利) 教育

第2章第1節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

15. 保健衛生・社会事業

市場生産者である(1)「82 医療・保健」、(2)「83 介護」と、非市場生産者である(3)「98 (政府) 保健衛生、社会福祉」及び(4)「102 (非営利) 社会福祉」からなる。

(1) 82 医療・保健

医療・保健は、「○医療業」、「○保健衛生業」、「○社会福祉業」からなる。

○医療業

a. 産出額

下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

医療業の産出額の推計方法は、医療費支払者から医療機関への支払総額を「総医療費」としてとらえる。総医療費は、「○保険適用となる傷病治療費」、「○保険適用外の支払い(先端医療や不妊治療等)」からなる。

医療費総額は「保険適用となる傷病治療費」に「保険適用外の支払い」分を膨らまして推計する。

医療費総額＝「保険適用となる傷病治療費」×(1+保険外診療比率)

保 險 外 診 療 比 率：『経済センサス-活動調査』より自県分の
「保険外診療収入／保険診療収入」を求める。

○保険適用となる傷病治療費

公費負担分、保険者等負担分、後期高齢者医療給付分(旧老人保健分)、患者負担分に分けて推計する。

・公費負担分

公費負担分＝公費負担分(全国値)×分割比率

公費負担分(全国値)：『国民医療費』(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」より公費負担医療給付分をとる。

分 割 比 率：『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金)の支部別管掌別診療報酬等確定金額より「支払総額－医療保険合計－老人保健」の自県分の対全国比を求める。

・保険者等負担分

保険者等負担分＝医療保険分＋国民健康保険分（高額療養費を含む）

＋その他の労働者災害補償分

医 療 保 険 分：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計をとる。共済組合、組管掌健保については、療養附加給付分を加算する。

国民健康保険分（高額療養費を含む）：『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）の都道府県別医療費状況より「療養諸費保険者負担額＋高額療養費」を求める。

その他の労働者災害補償分：『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）、『国家公務員災害補償統計』（人事院）、『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金）よりとる。

なお、国家公務員災害補償分については、上記資料より全国値をとり、都道府県別在勤職員構成比（『国家公務員給与等実態調査報告』）で按分する。

これによらない場合は、次式による。

保険者等負担分＝保険者負担分（全国値）×分割比率

保険者等負担分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」より医療保険給付分をとる。

分 割 比 率：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計の自県分の対全国比を求める。

・旧老人保健分（平成 20 年 3 月まで）

老人医療給付額を所轄機関の精算書よりとる。

これによらない場合は、次式による。

旧老人保健分＝老人保健分（全国値）×分割比率

老人保健分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）による。

分 割 比 率：『基金年報』の老人保健医療給付状況より合計金額の自県分の対全国比を求める。

・後期高齢者医療給付分（平成 20 年 4 月から）

後期高齢者医療給付額については、『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）』（厚生労働省）の「都道府県別医療費の状況」の「医療給付費の状況」より医療給付費合計をとる。

・患者負担分

患者負担分は、「全額自費分」及び「公費又は保険の一部負担」からなる。

患者負担分＝患者負担分（全国値）×分割比率

患者負担分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」の患者等負担分をとる。

分 割 比 率：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額（総額）の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

なお、直接推計による場合の項目は、下記「医療業の項目対応表」の中間投入項目の合計に別途推計の FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

[医療業の項目対応表]

SNA	医療業の財務項目
中間投入 (FISIM 以外)	薬品費 診療材料費 給食材料費 診療消耗費 消耗品費・備品費 光熱水道費・燃料費 修繕費 賃貸費 委託費 その他経費(研究・研修、その他(医療)) その他(医業外費用－支払利息)
雇用者報酬	給与費 福利厚生費
固定資本減耗	減価償却費
生産・輸入品に課される税	租税公課

○保健衛生業

a. 産出額

保健衛生業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の医療、福祉について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「842 健康相談施設」及び「849 その他の保健衛生」の「民営」の従業者数合計。
(総数には政府分が含まれるため)

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）

を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

○社会福祉業

a. 産出額

社会福祉業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「医療、福祉」について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比を求める。

従業者数：従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「853 児童福祉事業」、「85C 特別養護老人ホーム」、「85G 認知症老人グループホーム」、「85H 有料老人ホーム」、「85J その他の老人福祉・介護事業」、「855 障害者福祉事業」及び「859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業」うちの経営組織が個人、会社の従業者数合計

1人当たり現金給与：「○保健衛生業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率（医療・保健）を準用する。

(2) 83 介護

a. 産出額

介護サービスの産出額は、医療業と同様に、介護サービス費支払者から介護サービス機関への支払総額を「総介護サービス費」として捉える。

総介護サービス費は『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）より推計する。同資料は刊行年度によって集計対象の月次期間が異なることから、所管の資料等も用いて年度値に修正する。

介護の産出額＝介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）
＋市町村特別給付費用額＋自社開発ソフトウェア産出額

介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）：

「第 8-1 表 都道府県別保険給付 介護給付・予防給付（費用額）」
の費用合計から福祉用具購入費と住宅改修費を差し引く。政令指定
都市では「第 8-1 表 保険者別保険給付 介護給付・予防給付（費
用額）」のデータを使用する。

市町村特別給付費用額：「第 12 表 保険者別保険給付 市町村特別給付（費用
額）」の費用合計をとる。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

（3）98（政府）保健衛生、社会福祉

第 2 章第 1 節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

（4）102（非営利）社会福祉

第 2 章第 1 節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

16. その他のサービス

市場生産者である(1)「84 自動車整備・機械修理業」、(2)「85 会員制企業団体」、(3)「86 娯楽業」、(4)「87 洗濯・理容・美容・浴場業」、(5)「88 その他の対個人サービス業(89 分類不明を含む)」と、非市場生産者である(6)「96 (政府) 社会教育」、(7)「100 (非営利) 社会教育」及び(8)「103 (非営利) その他」からなる。

(1) 84 自動車整備・機械修理業

自動車整備・機械修理業は、「○自動車整備業」、「○機械修理業」からなる。

a. 産出額

○自動車整備業

自動車整備業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車整備業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省）より「自動車保有車両数」の自県分の対全国比とする。

○機械修理業

機械修理業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車整備業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「901 機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「902 電気機械器具修理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求

める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 85 会員制企業団体

a. 産出額

会員制企業団体の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の複合サービス事業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分 割 比 率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より「Q 複合サービス事業」の中分類「87 協同組合（他に分類されないもの）」（小分類「870 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「931 経済団体」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「○機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 86 娯楽業

a. 産出額

娯楽業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の娯楽業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分 割 比 率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「80 娯楽業」（小分類「800 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「727 著述・芸術家業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「○機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 87 洗濯・理容・美容・浴場業

a. 産出額

洗濯・理容・美容・浴場業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の洗濯・理容・美容・浴場業について「年度指数／暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」（小分類「780 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「○機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 88 その他の対個人サービス業（「89 分類不明」を含む）

a. 産出額

その他の個人サービス業(分類不明を含む)の産出額

＝全国値×年度転換比率×分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「学習支援業」、「冠婚葬祭業」及び「写真業」を加重平均し「年度指数／暦年指数」を求める。

分 割 比 率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「014 園芸サービス業」、「823 学習塾」、「824 教養・技能教授業」、「746 写真業」、中分類「79 その他の生活関連サービス業」（小分類「790 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「791 旅行業」を除く）、小分類「903 表具業」及び「909 その他の修理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「○機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 96 (政府) 社会教育

第2章第1節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(7) 100 (非営利) 社会教育

第2章第1節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

(8) 103 (非営利) その他

第2章第1節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照

17. 非市場生産者（政府）

非市場生産者である一般政府が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で財貨・サービスを生産する活動である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。一般政府の生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する。

なお、一般政府の経済活動は、国及び県、市町村の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や独立行政法人など政府の強い監督下にあるものも含まれる。（『国民経済計算年報』の「参考資料V 国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）

経済活動別（作業分類）と会計区分等との対応

経済活動別（作業分類）	国出先機関	県・市町村
90（政府）下水道	なし	公営事業会計
91（政府）廃棄物処理	なし	普通会計あるいは公営事業会計
92（政府）水運施設管理	海上保安庁等（財調）	普通会計
93（政府）航空施設管理（国営）	航空管制等（財調）	普通会計
94（政府）公務	一般会計 社会保障基金（財調）	普通会計 社会保障基金
95（政府）教育	国立大学法人等（財調）	普通会計
96（政府）社会教育	国立博物館等（財調）	普通会計
97（政府）学術研究	国立研究所（財調）	普通会計
98（政府）保健衛生・社会福祉	検疫所等（財調）	普通会計

（注）「財調」は「財政収支調査」の略

推計方法は次のとおり。

県民経済計算においては、機関ごとの決算書データ等から以下の経済活動別（作業分類）に推計することを基本とする。

○ 国出先機関の推計方法

国出先機関については、機関ごとに経済活動別（作業分類）を対応させて、財政収支調査等のデータから積上げ推計する。

○ 県・市町村の推計方法

県・市町村については、決算書データ等から直接に経済活動別（作業分類）に対応した推計ができない場合は、次の手順による。

① 県・市町村全体の産出額(固定資本減耗を除く)の推計

県・市町村の非市場生産者（政府）（9 作業分類）全体の産出額(固定資本減耗を除く)を『決算書』より推計する。

② 事業会計等の独立した会計のある活動の推計

事業会計や独立した決算処理がなされている「90（政府）下水道」、「91（政府）廃棄物処理」、「92（政府）水運施設管理」、「93（政府）航空施設管理（国営）」、「97（政府）学術研究」の活動については、『決算書』ないしは関係機関への直接照会により産出額(固定資本減耗を除く)を推計する。

③ 他の活動の推計

上記①非市場生産者（政府）全体の産出額から②の独立した会計の活動の産出額を差し引いた残差を「その他の活動」の産出額(固定資本減耗を除く)とする。

この産出額(固定資本減耗を除く)を、「94（政府）公務」、「95（政府）教育」、「96（政府）社会教育」、「98（政府）保健衛生・社会福祉」に『地方財政統計年報』（総務省）目的別・性質別歳出内訳表より「人件費」の割合をもって分割推計する。

対応は以下のとおり。

17. 非市場生産者（政府）

経済活動別（作業分類）	『地方財政状況調査表』の費目
91（政府）廃棄物処理	衛生費のうち清掃費
92（政府）水運施設管理	土木費のうち港湾費
93（政府）航空施設管理 （国営）	土木費のうち空港費
94（政府）公務	議会費、総務費、労働費、農林水産業費、 商工費、警察費、消防費、土木費（うち港湾 費、空港費を除く）、教育費のうち教育総務 費、体育施設費、民生費のうち災害救助費
95（政府）教育	教育費（うち教育総務費、社会教育費、体育 施設費を除く）
96（政府）社会教育	教育費のうち社会教育費
98（政府）保健衛生・社会福祉	民生費（うち災害救助費を除く）、衛生費（う ち清掃費を除く）

経済活動別（作業分類）と表章分類（付表）との対応は、以下のとおりである。

経済活動別（作業分類）	表章分類（付表）
90（政府）下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91（政府）廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92（政府）水運施設管理	7 運輸・郵便業
93（政府）航空施設管理 （国営）	7 運輸・郵便業
94（政府）公務	13 公務
95（政府）教育	14 教育
96（政府）社会教育	16 その他のサービス
97（政府）学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
98（政府）保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

a. 産出額

非市場生産者（政府）の経済活動別産出額は生産費用を積み上げて推計する。産出額は次式によって求められる。

$$\text{非市場生産者（政府）の産出額} = \text{①雇用者報酬} + \text{②中間投入} + \text{③固定資本減耗} \\ + \text{④生産・輸入品に課される税}$$

① 雇用者報酬：

決算書より、非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、その雇用者の労働提供に対して支払う現金と現物による賃金、俸給と雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金をとる。また、公務員住宅賃貸の差額家賃も加算する。

なお、ここで雇用者とは、非市場生産者（政府）の生産活動に従事する全ての就業者を指し、特別職の公務員や議員・委員等も含まれる。

② 中間投入：

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、次式によって推計する。

$$\text{中間投入額} = \text{(a)「決算書」の中間投入額} \\ + \text{(b)FISIM 消費額} - \text{(c)ソフトウェア} \\ + \text{(d)日本銀行の非市場産出分}$$

ただし、(d) 日本銀行の非市場産出分は、「94（政府）公務」のみ加算する。

(a) 決算書の中間投入額

決算書から、「中間投入」該当項目をとる。

なお、序-9 のとおり「防衛装備品」に係る支出については除外する。

また、非市場生産者（政府）の経済活動が経常勘定において購入する新たな商品の購入から同種の中古財及び廃品・くずの純販売（販売－購入）を原則として控除するが、中古財であっても他県から購入したものについては、中間投入として計上する。

(b) FISIM 消費額

別途、分配系列の第2章第4節「1. 利子」で推計する制度部門別 FISIM 消費額を用いる。

なお、県民経済計算においては非市場生産者（政府）の経済活動ごとの FISIM 消費額は、「97（政府）学術研究」を除いた各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

(c) ソフトウェア（受注型、パッケージ型のみ）

「ソフトウェア」は、決算書などから直接に控除することは困難であるため、次の方法で中間投入から控除する。

（ソフトウェアの中間投入からの控除）

$$\begin{aligned} \cdot \text{ソフトウェアの額} &= (\text{中間投入に占めるソフトウェアの全国の比率}) \\ &\quad \times (\text{自県分の中間投入}) \end{aligned}$$

自県分の中間投入：(a)「決算書」の中間投入額＋(b)FISIM 消費額

$$\begin{aligned} \cdot \text{中間投入に占めるソフトウェアの全国の比率} &= (\text{ソフトウェアの全国値}) \\ &\quad \div (\text{中間投入の全国値} + \text{ソフトウェアの全国値}^{21}) \\ &\quad - \text{日本銀行の非市場産出分の全国値}) \end{aligned}$$

日本銀行の非市場産出分の全国値＝日本銀行の産出額の全国値

－日本銀行の受取手数料の全国値

なお、国民経済計算の「固定資本マトリックス」には政府について経済活動別データが表章されていないことから、政府の経済活動別ソフトウェアの推計は、「中間投入に占めるソフトウェアの国の比率」を政府一律(全国値)として推計することとする。

(d) 「94（政府）公務」への日本銀行の非市場産出分のコスト加算

日本銀行が産出する3つのサービス、(i) 金融仲介サービス、(ii) 金融政策サービス、(iii) 金融機関監督サービス²²のうち非市場産出は、一般政府の支出として記録され、日本銀行の非市場産出を一般政府が購入して、消費した形をとる。

²¹ 『国民経済計算年報』の付表 22. 「固定資本マトリックス」は、受注型、パッケージ型ソフトウェア以外に自社開発ソフトウェアも含んでいるが、SNA では一般政府部門、対家計民間非営利団体部門での自社開発ソフトウェアの産出はないものとしていることから、この表での両部門の数値については受注型、パッケージ型ソフトウェアのみが対象である。

²² 金融機関監督サービスはコストを賄う手数料を課しているかどうかで市場産出か非市場産出かで記録する。国民経済計算では、日本銀行の産出額を決算書からコスト積上げて計測し、受取手数料を除いたものを、非市場産出としている。

その結果、一般政府の中間投入は、日本銀行の非市場産出額分だけ増加²³し、一般政府の産出額も同額だけ増加することになる。

加算する非市場産出額は、日本銀行の産出額から日本銀行の受取手数料を除いたものである。

③ 固定資本減耗：

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに固定資本減耗額を推計する。

経済活動別固定資本減耗額＝経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）

× 全国の経済活動別固定資本減耗比率
（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）

全国の経済活動別固定資本減耗比率

＝ 全国の経済活動別固定資本減耗額
（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）

／ 全国の経済活動別産出額
（固定資本減耗を除く）

④ 生産・輸入品に課される税：

該当項目としては、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、消費税、自動車重量税等で、これらは照会調査、若しくは「歳入歳出決算書」、『地方財政統計年報』（総務省）よりとる。

なお、非市場生産者（政府）の経済活動ごとの生産・輸入品に課される税は、各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

²³ 日本銀行の非市場産出を政府が購入する費用を賄うために、非市場産出の価値の分だけの経常移転が、中央銀行の支払、一般政府の受取として記録される。

18. 非市場生産者（非営利）

対家計民間非営利団体が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で、サービスを家計へ提供する活動である。労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の活動がこれに含まれる。非市場生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する。

経済活動別（作業分類）ごとに全国値を分割して推計する。

経済活動別の作業分類単位で推計し、それぞれ表章分類に対応させる。

対応は、以下のとおりである。

経済活動別（作業分類）	表章分類（付表）
99（非営利）教育	14 教育
100（非営利）社会教育	16 その他のサービス
101（非営利）自然・人文科学 研究機関	12 専門・科学技術、 業務支援サービス業
102（非営利）社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103（非営利）その他	16 その他のサービス

a. 産出額

経済活動別非市場生産者（非営利）の産出額＝全国値×分割比率

分 割 比 率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』の該当従業者数の対全国比率による。

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の調査産業計の常用労働者1人平均月間現金給与を代用する。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「○産出額・中間投入額の推計方法」「・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

非市場生産者（非営利）の経済活動別中間投入比率は、全国の活動別中間投入比率を準用する。

19. 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

(1) 企業内研究開発の R & D 産出額

①経済活動別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R & D 産出分は含まれていない。企業内研究開発の R & D は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別企業内研究開発の産出額は全国値分割によって推計する。

経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

＝全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額×分割比率

分 割 比 率：県の「研究者・技術者」の経済活動別人数

／全国の「研究者・技術者」の経済活動別人数

「研究者・技術者」の経済活動別人数：『国勢調査』（総務省）

経済活動別の産出額を推計するためには、従業地ベースの人数で県に分割することが望ましいが、「国勢調査」（総務省）での従業地ベースの「研究者・技術者」の県別公表データ（「従業地による産業（中分類）」表 1－1）は全産業の人数のみで、産業別人数が得られない。そこで、居住地ベースでは職業別産業別データ（「就業者の産業・職業」表 1 1－2）が県別に得られることから、居住地ベースの「研究者・技術者」の産業別構成比を用いて、従業地ベースの「研究者・技術者」人数を産業別に分割し、「研究者・技術者」の経済活動別県別人数データを作成し、これを分割指標とする。

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

(対応する経済活動)

農林水産業の一部

製造業

電気・ガス・水道業

建設業

卸売・小売業

運輸・郵便業の一部

情報通信業

金融・保険業

保健衛生・社会事業のうち医療業

なお、全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額は暦年値であり、4 分の 1 移動法により年度値とする。最終年の第 4 四半期は、前年第 4 四半期値に暦年伸び率を乗じる。

②推計単位別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

経済活動別よりも更に細かい推計単位の分類での企業内研究開発の R & D 産出額は、上記①で推計した県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を推計単位別に分割して推計する。

分割に際しては、上記①と同様に、「研究者・技術者」人数で推計単位別に分割推計することを基本とするが、推計単位別の「研究者・技術者」人数が得られない場合には、推計単位別の産出額（企業内研究開発の R & D 産出額を除く）を用いる。

○ 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られる場合

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

＝県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

×県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額：上記①の「研究者・技術者」

による分割推計

県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

＝県の「研究者・技術者」の推計単位別人数

／県の「研究者・技術者」の推計単位別人数合計

「研究者・技術者」の推計単位別人数：『国勢調査』（総務省）

○ 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られない場合

上記①の「研究者・技術者」による分割推計で求めた県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を、県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）の構成比で分割する。

なお、県の推計単位別産出額を全国値分割で推計している場合には、産出額に企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含むため、これを全国の企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額の比率で控除する。

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

＝県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

× 県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び
自社開発ソフトウェアの産出額を除く）構成比

県の経済活動別企業内

研究開発の R & D 産出額：上記①の「研究者・技術者」による分割推計

県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び

自社開発ソフトウェアの産出額を除く）：

産出額を全国値分割で推計している推計単位については、次式で求める。

推計単位別産出額

（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）

＝全国値分割推計による県の推計単位別産出額

（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む）

×（1－全国の経済活動別企業内研究開発 R & D
及び自社開発ソフトウェアの産出額比率）

全国の経済活動別企業内研究開発 R & D

及び自社開発ソフトウェアの産出額比率

＝全国の経済活動別企業内研究開発 R & D

及び自社開発ソフトウェアの産出額

／全国の経済活動別産出額（企業内研究開発 R & D

及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む）

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

なお、全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額及び全国の経済活動別産出額は、暦年値であり、上記①と同様の方法で年度値に変換する。

(2) 自社開発ソフトウェアの産出額

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、自社開発ソフトウェア産出分は含まれていない。自社開発ソフトウェア産出は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、自社開発ソフトウェア産出分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別自社開発ソフトウェアの産出額は全国値の産出額比（自社開発ソフトウェア分を除く）によって推計する。

自社開発ソフトウェアは市場生産者のみ産出する。非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）は産出しない。

経済活動別自社開発ソフトウェア産出額

＝自県の経済活動別産出額

×（経済活動別自社開発ソフトウェア産出額（全国値）

／経済活動別産出額（自社開発ソフトウェアを除く、全国値））

なお、経済活動別自社開発ソフトウェア産出額（全国値）及び経済活動別産出額（全国値）は暦年値であり、4 分の 1 移動法により年度値とする。最終年の第 4 四半期は、前年第 4 四半期値に暦年伸び率を乗じる。

第2節 輸入品に課される税・関税

a. 範囲

輸入品に課される税・関税は関税、輸入品にかかる内国消費税からなる。

関税とは、関税定率表に基づいて輸入品に課す税である。

内国消費税とは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」で定義されているものである。

b. 推計方法

輸入品に課される税・関税＝全国値×分割比率

全 国 値：資料上の制約により暦年値で代替する。

分割比率：経済活動別県内総生産の「小計（経済活動の計）」の対全国比率で分割する。

なお、輸入品に課される税・関税の各経済活動への格付けは、その特定化が難しいため一括して欄外処理をする。

第3節（控除）総資本形成に係る消費税

支出系列（第2章第3節3－B）で求める総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除で
きる消費税額の合計値を、同額一括控除する。

第3章 生産者価格表示の県内総生産

経済活動別産出額から、経済活動別中間投入額を差し引くことにより求める。

第4章 固定資本減耗

固定資本減耗は、知的財産生産物（コンピュータソフトウェア、研究・開発等）を含む全ての固定資産について通常の使用に基づく摩損及び損失（減価償却）に加え、予見される火災、風水害、事故等に伴う滅失（資本偶発損）を評価した額である。固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計される。

（1）市場生産者の経済活動別固定資本減耗

経済活動別分類全てについて、全国の固定資本減耗比率を準用することとする。

県別経済活動別固定資本減耗額

＝県別経済活動別産出額×全国の経済活動別固定資本減耗比率

全国の経済活動別固定資本減耗比率

＝全国の経済活動別固定資本減耗／全国の経済活動別産出額

ただし、県民経済計算では「鉱物探査」は推計対象としていないが、この固定資本減耗は僅少であることから、当該計数を含んだ全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用する。

地域によって経済活動別（作業分類）の内訳部門での固定資本の装備状況が大きく異なる場合には、内訳部門ごとの固定資本減耗比率を用いることが望ましい。例えば、原子力発電設備がない県において、電気業全体の固定資本減耗比率を使用することは問題となる。発電設備の種類（水力、火力、原子力、その他）によって減耗比率は異なるからである。

このような場合には、内訳部門の固定資本減耗比率は県産業連関表（基本分類）を利用することが考えられる。

（2）非市場生産者（政府）の経済活動別固定資本減耗

第2章第1節17.非市場生産者（政府）を参照

（3）非市場生産者（非営利）の経済活動別固定資本減耗

非市場生産者（非営利）の経済活動ごとに固定資本減耗額を推計する。

県別経済活動別固定資本減耗額

＝県別経済活動別産出額×全国の経済活動別固定資本減耗比率

全国の経済活動別固定資本減耗比率

＝全国の経済活動別固定資本減耗／全国の経済活動別産出額

第5章 生産者価格表示の県内純生産

生産者価格表示の県内総生産から、固定資本減耗を差し引くことにより求める。

第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

1 生産・輸入品に課される税

a. 範囲

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。

例としては、関税、消費税、酒税等の内国消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが挙げられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、家賃の一部を構成するものとみなされ、生産・輸入品に課される税として扱われる。また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業における利益の一部も財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。なお、生産・輸入品に課される税は、生産者の付加価値の一部になると同時に、制度部門別所得支出勘定において、一般政府の受取として計上される。

b. 推計方法

生産・輸入品に課される税は原則として納税した経済活動に計上することとし、[積上げによる方法] 又は [按分による方法] により推計する。

積上げによる場合は、(1)全ての経済活動が納税していると思われる場合には、全ての経済活動に格付ける（不動産関係税等）。(2)経済活動のうち特定の活動が納税していることが明確である場合には、各経済活動に格付ける（酒税等）。

按分による場合は、全国値（経済活動別）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

(1)全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税（税目及び課税主体は〔生産・輸入品に課される税一覧表〕(1-107)を参照)

「市場生産者」は、①不動産関係税、②自動車関係税、③事業所税、④印紙収入、⑤消費税別に推計する。

「非市場生産者」は、税制上の非課税等を考慮して、①不動産関係税、②自動車関係税のみ推計する。

・市場生産者

『国税庁統計年報書』（国税庁）、『地方財政統計年報』（総務省）及び県主管課資料等により県（全国）納税額をとる。（〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照）

なお、ここで求めた納税額に非市場生産者分も含まれている場合は、「非市場生産者」で推計した額を控除する。

・非市場生産者

1) 非市場生産者（政府）

決算書又は直接照会により生産・輸入品に課される税額をとる。

2) 非市場生産者（非営利）

全国値（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）を総生産の自県分の対全国比により、分割する。

3) 市場生産者について〔積上げによる方法〕による場合には「1）、2）」で求めた生産・輸入品に課される税額をそれぞれ不動産関係税分と自動車関係税分に分離し、さらに不動産関係税については性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離する。

不動産関係税分と自動車関係税分に分離する際には不動産関係税、自動車関係税の納税額（非市場生産者分控除前）の構成比を用いる。

不動産関係税について性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離する際には、不動産関係税の納税額（政府・非営利分控除前）の性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の構成比を用いる。

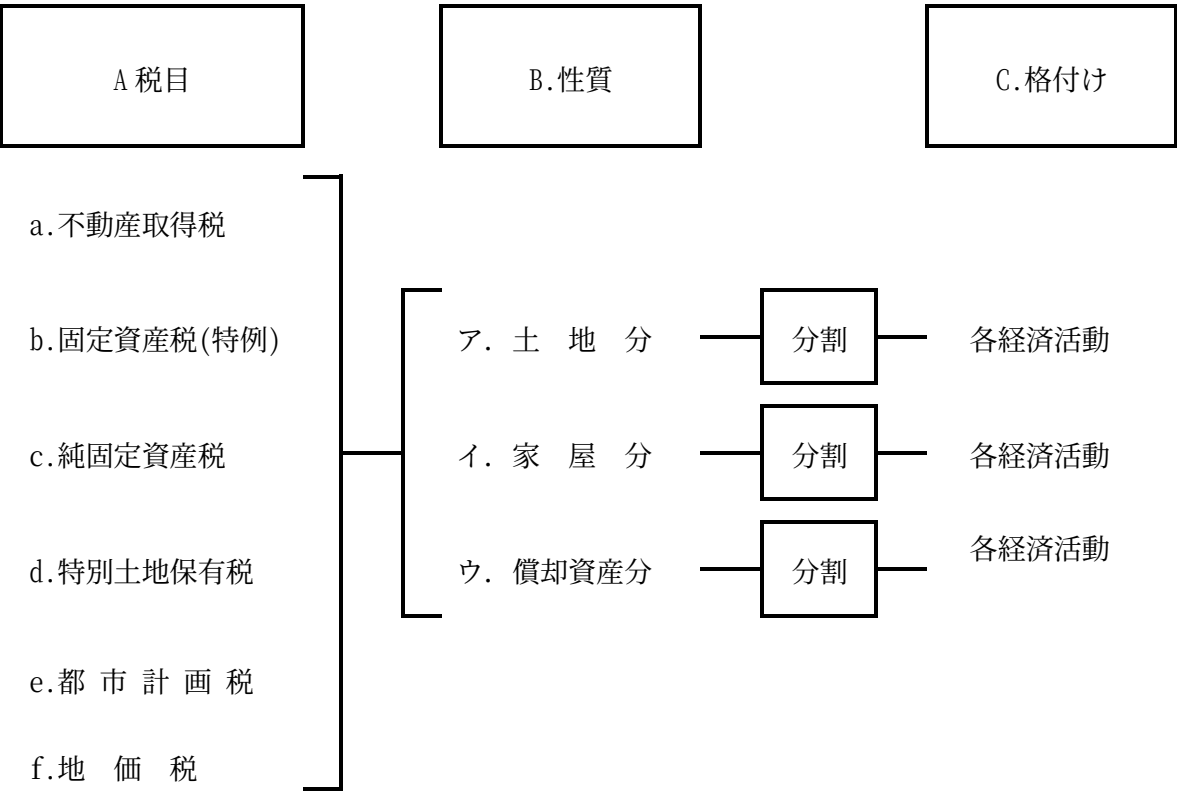
※ 「3）」で分離した生産・輸入品に課される税額は市場生産者の推計の際の納税額から控除すること。

[市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計する場合の具体的推計方法]

①不動産関係税

不動産取得税、固定資産税（特例分）、純固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、地価税

各税の納税額（〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照）を性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離してから経済活動別に分割する。なお、性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の段階で非市場生産者分を控除する。



A. 税目

a. 不動産取得税

『道府県税の課税状況等に関する調』（総務省）の「土地調定額」及び「家屋調定額」の構成比をもって「ア．土地分」と「イ．家屋分」に分離する。

b. 固定資産税（特例）

「ウ．償却資産分」とする。

c. 純固定資産税

『地方財政統計年報』（総務省）の「土地」、「家屋」、「償却資産」を「ア．土地分」、「イ．家屋分」、「ウ．償却資産分」に計上する。

d. 特別土地保有税

「ア．土地分」とする。

e. 都市計画税

「c．純固定資産税」における「ア．土地分」、「イ．家屋分」の構成比を準用する。

f. 地価税

「ア．土地分」とする。

B. 性質

「A．税目・a．不動産取得税～f．地価税」の性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の計数をそれぞれ加算する。

C. 格付け

ア. 土地分（住宅賃貸業分、その他の経済活動分に分割する）

・住宅賃貸業分

土地分の納税額×分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）の「住宅用地にかかる課税標準額」／「土地にかかる課税標準額」 とする。

・その他の経済活動分

その他の経済活動分は土地分から住宅賃貸業分を控除した残差とする。

また、各経済活動への分割比率は総生産を用いるが、住宅賃貸業（上記推計済）はゼロとする。

イ. 家屋分

家屋分の納税額×分割比率

分割比率：全経済活動別の総生産を用いる。

ウ. 償却資産分

「イ. 家屋分」の比率を準用するが、住宅賃貸業分は除く。

②自動車関係税

自動車関係の税（自動車重量税、自動車重量税（譲与分）、自動車税、自動車取得税、軽自動車税）は家計が負担している部分があるので、便宜的に 1/2 を生産・輸入品に課される税とする。

納税額（非市場生産者分控除後）×経済活動別分割比率

納 税 額：〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

経済活動別分割比率：次式により経済活動別自動車ストック額を推計し、この比率を用いる。

$$\begin{aligned} \text{経済活動別自動車ストック額} &= \text{県別経済活動別産出額} \\ &\quad \times (\text{経済活動別自動車ストック額（全国値）} \\ &\quad \div \text{経済活動別産出額（全国値）}) \end{aligned}$$

県別経済活動別産出額：第1章での推計値をとる。

③事業所税

納税額×経済活動別分割比率

経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いるが、税制上の非課税を考慮して農業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、運輸・郵便業のうち郵便業及び保険衛生・社会事業は除く。

④印紙収入

納税額×経済活動別分割比率

納 税 額：〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いる。

⑤消費税

消費税は「納税額」から「還付金」を控除し、「設備投資及び在庫投資に係る控除額」を加算したものとする。

しかし、支出系列（資本形成されたもの）では「設備投資及び在庫投資に係る控除額」が税額から控除されて計上されているため、生産系列においては「その他」の項目を設けて一括控除し、支出系列と生産系列を一致させることとする。

推計方法の概要は「市場生産者の消費税」は納税義務が生じた場所（事業所）と納税地（企業）が必ずしも一致しないことを考慮し、個人事業者（事業所ベース）は直接推計、法人（企業ベース）は全国分割とし、分割比率は税の性格から総生産（付加価値）を用いる。さらに、各経済活動部門への分割も総生産（付加価値）を用いる。

$$\text{消費税額} = \{ \text{納税額 (a. 個人事業者納税額 + b. 法人納税額)} - \text{c. 還付金額} + \text{d. 設備・在庫投資控除額} \} \times \text{e. 経済活動別分割比率}$$

a. 個人事業者納税額：各国税局の統計書よりとる。〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

b. 法人納税額：全国納税額×分割比率

全 国 納 税 額：『国税庁統計年報書』（国税庁）よりとる。〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

分 割 比 率：非課税業種を考慮して（「e. 経済活動別分割比率」参照）総生産の対全国比を求める。

c. 還 付 金 額：全国還付金額×分割比率

全 国 還 付 金 額：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の還付金額をとる。

分 割 比 率：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の収納済額の対全国比を求める。

d. 設備・在庫投資控除額：支出系列で推計した全額（企業設備分＋在庫品増加分）を計上する。

e. 経済活動別分割比率：「市場生産者」の各経済活動別部門への分割は総生産を用いるが、以下の特定業種の取扱いについては注意して行う。

i 金融業：FISIM 分は消費税なし（手数料のみ課税対象）

ii 保険業：保険業は非課税扱いのため消費税なし

iii 不動産業（住宅賃貸業）：消費税なし

iv 教育：学校教育法に規程する学校等については、非課税扱いとなるので消費税なし

v 保健衛生・社会事業（医療・保健・介護）：非課税扱いとなるので消費税なし

(2) 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税

〔生産・輸入品に課される税一覧表〕に沿っており、特定の経済活動にそれぞれ格付ける。

なお、国有資産等所在市町村交付金とは特別会計が市町村に対して支払う交付金であるため生産・輸入品に課される税とする。また、関税と輸入品商品税は産業別に配分せずに、「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表

区分			税目		作業分類
中央	国税	一般会計	消費税		
			関税		
			酒税	*	飲料製造業
			たばこ税	*	たばこ製造業
			揮発油税	*	石油製品製造業
			石油ガス税	*	小売業
			航空機燃料税	*	航空運輸業
			石油石炭税	*	鉱業
			自動車重量税の1/2		
			とん税	*	水運業
			印紙収入		
			地価税		
			電源開発促進税	*	電気業
			揮発油税（譲与分）		
		特別会計	地方揮発油税		
			たばこ特別税	*	たばこ製造業
			石油ガス税（譲与分）	*	小売業
			航空機燃料税（譲与分）	*	航空運輸業
			自動車重量税の1/2(譲与分)		
	税以外	公納付金	特別とん税	*	水運業
			日本中央競馬会納付金	*	娯楽業
			預金保険機構納付金	*	金融業
			環境再生保全機構賦課金収益		
			エネルギー対策特別会計納付金	*	鉱業
			特定アルコール譲渡者納付金	*	卸売業
		その他	旧税（その他）		

区分			税目		作業分類
地方	都道府県税	普通税	地方消費税		
			不動産取得税		
			固定資産税（特例分）		
			自動車取得税の1/2		
			軽油引取税	*	卸売業
			自動車税1/2		
			鉱区税	*	石炭鉱業
			道府県たばこ税	*	たばこ製造業
			ゴルフ場利用税	*	娯楽業
			道府県法定外普通税	*	分類不明
		目的税	道府県法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	*	分類不明
	市町村税	普通税	固定資産税		
			軽自動車税の1/2		
			鉱産税	*	金属鉱業
			特別土地保有税		
			市町村たばこ税	*	たばこ製造業
			市町村法定外普通税	*	分類不明
		目的税	都市計画税		
			事業所税		
			入湯税	*	旅館・その他の宿泊所
		市町村法定外目的税	市町村法定外目的税		
	税以外	旧法による税	旧法による税	*	分類不明
		交付金	交付金		
		その他	収益事業収入	*	娯楽業
			発電水利使用料	*	電気業
			法定外目的税（産業廃棄物税）	*	当該産業（目的税に応じて格付ける）

区分			税目		作業分類
地方	税外	交付金	国有資産等所在市町村交付金		公的活動の活動分類格付けに応じる。

- ・上記中、「＊」の税については、納税義務者が明らかであることから、該当経済活動に配分している。
- ・「」（空白）は、当該年の県内総生産比率等を用い、全経済活動に配分する。ただし非課税の経済活動は除く。
- ・下記の印紙収入は「生産・輸入品に課される税」に該当しない。
「自動車特別会計 自動車検査登録勘定」の「検査登録印紙収入」
当該勘定は公的非金融企業に格付けされ、この印紙収入は「租税」ではなく、「検査登録手数料収入」として分類され、サービスの対価として公的非金融のサービス業の産出額に計上される。

2 （控除）補助金

a. 概念・定義・範囲

補助金は、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

なお、非市場生産者が経常補助金を受け取ることはない。

非市場生産者（非営利）の経済活動や家計への経常的交付金は補助金ではなく経常移転として扱われる。また、市場生産者に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

食料安定供給特別会計の一般会計からの繰入は、経常補助金とみなす。

b. 経済活動格付け

補助金の経済活動への格付けについては、補助金の内容や交付先を考慮して行う。

c. 推計方法

〔積上げによる方法〕又は〔按分による方法〕により推計する。

〔積上げによる方法〕

①中央政府から市場生産者への補助金、②地方政府経由の補助金、③地方公営企業への補助金別に推計する。

① 中央政府から市場生産者への補助金

補助金総覧、財政収支調査、決算統計などから、該当する国の補助金を各種指標により按分して、対応する経済活動に格付ける。

② 地方政府経由の補助金

県分については、県決算書及び県主管課資料等よりとり、経済活動に格付ける。

市町村分については、地方財政状況調査等より積算する。

③ 地方公営企業への補助金

県主管課資料等よりとり、以下のように格付ける。

目	経済活動	目	経済活動
上水道	水道業	と畜場	食料品
工業用水道	水道業	観光施設	その他の対個人サービス
簡易水道	水道業	宅地造成	建設業
交通	運輸業	有料道路	運輸業
電気	電気業	駐車場整備	運輸業
ガス	ガス業	その他	その他の対個人サービス
病院	医療・保健		
港湾整備	運輸業		
市場	卸売業		

[按分による方法]

全国値（経済活動別補助金）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

第7章	県内純生産（要素費用表示）
第8章	雇用者報酬
第9章	営業余剰・混合所得

第7章 県内純生産（要素費用表示）

生産者価格表示の県内純生産から、生産・輸入品に課される税を差引き、補助金を加えることにより求める。

第8章 雇用者報酬

県内ベースの雇用者報酬を推計する。

第二部「分配系列」の推計方法を参照。

第9章 営業余剰・混合所得

県内純生産（要素費用表示）から、雇用者報酬を差し引くことにより求める。

第 10 章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）

連鎖方式の基本算式は以下のとおり。

$$LV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i Q_{t-1}^i} \times LV_{t-1}$$

LV_t t 年度の実質値（連鎖方式）

P_t^i i 財の t 年度の価格指数

Q_t^i i 財の t 年度の実質値

県民経済計算においては、経済活動別（主要系列表 1）の実質県内総生産を連鎖方式によって求める。

基本的には、使用するデフレーターは国民経済計算の暦年値を年度転換し、まず産出額、中間投入額の前年度基準の実質値を計算し、前年度基準の実質総生産額（＝実質産出額－実質中間投入額）を求める。

次に前年度基準の実質総生産の対前年度増減率を求め、これを推計開始年次の名目総生産額に順次乗じることによって、連鎖方式の実質総生産額を求める。

ここで使用する年度デフレーターは国民経済計算の暦年値を月次ないし四半期別価格指数で下記のように、年度転換する。

価格指数として使用する全国値のデフレーターは、国民経済計算の主要系列表 3. 経済活動別国内総生産（デフレーター：連鎖方式）の表章項目に対応したデフレーターとする。

年度デフレーター＝暦年デフレーター（全国値）×（年度価格指数／暦年価格指数）

年度価格指数、暦年価格指数は、投入産出物価指数（日本銀行）等であり、具体的には、「表 1 国民経済計算・生産系列連鎖 DF の年度転換に用いるデータ」を参照。

県民経済計算での連鎖方式による実質化の計算手順の概略は、次のとおりである。

（記号）

LV_t t 年度の実質値（連鎖方式） 平成 23 年暦年価格

P_t t 年度のデフレーター（価格指数） 平成 23 暦年＝1.00

Q_t : t 年度の実質値（数量）

d : 対前年度比

上添字 x : 産出

m : 中間投入

v : 総生産

i : 経済活動 $i = 1 \sim n$

s : 経済活動計（ $i = 1 \sim n$ の合計）

下添字 t : 年度 $t = 1 \sim T$ 。

なお、下記式の（a）：経済活動（市場生産者）別（ i ）の実質化、（b）は経済活動計（ $i = 1 \sim n$ の合計）の実質化に関する計算である。

① t 年度の前年度基準の実質産出額

= t 年度の名目産出額

／（ t 年度の産出デフレーター／ $t - 1$ 年度の産出デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} = \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{xs} Q_t^{xs} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi}$$

② t 年度の前年度基準の実質中間投入額

= t 年度の名目産出額

／（ t 年度の中間投入デフレーター／ $t - 1$ 年度の中間投入デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi} = \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{ms} Q_t^{ms} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

③ t 年度の前年度基準の実質総生産額

= t 年度の前年度基準の実質産出額 - t 年度の前年度基準の実質中間投入額

$$(a) \quad P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \sum_{i=1}^n (P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}) = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

④ t 年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

= t 年度の前年度基準の実質総生産額 / $t-1$ 年度の名目総生産額

$$(a) \quad dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = \frac{P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}}{P_{t-1}^{vi} Q_{t-1}^{vi}}$$

$$(b) \quad dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \frac{P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}}{P_{t-1}^{vs} Q_{t-1}^{vs}}$$

⑤ t 年度の連鎖方式の実質総生産額の一次推計値（推計開始年は平成 18 年度）

= 推計開始年（18）年度の名目総生産額

×（19）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

×（20）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

...

× T 年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

$$(a) \quad P_{18}^{vi} Q_t^{vi} = P_{18}^{vi} Q_{18}^{vi} \times \prod_{t=19}^T dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

$$(b) \quad P_{18}^{vs} Q_t^{vs} = P_{18}^{vs} Q_{18}^{vs} \times \prod_{t=19}^T dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}$$

⑥ **t 年度の連鎖方式の実質総生産額（平成 23 暦年基準）**

= t 年度の上記⑤の一次推計値 × （平成 23 年度の平成 23 暦年基準
の実質総生産額 / 平成 23 年度の上記⑤の一次推計値）

平成 23 年度の平成 23 暦年基準の実質総生産額

= （平成 23 年度名目産出額 / 平成 23 年度産出デフレーター）
－ （平成 23 年度名目中間投入額 / 平成 23 年度中間投入デフレーター）

$$(a) \quad LV_t^i = P_{18}^{vi} Q_t^{vi} \times \frac{Q_{23}^{vi}}{P_{18}^{vi} Q_{23}^{vi}}$$

$$Q_{23}^{vi} = \frac{P_{23}^{xi} Q_{23}^{xi}}{P_{23}^{xi}} - \frac{P_{23}^{mi} Q_{23}^{mi}}{P_{23}^{mi}}$$

$$(b) \quad LV_t^s = P_{18}^v Q_t^v \times \frac{Q_{23}^{vs}}{P_{18}^{vs} Q_{23}^{vs}}$$

$$Q_{23}^{vs} = \sum_{i=1}^n Q_{23}^{vi}$$

なお、平成 23 年基準改定より連鎖方式の計算方法の手順を上式の⑤
⑥のように改め、国民経済計算に準拠することとした。

また、表章についても、計算された連鎖方式による実質値を計上する
ものとする。

表 1. 国民経済計算・生産系列連鎖 D F の年度転換に用いるデータ

（その 1）産出額の年度転換

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1. 農林水産業			
(1) 農業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	農産物、畜産物	統合 (指数のウェイト)
(2) 林業	同上	林産物	
(3) 水産業	同上	水産物	
2. 鉱業	同上	鉱産物	
3. 製造業			
(1) 食料品	「製造業部門別投入・産出物価指数」 (日本銀行)	飲食料品(産出)	統合 (指数のウェイト)
(2) 繊維製品	同上	繊維製品(産出)	
(3) パルプ・紙・紙加工品	同上	パルプ・紙・板紙・加工紙(産出)、 紙加工品 (産出)	
(4) 化学	同上	化学製品(産出)	統合 (指数のウェイト)
(5) 石油・石炭製品	同上	石油・石炭製品(産出)	
(6) 窯業・土石製品	同上	窯業・土石製品(産出)	
(7) 一次金属	同上	鉄鋼(産出)、非鉄金属(産出)	統合 (指数のウェイト)
(8) 金属製品	同上	金属製品(産出)	
(9) はん用・生産用・業務用機械	同上	はん用機械(産出)、 生産用機械(産出)、 業務用機械(産出)	
(10) 電子部品・デバイス	同上	電子部品(産出)	統合 (指数のウェイト)
(11) 電気機械	同上	電気機械(産出)	
(12) 情報・通信機器	同上	情報・通信機器(産出)	
(13) 輸送用機械	同上	輸送機械(産出)	統合 (指数のウェイト)
(14) 印刷業	同上	印刷・製版・製本(産出)	
(15) その他の製造業	同上	木材・木製品(産出) 家具・装備品(産出) なめし皮・毛皮・同製品(産出) ゴム製品(産出) プラスチック製品(産出) その他の製造工業品(産出)	
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
(1) 電気業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	電力	統合
(2) ガス・水道・廃棄物処理業			
① (市場生産者) ガス・水道・廃棄物処理業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	都市ガス、水道	
② (政府) 下水道	「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)	下水道	・①②③の統合: 国民経済計算 の産出額ウェイト ・下水道と廃棄物処理の指数に は、政府を含む
③ (政府) 廃棄物	同上	廃棄物処理	
5. 建設業	建設工事費デフレーター(国土交通省)	建設総合 D F	
6. 卸売・小売業			
(1) 卸売業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 D F	
(2) 小売業	同上	同上	

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
7. 運輸・郵便業	『企業向けサービス価格指数』（日本銀行）	運輸・郵便	運輸・郵便指数には政府を含む。
①（市場生産者） 運輸・郵便業			
②（政府）水運施設管理			
③（政府）航空施設管理 （国公営）			
8. 宿泊・飲食サービス業	『消費者物価指数』（総務省）	一般外食、宿泊料	統合（指数のウェイト）
9. 情報通信業			
(1) 通信・放送業	『企業向けサービス価格指数』（日本銀行）	固定電気通信、移動電気通信、放送	統合（指数のウェイト）
(2) 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	同上	ソフトウェア開発、情報処理・ 提供サービス、新聞、出版	統合（指数のウェイト）
10. 金融・保険業	『国民経済計算年報』（内閣府）	国内需要DF	
11. 不動産業			
(1) 住宅賃貸業	『消費者物価指数』（総務省）	家賃	
(2) その他の不動産業	『企業向けサービス価格指数』（日本銀行）	不動産	
12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業			統合
①（市場生産者） 専門・科学技術・業務 支援サービス業	『毎月勤労統計』（厚生労働省）	賃金指数(全国、学術研究、専門・技 術サービス、現金給与総額)	①②③の統合：国民経済計算の 産出額ウェイト
②（政府）学術研究	『国民経済計算年報』（内閣府）	政府最終消費支出DF	
③（非営利）自然・人文 科学研究機関	『国民経済計算年報』（内閣府）	対家計民間非営利団体 最終消費支出DF	
13. 公務	『国民経済計算年報』（内閣府）	政府最終消費支出DF	
14. 教育			統合
①（市場生産者）教育	『毎月勤労統計』（厚生労働省）	賃金指数(全国、学術研究、専門・技 術サービス、現金給与総額)	①②③の統合：国民経済計算の 産出額ウェイト
②（政府）教育	『国民経済計算年報』（内閣府）	政府最終消費支出DF	
③（非営利）教育	『国民経済計算年報』（内閣府）	対家計民間非営利団体 最終消費支出DF	
15. 保健衛生・社会事業			統合
①（市場生産者） 保健衛生・社会事業	『消費者物価指数』（総務省）	保健医療サービス、介護料	①の統合：指数ウェイト
②（政府）保健衛生、社会福祉	『国民経済計算年報』（内閣府）	政府最終消費支出DF	
③（非営利）社会福祉	『国民経済計算年報』（内閣府）	対家計民間非営利団体 最終消費支出DF	
16. その他のサービス			統合
① 自動車整備・機械修理業	『企業向けサービス価格指数』（日銀）	自動車整備、機械修理	①～⑧の統合：国民経済計算の 産出額ウェイト
② 会員制企業団体	『毎月勤労統計』（厚生労働省）	賃金指数(産業計 現金給与総額)	
③ 娯楽業	『消費者物価指数』（総務省）	入場・観覧・ゲーム代	
④ 洗濯・理容・美容・浴場業	同上	理美容サービス	統合（指数のウェイト）
⑤ その他の対個人サービス業 （分類不明含む）	同上	補習教育、月謝類	
⑥（政府）社会教育	『国民経済計算年報』（内閣府）	政府最終消費支出DF	
⑦（非営利）社会教育	『国民経済計算年報』（内閣府）	対家計民間非営利団体 最終消費支出DF	
⑧（非営利）その他	同上	同上	
輸入品に課される税・関税	『国民経済計算年報』（内閣府）	輸入DF	
（控除）総資本形成に係る消費税	『国民経済計算年報』（内閣府）	民間総固定資本形成DF	

（その 2）中間投入額の年度転換

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1. 農林水産業			
(1) 農業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	
(2) 林業	同上	同上	
(3) 水産業	同上	同上	
2. 鉱業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	
3. 製造業			
(1) 食料品	『製造業部門別投入・産出物価指数』 (日本銀行)	飲食料品(投入)	
(2) 繊維製品	同上	繊維製品(投入)	
(3) パルプ・紙・紙加工品	同上	パルプ・紙・木製品(投入)	
(4) 化学	同上	化学製品(投入)	
(5) 石油・石炭製品	同上	石油・石炭製品(投入)	
(6) 窯業・土石製品	同上	窯業・土石製品(投入)	
(7) 一次金属	同上	鉄鋼(投入)、非鉄金属(投入)	統合 (指数のウェイト)
(8) 金属製品	同上	金属製品(投入)	
(9) はん用・生産用・業務用機械	同上	はん用機械(投入)、 生産用機械(投入)、 業務用機械(投入)	統合 (指数のウェイト)
(10) 電子部品・デバイス	同上	電子部品(投入)	
(11) 電気機械	同上	電気機械(投入)	
(12) 情報・通信機器	同上	情報・通信機器(投入)	
(13) 輸送用機械	同上	輸送機械(投入)	
(14) 印刷業	同上	その他の製造工業品(投入)	
(15) その他の製造業	同上	プラスチック・ゴム (投入) その他の製造工業品(投入)	統合 (指数のウェイト)
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
(1) 電気業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	同上	同上	
① (市場生産者) ガス・水道・廃棄物処理業			
② (政府) 下水道			
③ (政府) 廃棄物			
5. 建設業	建設工事費デフレーター(国土交通省)	建設総合 D F	
6. 卸売・小売業			
(1) 卸売業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	
(2) 小売業	同上	同上	
7. 運輸・郵便業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	
① (市場生産者) 運輸・郵便業			
② (政府) 水運施設管理			
③ (政府) 航空施設管理 (国公営)			
8. 宿泊・飲食サービス業	『国民経済計算年報』(内閣府)	国内需要 D F	

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
9. 情報通信業			
(1) 通信・放送業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(2) 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	同上	同上	
10. 金融・保険業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
11. 不動産業	同上	同上	
(1) 住宅賃貸業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(2) その他の不動産業	同上	同上	
12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
① (市場生産者) 専門・科学技術、業務支援 サービス業			
② (政府) 学術研究			
③ (非営利) 自然・人文 科学研究機関			
13. 公務			
14. 教育	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
① (市場生産者) 教育			
② (政府) 教育			
③ (非営利) 教育			
15. 保健衛生・社会事業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
① (市場生産者) 保健衛生・社会事業			
② (政府) 保健衛生、社会福祉			
③ (非営利) 社会福祉			
16. その他のサービス	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
① (市場生産者) その他サービス			
② (政府) 社会教育			
③ (非営利) 社会教育			
④ (非営利) その他			
輸入品に課される税・関税			
(控除) 総資本形成に係る消費税			

第二部 分配系列

目 次

第二部 分配系列

第1章 分配系列の概要	2-1
第2章 制度部門別所得支出勘定	2-29
第1節 雇用者報酬	2-29
1. 賃金・俸給	2-30
(1) 現金給与	2-30
(2) 役員報酬(給与・賞与)	2-38
(3) 議員歳費等	2-38
(4) 現物給与	2-38
(5) 給与住宅差額家賃	2-39
2. 雇主の現実社会負担	2-43
3. 雇主の帰属社会負担	2-45
第2節 営業余剰・混合所得	2-47
1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰	2-50
(1) 金融・保険業(民間、公的)	2-50
(2) 公的非金融法人企業	2-50
(3) 住宅賃貸業(持ち家)	2-50
2. 直接推計以外の営業余剰及び混合所得	2-51
(1) 家計(個人企業)	2-51
(2) 民間非金融法人企業	2-53
第3節 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	2-53
第4節 財産所得	2-54
1. 利子	2-56
(1) FISIM 調整前利子の推計	2-56
(2) FISIM 調整前(後)の受取・支払利子の制度部門別統合	2-67
(3) 制度部門別 FISIM 消費額	2-67
(4) FISIM 調整後の受取・支払利子(FISIM 額の加算及び減算)	2-76

2. 法人企業の分配所得	2－78
(1) 法人企業の分配所得の支払	2－79
(2) 法人企業の分配所得の受取	2－80
3. その他の投資所得	2－83
(1) 保険契約者に帰属する投資所得	2－83
(2) 年金受給権に係る投資所得	2－86
(3) 投資信託投資者に帰属する投資所得	2－87
4. 賃貸料	2－88
(1) 土地の純賃貸料	2－88
(2) 著作権使用料	2－93
第5節 経常移転	2－95
1. 所得・富等に課される経常税	2－95
2. 社会負担及び3. 現物社会移転以外の社会給付	2－101
4. 現物社会移転	2－122
5. その他の経常移転	2－126
(1) 非生命保険金及び非生命保険純保険料	2－126
(2) 一般政府内の経常移転	2－132
(3) 他に分類されない経常移転	2－135
第6節 最終消費支出	2－143
第7節 年金受給権の変動調整	2－143
第8節 貯蓄	2－143
第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳(表)	2－144
参考 所得支出勘定と県外勘定の関連	2－146

第1章 分配系列の概要

生産活動の結果発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で分配され、さらに様々な再分配過程を経て消費され、残りの部分は貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。SNAにおける所得支出勘定の制度部門別分類は、活動の意思決定主体により、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計(個人企業を含む)」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門に分割される。

県民所得（分配系列）はこの所得支出勘定を組み替えることによって推計される。

以下、分配系列の各勘定の構成項目について、その概要を説明する。

1. 県民所得及び県民可処分所得の概要

県民所得は、各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、企業所得、生産・輸入品に課される税(控除)補助金）と財産所得から構成されている。

県民可処分所得は、県民所得（市場価格表示）に経常移転（純）を加えたものである。

なお、県民所得と県民可処分所得は、「県民」概念で示されている。

以下、各計上項目について説明する。

(1)雇用者報酬

「雇用者報酬」は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（employees）への分配額を指すもので、家計部門の受取にのみ計上される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、県民経済計算上のあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

①賃金・俸給

「賃金・俸給」については、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、

給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。

なお、役員賞与については、平成17年基準までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、平成23年基準以降、賃金・俸給に含まれている。

一方、現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

さらに、国民経済計算では、平成23年基準以降、賃金・俸給には、2008SNAを踏まえ、雇用者ストックオプション（雇主企業がその雇用者に付与する自社株式の購入権）の価値が賃金・俸給に含まれているが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

②雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。前者は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に、後者はさらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。

a. 雇主の現実年金負担

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分(会計基準対象となる部分)も含まれる。

b. 雇主の現実非年金負担

「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

c. 雇主の帰属年金負担

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）

に関してのみ計上される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属年金負担＝現在勤務増分＋年金制度の手数料－雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。

d. 雇主の帰属非年金負担

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（会計基準非対象となる部分）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

(2) 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業含む）の3つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計、すなわち中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

(3) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

① 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、経常移転の「所得・富等に課される経常税」とは区別され、一般政府の受取としてのみ記録される。

②補助金

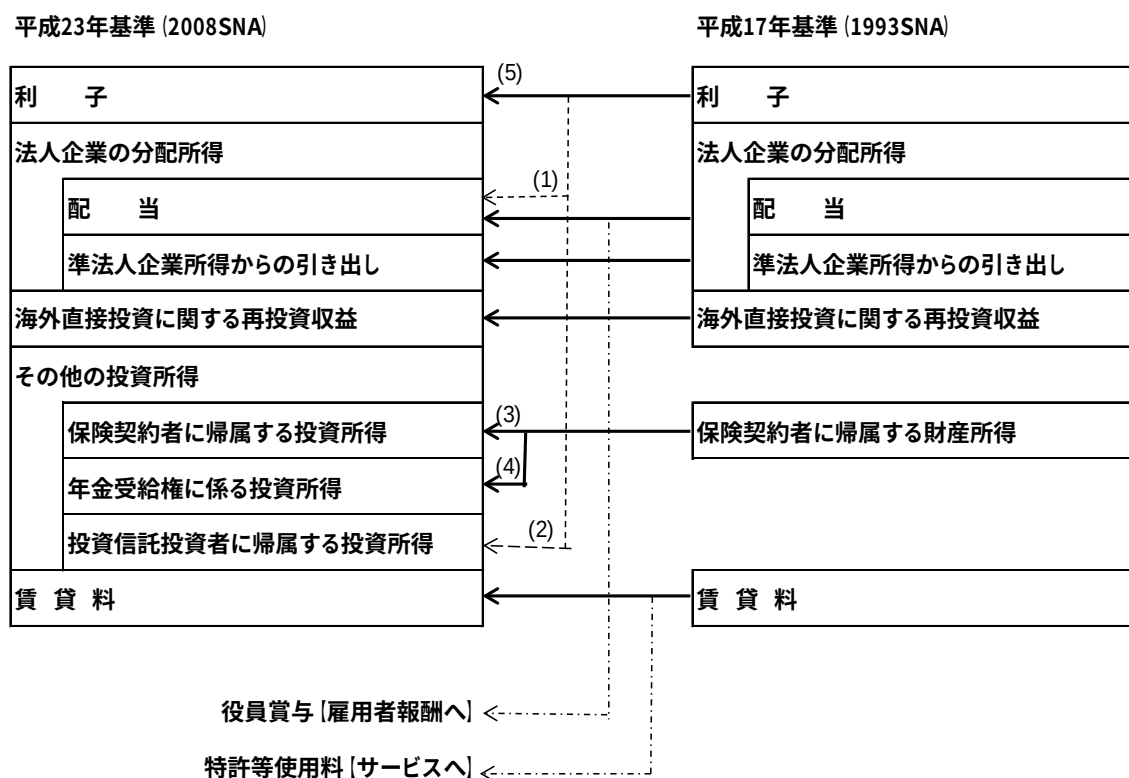
「補助金」とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄い、③財貨・サービスの市場価格を低下させる、という3つの条件を満たす経常交付金である。一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

このため、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

(4)財産所得

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。また、財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）及び「賃貸料」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、県民経済計算では法人企業の分配所得に含む。

図 国民経済計算における財産所得



①利子

「利子」は、特定の種類の金融資産—例えば、預金、債務証券、貸出等—の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、国民経済計算と同様に県民経済計算においても、利子に関して三点(FISIM の扱い、確定給付型年金制度、投資信託に係る扱いについて) 留意が必要である。

(FISIM の扱いについて)

第一の留意点は、平成17年基準以降導入されている FISIM の取扱いである。具体的には、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM 調整後」の概念である。ここで、現実に観測される利子については、貸出という資金提供の代わりに

受け取る利子所得には、貸出残高に貸出利子率と参照利子率の差を乗じて求められる「借り手側 FISIM」分が含まれ、また、預金という資金提供の対価として受け取る利子所得には、預金残高に参照利子率と預金利子率の差を乗じて求められる「貸し手側 FISIM」が含まれない、すなわち「FISIM 調整前」のものである。国民経済計算と同様に県民経済計算においても、こうした金融仲介機関が預金や貸出により提供した金融サービスに対する支払分は、財貨・サービスの取引として記録することとなっている。このため、貸出についていえば、観測される利子所得から「借り手側 FISIM」を控除した分が、預金についていえば、観測される利子所得に「貸し手側 FISIM」を加算した分が、それぞれ（FISIM 調整後の）利子として記録される。なお、県民経済計算では参考として、FISIM 調整前の利子の受払についても記録している。

（確定給付型年金制度に係わる扱いについて）

二点目は、「雇主の社会負担」の項で述べたとおり、平成 23 年基準以降では、雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（企業年金、退職一時金）に係る取引等について、発生主義による記録を徹底していることと関係する。ここで、確定給付型制度についてはいわゆる積立不足が発生しうるが、この積立不足部分は、制度を運営する年金基金（金融機関）が、制度の責任主体（年金責任者）である雇主企業（非金融法人企業、金融機関）に対して持つ金融債権であり、そこから財産所得を受け取っているものと擬制することとなっている（「年金基金の年金責任者に対する請求権に係る擬制的な利子」と呼ぶ）。県民経済計算では便宜的に財産所得のうち利子に当該所得のフローを記録している。

（投資信託に係る扱いについて）

三点目は、投資信託に係る扱いである。平成 23 年基準以降では、投資信託の投資者（投資信託受益証券の所有者）が、投資信託により受け取る所得について、実際に支払われた分配金を「配当」に、投資信託の留保利益分を「投資信託投資者に帰属する投資所得」に記録することとしている。ただし、基礎統計の制約から、この扱いは 2012 年度以降とし、これ以前については、分配金、留保利益ともに「利子」に含まれる扱いとする。

②法人企業の分配所得

「法人企業の分配所得」は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」を、県民経済計算では「法人企業の分配所得」に含む。

「配当」は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として権利を得る投資所得を指す。ここには、一般的な株式配当金のほか、①投資信託からその投資家に対して実際に配分されたインカムゲインを原資とする分配金や、②海外直接投資について、投資先である現地企業から、投資元である直接投資家に対して実際に配分された配当金も含まれる。なお、平成17年基準以前では、配当に役員賞与を含めていたが、平成23年基準以降は、企業会計における取扱いと整合的に、配当ではなく雇用者報酬（賃金・俸給）に記録している。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

③その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものは「その他の投資所得」に含まれる。具体的には、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」である。

a. 保険契約者に帰属する投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下、「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約

者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

なお、平成 17 年基準以前においては、年金基金に係る投資収益についても、保険会社のそれと同じく「保険契約者に帰属する財産所得」に記録していたが、平成 23 年基準以降では、別項目である「年金受給権に係る投資所得」（次項）に計上されている。

b. 年金受給権に係る投資所得

「年金受給権に係る投資所得」とは、平成 23 年基準以降で独立表章された内訳項目であり、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。これは現実には年金基金が留保するものであるが、前述の「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は、「家計の追加社会負担」として記録される。

この投資所得は、確定拠出型の制度の場合は、年金基金の受託資産、すなわち家計の年金受給権を投資した結果としての運用収益が記録される。一方、確定給付型の制度の場合は、発生主義の考え方の下、雇用者の勤続年数や平均余命、割引率といったパラメータにより計測される（前期末の）年金受給権に対し、割引率を乗じた値として計算される過去勤務増分に相当する金額が記録される。換言すると、ある期（例えば一年）の間における、年金受給権の割引現在価値の増加のうち、一年間だけ給付開始時点が近づくことによる増加分（割引率の巻き戻し分）という形で、いわば概念上の利子所得として記録されるものが、確定給付型制度の場合の「年金受給権に係る投資所得」となる。

c. 投資信託投資者に帰属する投資所得

「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。本項目は、平成 23 年基準以降で独立表章された項目であるが、計数

としては、基礎統計上の制約から 2012 年 7-9 月期以降計上されている。

④賃貸料

「賃貸料」は、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料と、知的財産権等使用料のうち著作権等使用料が含まれる。

土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。言い換えると、国民経済計算体系では、慣例上、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するにあたり、これらの諸経費を負担したと見なし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われるという扱いとなっている。

著作権等使用料については、その源泉となる著作権は、概念的には（無形の）非生産資産として扱われている関係上、その使用料については財産所得の賃貸料に含めて記録している。なお、特許権等に係る使用料について、平成 17 年基準以前においては、著作権等使用料と同様の考え方により、財産所得に記録していたが、平成 23 年基準以降においては、当該使用料の源泉となる特許実体について、研究・開発（R&D）という固定資産（知的財産生産物）に含まれる扱いとなったため、当該使用料については、サービス（特許等サービス）の供給とこれに対する需要として記録されるようになっている。

(5) 経常移転

経常移転は、大別すると「所得・富等に課される経常税」、「現物社会移転以外の社会給付と純社会負担」、「その他の経常移転」に分けられる。

①所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」とは、主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税からなる。なお、（支払う側から見れば）定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

所得・富等に課される経常税は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

「所得・富等に課される経常税」は、さらに「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。「所得に課される税」には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割、法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割、法人税割）、日本銀行納付金等が、「その他の経常税」には家計の負担する自動車関連諸税、事業税（地方特別法人税を含む）、道府県民税や市町村民税の個人均等割等が含まれる。このうち事業税については、平成17年基準以前では、生産・輸入品に課される税に含まれていたが、平成23年基準以降は、本項目に含まれている。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

②現物社会移転以外の社会給付と純社会負担

a. 純社会負担

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、前述のとおり、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなり、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、後述するように、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定の支払側では家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち①社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、②企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、③さらに無基金の社会保険制度に係る負担（現実の支給額を記録）については雇主部門に、それぞれ記録される。

家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」は、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」と合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。

なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰

属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値は「純社会負担」と呼ばれる。

(a) 家計の現実社会負担

「家計の現実社会負担」は、社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

例えば、我が国の場合、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される（雇主分は「雇主の現実社会負担」に記録）。なお、平成 17 年基準以前では、後述する「家計の追加社会負担」相当分と併せて、「雇用者の社会負担」として表章されていたが、平成 23 年基準以降、分割して記録が行われている。

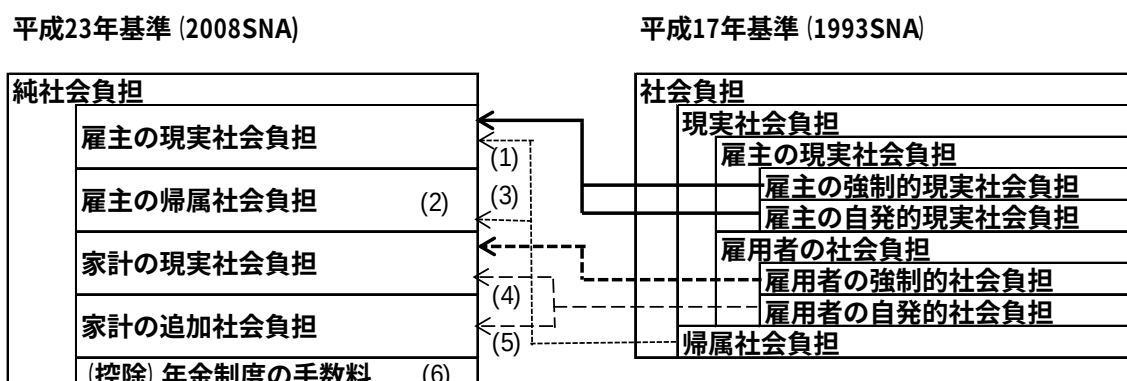
(b) 家計の追加社会負担

「家計の追加社会負担」は、前述（財産所得の項）の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理が採られている。本項目は平成 23 年基準以降、独立表章されている。

(c) (控除) 年金制度の手数料

「(控除) 年金制度の手数料」は、年金基金に係る制度の運営費用を指すもので、雇主と家計の社会負担の合計からこれを控除することで、「純社会負担」が導かれる。ここで控除された年金制度の手数料は、家計の可処分所得に一旦含まれ、そこから最終消費支出として支出される扱いとなる。

図 純社会負担



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
 (2) 雇主の帰属年金負担は新概念(確定給付型企业年金等について、現在勤務費用+年金制度の手数料
 －雇主の現実年金負担)
 (3) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額(雇主の帰属非年金負担に相当)
 (4) 家計による実際の保険料・掛金支払
 (5) 財産所得(年金受給権に係る投資所得)の迂回処理分
 (6) 新設(企業年金の運営費用に相当)

b. 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。このうち、制度部門別所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が記録される。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

(a) 現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、一般政府(社会保障基金)の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

(b) その他の社会保険年金給付

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。本項目は、支払側では、制度を運営する立場としての金融機関（年金基金）部門、受取側では家計部門にのみ記録される。

前述（雇用者報酬の項）のとおり、2008SNA においては、雇用関係に基づく社会保険制度の年金受給権について、発生主義による記録を徹底することが勧告されている。

我が国においては、企業会計の「退職給付に関する会計基準」において、厚生年金基金や確定給付企業年金といった確定給付型の企業年金と退職一時金を含む退職給付制度について、2008SNA と同様、発生主義に基づき記録することが求められており、2008SNA に対応した平成 23 年基準以降においても、これらの制度を一体的に扱うこととしている。なお、平成 17 年基準以前においては、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」として、退職一時金は企業会計上では、発生主義で記録されているか否かを問わず全額を「無基金雇用者社会給付」に含めて記録していたが、平成 23 年基準以降では、発生主義で記録される退職後の給付について本項目に一本化されている。

（c）その他の社会保険非年金給付

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金は無くとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

本項目は、平成 17 年基準以前における「無基金雇用者社会給付」に対応するものであるが、本項目は、発生主義による記録を行わない、つまり現金主義で記録する退職一時金のほか私的保険への拠出金等を含み、制度部門別所得支出勘定において、家計の受取、家計を除く各部門の支払に記録される。

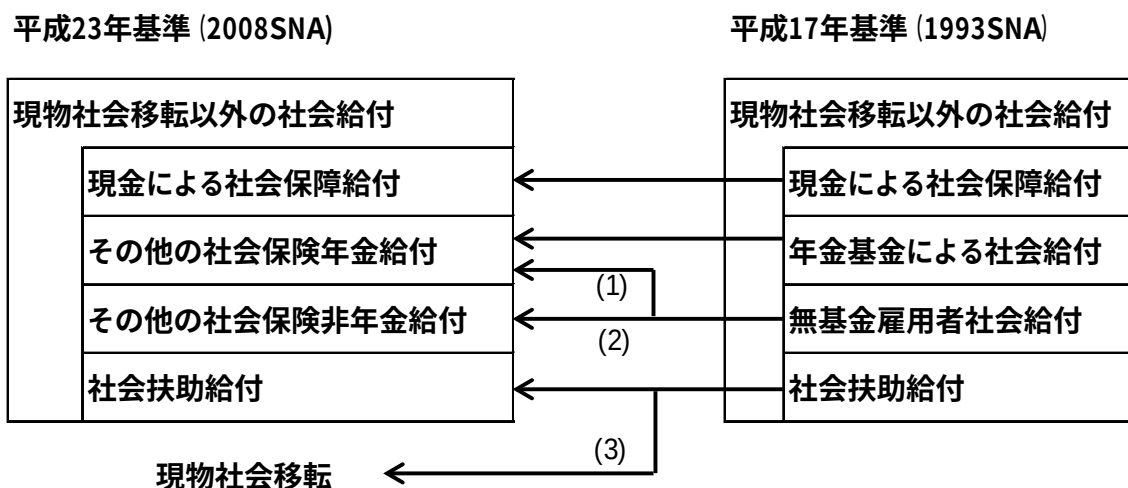
（d）社会扶助給付

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。定義上、受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体にのみ記録され

る。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

なお、本項目は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難なものがあるため、現物給付分も含む。ただし、平成17年基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分（生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分）については、平成23年基準以降は現物社会移転に含まれる。

図 現物社会移転以外の社会給付



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
(2) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額
(3) 公費負担医療給付分

③ その他の経常移転

「その他の経常移転」は、経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指し、非生命保険金や非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

a. 非生命保険金

「非生命保険金」は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。支払側では非生

命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録される。

本項目には、平成 17 年基準以前では損害保険等の非生命保険の保険金のみが記録されていたが、平成 23 年基準以降は、2008SNA を踏まえ、定型保証に係る純債務肩代わりも含まれている。

ここで、「非生命保険金」には 2008SNA を踏まえ、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれない。これは経常移転の扱いでなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

b. 非生命純保険料

「非生命純保険料」は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録される。

$$\begin{aligned}
 \text{非生命純保険料} &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} - \text{産出額} \\
 &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\
 &\quad - [\text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\
 &\quad - \text{保険金（純債務肩代わり）}] \\
 &= \text{保険金（純債務肩代わり）}
 \end{aligned}$$

なお、産出額の式（[]内）からは非生命保険の準備金のうち被保険者の持分の増加分は捨象している。

非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関から見れば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

本項目には、平成 17 年基準以前は損害保険等の非生命保険の純保険料のみが記録されていたが、平成 23 年基準以降は、定型保証に係る純保証料も含まれる。

c. 一般政府内の経常移転

「一般政府内の経常移転」は、県民経済計算の場合、県内の国出先機関、県、市町村及び社会保障基金の相互間の経常移転と県外の中央政府等との経常移転及び県外の一般政府との経常移転からなる。

この場合、中央政府等との経常移転は「国庫」といういずれの県にも属さない取引主体を擬制的に設けて、これとの取引を計上する。国庫の対象となる取引は中央政府及び社会保障基金（全国単位）の諸機関との間での受払である。

ここで、

- ・全国単位の社会保障基金とは

国所管の厚生年金保険等や全国単位の上部機関を持つ機関で、下記の地方社会保障基金以外である。

- ・地方社会保障基金とは

国民健康保険事業（事業勘定）

後期高齢者医療事業

介護保険事業（保険事業勘定）

の三つの社会保険事業を指す。

なお、一般政府内の経常移転は、定義上、受取側、支払側ともに一般政府にのみ記録され、受取、支払ともに同額が計上される。

具体的には、本項目には、地方交付税交付金や義務教育に係る国庫負担（国庫⇒県、市町村）、基礎年金の国庫負担等の社会保障制度に対する負担（国庫⇒社会保障基金）、医療や介護保険制度に対する負担（県、市町村⇒社会保障基金）等が計上される。なお、本項目には、公共事業に係る負担金等の資本形成を目的としてなされた一般政府内訳部門間の移転は含まない。これらは経常移転でなく、「資本移転」（資本勘定）である。

d. 他に分類されない経常移転

「他に分類されない経常移転」は、「その他の経常移転」のうち、上記の非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。なお、この中には「経常国際協力」を含むことになるが、県民経済計算では地域格付けが困難であることから推計対象外とする。

具体的には、本項目には主に、①一般政府により強制的に課せられた罰金・料（例えば、速度超過等の道路交通法違反に伴い課される罰金及び料）、②個人間の仕送り（居住者と非居住者間の労働者送金を含む）や、贈与、寄付（義援金を含む）等の移転、③対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、宗教団体への個人の寄付等といった移転、④社会給付を除く、一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、⑤日本銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転、等が含まれる。

このうち、⑤について補足すると、日本銀行の産出額のうち、手数料収入を除く部分（金融政策等の非市場性のサービス相当分）については、一般政府が最終消費するよう記録されるが、各部門の純貸出(+)／純借入(-)に影響を及ぼさないよう、これと同額が日本銀行（金融機関）から中央政府（一般政府）への経常移転として記録される。この取扱いは、2008SNA を踏まえたもので、平成 23 年基準以降から適用される。

④現物社会移転

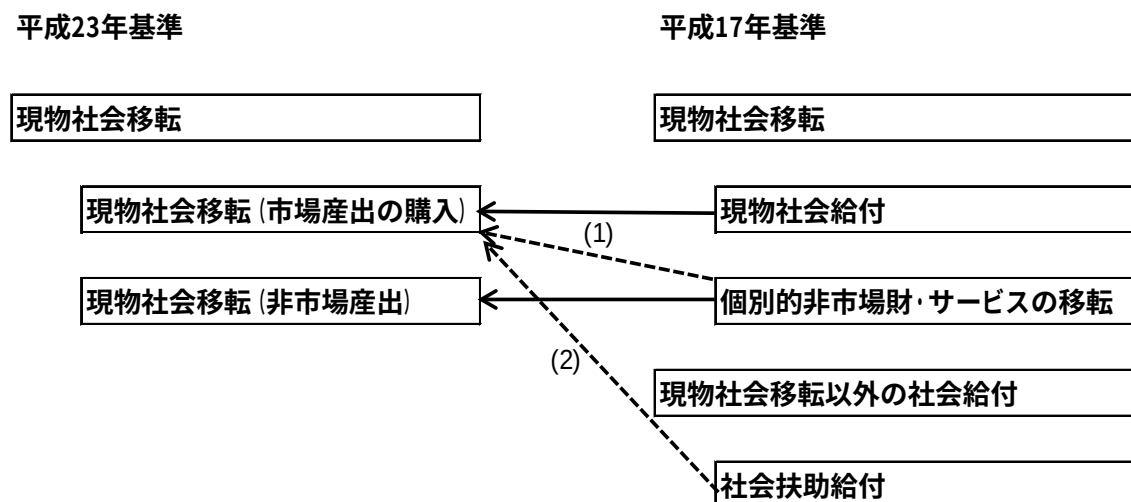
「現物社会移転」とは、一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す（個別的分野における移転支出）。「現物社会移転」は、一般政府又は対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。なお、現物社会移転の区分については、平成 17 年基準以前においては、1993SNA に則り「現物社会給付」と「個別的な非市場財・サービスの移転」に分けていた（現物社会給付については、さらに「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に区分）が、平成 23 年基準以降では、2008SNA の分類方法を踏まえ、現物社会移転を、「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」の二つに分けている。

a. 現物社会移転（市場産出の購入）

「現物社会移転（市場産出の購入）」とは、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、(a) 社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や(b) 公費負担医療給付のほか、(c) 義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。ここで、

平成17年基準以前には、(a)は現物社会移転のうち現物社会給付に、(b)は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付に、(c)は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転にそれぞれ含まれていた。

図 現物社会移転



(1) 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金

(2) 公費負担医療給付

b. 現物社会移転 (非市場産出)

「現物社会移転 (非市場産出)」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。換言すると、(社会一般が便益を享受する集合的なものではなく) 対家計の個別的な非市場性の財貨・サービスの産出額 (生産費用の積上げで計測) のうち、自己勘定の総固定資本形成 (R & D 産出分) に向けられたもの以外で、かつ利用者家計からの料金や負担の支払を控除した残差を表すものである。

本項目に含まれる具体例としては、一般政府の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

なお、本項目に相当する部分は、平成17年基準以前においては、現物社会移転の内訳としては「個別非市場財・サービスの移転」に記録されていた。

現物社会移転は、「(参考)現物社会移転」に計上する。

(6) 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、制度部門別所得勘定で、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

ここで、「年金受給権の変動調整」を制度部門別所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から以下に示す。

まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担－給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積（超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少）、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積（同上）として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、制度部門別所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

なお、こうした所得支出勘定上の取扱い、1993SNAに準拠した平成7年基準以降行っており、平成17年基準以前では「年金基金年金準備金の変動」という名称で記録していたが、平成23年基準以降、2008SNAへの対応として名称変更が行われた。

(7) 最終消費及び貯蓄

一般政府、対家計民間非営利団体及び家計の支払項目には、支出系列で推計された「最終消費支出」が計上され、さらに受取合計から支払合計を差し引いて、最終的に残った手元の所得は「貯蓄」として記録される。

2. 県民可処分所得と使用勘定

「県民可処分所得と使用勘定」は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（県外からの純受取を含む）、営業余剰・混合所得、県外からの財産所得の純受取、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、県外からの経常移転の純受取で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として最終消費支出と貯蓄が記録される。この貯蓄は県民可処分所得で除した比率は県民経済全体の貯蓄率を意味する。また平均消費性向（消費／可処分所得）も算出することができ、マクロ経済分析上重要な勘定となっている。

なお、この勘定は、所得支出勘定と同様に、当該県の居住者主体についての分配及び再分配を記録する勘定であるから、県外との所得の受払も含まれている。

このうち再分配の項目については、県内部部門間のものは受取計＝支払計であるから、すべて相殺され、県外との受払の分だけが計上される。また、県外との受払は、すべて受取額と支払額の差額として計上されている。

3. 県民所得及び県民可処分所得の表章

主要系列表－3「県民所得及び県民可処分所得の分配」は、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。以下主要系列表－3の表章に基づいて説明する。

(1) 県民所得（要素費用表示）

「県民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の県民純所得」の意味であり、県内ベースの雇用者報酬＋営業余剰・混合所得（要素所得）＋県外からの所得（純）と等しくなる。通常、県民所得という場合はこれを指す。

なお、主要系列表－3では県民所得（要素費用表示）を雇用者報酬（所得支出勘定より）、財産所得（非企業部門）及び企業所得（企業部門の第1次所得バランス）を内訳として表章する。

① 財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では所得支出勘定の一般政府、家計、対家計民間非営利団体の制度部門の財産所得が表章される。

② 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）

「企業所得」は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたもので、ア．民間法人企業、イ．公的企業、ウ．個人企業の3部門別に所得支出勘定から組替え計上される。

なお、制度部門別所得支出勘定で家計に計上される財産所得については、個人企業に発生することが明らかなものは②の企業所得に含め、個人企業と非個人企業との分割ができない受取利子などについては、①の非企業部門の財産所得として記録する。

(2) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

生産・輸入品に課される税から補助金を控除した額が計上される。

(3) 県民所得（市場価格表示）

「県民所得（市場価格表示）」は、県民所得（要素費用表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えたものである。

(4) 経常移転（純）

「経常移転」は①非金融法人企業及び金融機関、②一般政府、③家計（個人企業を含む）、④対家計民間非営利団体に分けて表章され、制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上される。

(5) 県民可処分所得

「県民可処分所得」は県民所得（市場価格表示）に経常移転（純）を加えたものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

(6) 県民総所得（市場価格表示）

「県民総所得（市場価格表示）」は、県民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えたものである。

4. 制度部門別所得支出勘定の表章形式

非金融法人企業

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 貯蓄	6. 営業余剰 7. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 8. 雇主の帰属社会負担 9. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

金融機関

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金受給権の変動調整 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 投資信託投資者に帰属する投資所得 9. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

一般政府

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3. その他の経常移転 うち非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 生産・輸入品に課される税 7. (控除) 補助金 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9. 所得・富等に課される経常税 10. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転 (市場産出の購入)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

家計（個人企業を含む）

1. 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 最終消費支出 6. 貯蓄	7. 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰（持ち家） (2) 混合所得 8. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 9. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11. その他の経常移転 うち非生命保険金 12. 年金受給権の変動調整
支 払	受 取
(参考) 支払利子（FISIM 調整前） 可処分所得 貯蓄率（%）	(参考) 受取利子（FISIM 調整前） 現物社会移転 うち現物社会移転（市場産出の購入）

(注) 1. 可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4 の合計)

2. 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

対家計民間非営利団体

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3. 非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7. 雇主の帰属社会負担 8. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

5. 県民可処分所得と使用勘定の表章形式

1. 民間最終消費支出 2. 政府最終消費支出 3. 県民貯蓄	4. 雇用者報酬（県内活動による） 5. 県外からの雇用者報酬（純） 6. 営業余剰・混合所得 7. 県外からの財産所得（純） 8. 生産・輸入品に課される税 9. （控除）補助金 10. 県外からの経常移転（純）
県民可処分所得の使用	県民可処分所得

6. 県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式

項 目
1. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 2. 財産所得（非企業部門） a. 受取 b. 支払 (1) 一般政府 a. 受取 b. 支払 (2) 家計 ① 利子 a. 受取 b. 支払（消費者負債利子） ② 配当（受取） ③ その他の投資所得（受取） ④ 賃貸料（受取） (3) 対家計民間非営利団体 a. 受取 b. 支払 3. 企業所得（企業部門の第 1 次所得バランス） (1) 民間法人企業 a. 非金融法人企業 b. 金融機関 (2) 公的企業 a. 非金融法人企業 b. 金融機関 (3) 個人企業 a. 農林水産業 b. その他の産業（非農林水産・非金融） c. 持ち家 4. 県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）

5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 6. 県民所得（市場価格表示）（4 + 5）
7. 経常移転（純） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体
8. 県民可処分所得（6 + 7） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体
（参考）県民総所得（市場価格）

- （注） 1. 県民総所得（市場価格）＝県民所得（要素費用表示）＋固定資本減耗
＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金
2. 企業所得（企業部門の第 1 次所得バランス）は、営業余剰・混合所得に
財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したもの。

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指す。

雇用者とは、県内に常時居住し、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなす。3か月以上他県に就労する季節労務者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

雇用者報酬は、内訳として、(1)賃金・俸給、(2)雇主の社会負担に分類され、それらの構成項目は以下のとおりである。

項目	項目
(1) 賃金・俸給 ①現金給与 ②役員報酬（給与・賞与） ③議員歳費等 ④現物給与 ⑤給与住宅差額家賃	(2) 雇主の社会負担 ①雇主の現実社会負担 a.雇主の現実年金負担 b.雇主の現実非年金負担 ②雇主の帰属社会負担 a.雇主の帰属年金負担 b.雇主の帰属非年金負担

なお、上記表の(2)の「①雇主現実社会負担」の内訳の「a.雇主の現実年金負担」、「b.雇主の現実非年金負担」は、平成23年基準以降の概念上の区分であり、実際の推計作業では年金と非年金に分けずに推計する(2-101)。

また、平成23年基準以降、2008SNAを踏まえ、賃金・俸給には⑥「雇用者ストックオプション」の価値が含まれるが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

所得支出勘定は居住地主義を取るため、県内の雇用者報酬以外に、県外からの雇用

者報酬（受取）、県外への雇用者報酬（支払）の推計を行い、県民ベースとする。

県民ベースの雇用者報酬は、所得支出勘定「家計」の受取と主要系列表 - 3「県民所得及び県民可処分所得の分配」に計上される。

なお、県内ベースの雇用者報酬は生産勘定の付表「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、県内要素所得の内訳として計上される。

1. 賃金・俸給

「賃金・俸給」は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等も含まれる。

(1)現金給与

①農林水産業

a. 農業

i. 農家

販売農家1戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数 による。

農業雇用労賃：『農業経営統計調査』（農林水産省）

販売農家戸数：『農業構造動態調査』（農林水産省）及び『農林業センサス』（農林水産業）

ii. その他（農業企業など）

農業法人事業体の雇用者報酬は、県主管課資料等により推計する。

これによらない場合は、

1人当たり雇用者報酬（全国平均）×1人当たり現金給与の自県分の対全国比
×都道府県別農業法人雇用者数 による。

1人当たり雇用者報酬（全国平均）：『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したもの（全国平均）。

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が平

成 21 年度以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。平成 20 年度以前についても農業と林業を合算した数値を用いる。

1人当たり現金給与の自県分の対全国比：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与総額（調査産業計）の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数か年移動平均を用いる。

都道府県別農業法人雇用者数：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）の農業（園芸サービスを除く）のうち法人の県別従業員数

b. 林業

事業所に直接照会することによって賃金・俸給支払額を推計する。

これによらない場合は、以下のとおりとする。

i. 林家

林業の県内純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率 による。

林 業 の 県 内 純 生 産：生産勘定の「林業」の県内純生産

林野面積の県別個人分割合：『農林業センサス』（農林水産省）より民有林のうちの「私有」の割合を求める。

雇 用 労 賃 率：『林業経営統計調査』（農林水産省）の雇用労賃／純生産 による。純生産は粗収益－（経営費－雇用労賃－負債利子－物件税・公課諸負担） とする。

ii. その他

地方公共団体・財産区(林業)及び林業法人事業体における雇用者報酬は県主管

課資料等により推計する。

これによらない場合、法人事業体については

1人当たり雇用者報酬（全国平均）×1人当たり現金給与の自県分の対全国比
×都道府県別林業法人雇用者数 による。

1人当たり雇用者報酬（全国平均）：『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の
役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人
数で除したもの（全国平均）

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が平
成21年度以降、農業と林業が統合され「農
業・林業」となったことから、このデータを用
いることとする。平成20年度以前について
も農業と林業を合算した数値を用いる。

1人当たり現金給与の自県分の対全国比：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の
常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額
（調査産業計）の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層
があるなどデータが安定しない場合には、数
か年移動平均を用いる。

都道府県別林業法人雇用者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の林業の
うち法人の県別従業者数

c. 水産業

水産業の県内純生産×雇用労賃率 による。

雇用労賃率：『漁業経営調査』（農林水産省）の雇用労賃／純生産 から、経営体
別、海区別に算出する。純生産は
(漁労収入－漁労支出)＋雇用労賃 とする。

なお、内水面漁業、内水面養殖業の雇用労賃率は、漁船漁業（3
t未満）、海面養殖業など、県の実態に即して準用する。

d. 有給家族従業者の現金給与の加算

上記 a、b、c の「雇用労賃」には有給家族従業者の労賃分が含まれていないことから、有給家族従業者分の現金給与を次式により推計し、上記 a、b、c の合計額に加算する。

$$\begin{aligned} \text{有給家族従業者の現金給与} &= \text{有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与} \\ &\quad \times \text{有給家族従業者数} \end{aligned}$$

有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与：上記 a～c で推計した農業、林業、水産業の各現金給与総額を各雇用者数で除した 1 人当たり単価を用いる。

なお、雇用者数については、『国勢調査』（総務省）から直線補間・補外して推計した数値に、二重雇用比率を乗じて推計する。

有給家族従業者数：家族従業者数

×全国の家族従業者総数に占める有給の割合による。

家族従業者数：『国勢調査』（総務省）の家族従業者数を農林水産業以外の産業の常用雇用者数の補外方法に準じて補間・補外する。

②農林水産業以外の産業

常用雇用者と臨時・日雇従業者に分けて推計する。

ただし、サービス業（教育）のうちの教職員については、決算書等のデータが直接照会等から得られることから、下記で推計に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）のサンプル調査の結果を使用せずに別途推計加算する。また非市場生産者（政府）のうち公務についても、『毎月勤労統計』の調査対象外であることから別途推計加算する。

なお、農林水産業以外の家族従業者（『国勢調査』ベース）は無給とみなしているため、推計しない。

**a. 常用雇用者（サービス業（教育）のうちの教職員・非市場生産者（政府）のうち
公務を除く）**

経済活動別常用雇用者の賃金・俸給は、常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・俸給によって求める。

i) 常用雇用者数

常用雇用者数＝（雇用者数×二重雇用比率）－臨時・日雇従業者数

雇 用 者 数：『国勢調査』（総務省）の雇用者数をベンチマークとして、『就業構造基本調査』（総務省）の産業別雇用者数、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数等によって補間・補外推計し、各年次別雇用者数を推計する。

二重雇用比率：全国の比率を準用する。

なお、『国勢調査』では、1人の仕事を主なもの1つに限っているが、SNAでは、2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数える。そのため、副業者分を加算するために上記のように二重雇用比率を乗じ推計している。

臨時・日雇従業者数：後述「c. 臨時・日雇」より

なお、臨時・日雇分を控除するのは、雇用者数に乘じる「1人当たり現金給与総額」の推計（次項）に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）の調査対象が常用雇用者であり、臨時・日雇従業者は調査対象外であるためである。

ii) 1人当たり現金給与総額

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）－30人以上－により経済活動別に求める。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の産業中分類「K70 物品賃貸業」は経済活動別の「○専門・科学技術、業務支援サービス業」に含み、産業大分類「N 生活関連サービス、娯楽業」、「Q 複合サービス事業」は「○その他のサービス」に含む。また産業大分類「P 医療・福祉」は「○保健衛生・社会事

業」に該当する。

経済活動別全規模1人当たり現金給与額は

$$\begin{aligned} & (30 \text{ 人以上の1人当たり現金給与額} \times 30 \text{ 人以上の常用雇用者数} \\ & + 29 \text{ 人以下の1人当たり現金給与額} \times 29 \text{ 人以下の常用雇用者数}) \\ & / (30 \text{ 人以上の常用雇用者数} + 29 \text{ 人以下の常用雇用者数}) \text{ による。} \end{aligned}$$

なお、上式中の計数は以下の方法によって求める。

・30人以上の1人当たり現金給与額

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の事業所規模30人以上の1人当たり現金給与総額による。

・29人以下の1人当たり現金給与額

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の結果を基礎に、『民間給与実態統計調査』（国税庁）などから、30人以上と29人以下の給料手当の格差を用いて推計する。

・30人以上と29人以下の雇用者数

『経済センサス－基礎調査』（総務省）から求める。

b. 教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務の常用雇用者

（a）教育のうち教職員

教職員のうち公立分は県教育委員会資料、国立、私立は直接照会によって得た所得額又は『学校基本調査報告書』（文部科学省）などにより推計する。

（b）非市場生産者（政府）

国家公務員、自衛隊員及び国有林野は直接照会、地方公務員は県人事委員会、その他の所管課に直接照会する。

c. 臨時・日雇

臨時・日雇の賃金は、まず『国勢調査』ベースの「臨時・日雇者数」と『毎月勤労統計（地方調査）』ベースの「臨時・日雇の1人当たり年間現金総額」を推計して、次にこれら両者を乗じて求める。以下すべて経済活動別に推計する。

臨時・日雇の賃金

= (a) 臨時・日雇の産業別雇用者数（『国勢調査』ベース）

× (b) 臨時・日雇の産業別1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

(a) 臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）

臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）は、まず『経済センサス基礎調査』（総務省）より臨時・日雇の人数割合（対常用雇用者数）を求め、これを『国勢調査』（総務省）の雇用者数（二重雇用比率調整済み）に乗じて推計する。

具体的には次のように推計する。

・臨時・日雇者数（『国勢調査』ベース）

= 臨時・日雇人数割合 × 『国勢調査』の雇用者数 × 二重雇用比率

臨時・日雇人数割合：臨時雇用者数 / （常用雇用者 + 臨時雇用者数）

臨時雇用者数、常用雇用者数：『経済センサス基礎調査』（総務省）

(b) 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）より臨時・日雇の賃金比率（対常用労働者の賃金、全国平均）を求め、これを『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）より上記 a. の ii) で推計している常用雇用者の1人当たり年間現金給与額に乗じて求める。

・臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

= 常用雇用者の1人当たり現金給与総額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

× 臨時・日雇賃金比率

具体的には、次のように推計する。

i) 臨時・日雇賃金比率

= 臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

／ 常用労働者1人当たり年間現金給与総額

・臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

＝実労働日数×1日当たり所定内労働時間数

×1時間当たりきまって支給する現金給与額×12カ月

各データ：『賃金構造基本統計調査報告』（厚生労働省）の民営の全国平均を使用する。

・常用労働者1人当たり年間現金給与総額

『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）より一般労働者と短時間労働者の1人当たり年間現金給与総額を求め、労働者数で加重平均して常用労働者（一般労働者＋短時間労働者）の「1人当たり年間現金給与総額」（経済活動別、民営、全国平均）を求める。具体的には、以下を経済活動別に行う。

常用労働者1人当たり年間現金給与総額

$$= (\text{一般労働者1人当たり年間現金給与総額} \times \text{一般労働者数} \\ + \text{短時間労働者1人当たり年間現金給与総額} \times \text{短時間労働者数}) \\ \div (\text{一般労働者数} + \text{短時間労働者数})$$

一般労働者1人当たり年間現金給与総額：

$$= \text{一般労働者の「きまって支給する現金給与額」} \times 12 \text{ カ月} \\ + \text{一般労働者の「年間賞与その他特別給与額」}$$

短時間労働者1人当たり年間現金給与総額：

$$= \text{短時間労働者の（「実労働者日数」} \times 1 \text{ 日当たり所定内実労働時間} \\ \times 1 \text{ 時間当たり所定内給与額）} \\ \times 12 \text{ カ月} + \text{短時間労働者の「年間賞与その他特別給与額」}$$

各データ：『賃金構造基本統計調査報告』（厚生労働省）の民営の全国平均を使用する。

ii) 常用雇用者の1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

前述「1. 賃金・俸給」の（1）②の「a. 常用雇用者（教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務を除く）」で推計した「常用雇用者の賃金」を常用雇用者数で除して求める。

常用雇用者の1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

＝常用雇用者の賃金÷常用雇用者数（二重雇用比率調整済み）

いずれの常用雇用者も農林水産業以外の経済活動で、教育のうち教職員・非市場生産者（政府）のうち公務を除く。

（2）役員報酬（給与・賞与）

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与及び賞与である。

推計方法は以下のとおり。

1人当たり役員給与・賞与×役員数 による。

上記中の計数は以下のように推計する。

① 1人当たりの役員給与・賞与

1人当たり現金給与×全国の1人当たり平均賃金の格差 による。

1人当たり現金給与：前述((1)-②-a.-ii)の常用雇用者の1人当たり現金給与総額による（2-34）。

役員と従業員の報酬格差（全国の1人当たり平均賃金の格差）：全国の「役員／従業員」を準用する。

② 役員数

『国勢調査』をベースに推計した役員数（常勤及びその他の役員）に二重雇用比率を乗じて推計する。二重雇用比率は全国の比率を準用する。

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、役員給与手当分を含んでいるためここでは除いて推計する。

（3）議員歳費等

県市町村議員の報酬、地方公共団体の委員手当のほか、国会議員のうち、県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

直接照会及び県・市町村の決算書により推計する。

なお、全国の委員手当は、前述（(1)-②-b.-(b)）の非市場生産者（政府）の公務に含む（2-35）。

（4）現物給与

自社製品などの通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当（通貨による支払い

を除く)、消費物資の廉価販売等に要した費用である。

現物給与の評価は原則として支給に要した費用（原価）によることとし、雇用者の負担分は除く。

推計方法は以下のとおり。

現金給与所得×現物給与比率

現金給与所得：前述(1)-②)の農林水産業以外の産業の現金給与所得（賃金・俸給）の総額（2-33）。

現物給与比率：全国の比率を準用する。

（上記は何れも臨時・日雇を含む）

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、現物給与分を含んでいるためここでは除いて推計する。

(5)給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を、入居者が受取った現物給与とみなして扱い、雇用者報酬に含める。

推計方法は、以下のとおり。

{1か月1㎡当たり市中平均家賃（民営借家）－1か月1㎡当たり給与住宅家賃}

×（給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積）×12か月

各データは、『住宅・土地統計調査』よりとる。補間・補外年については年率で推計する。

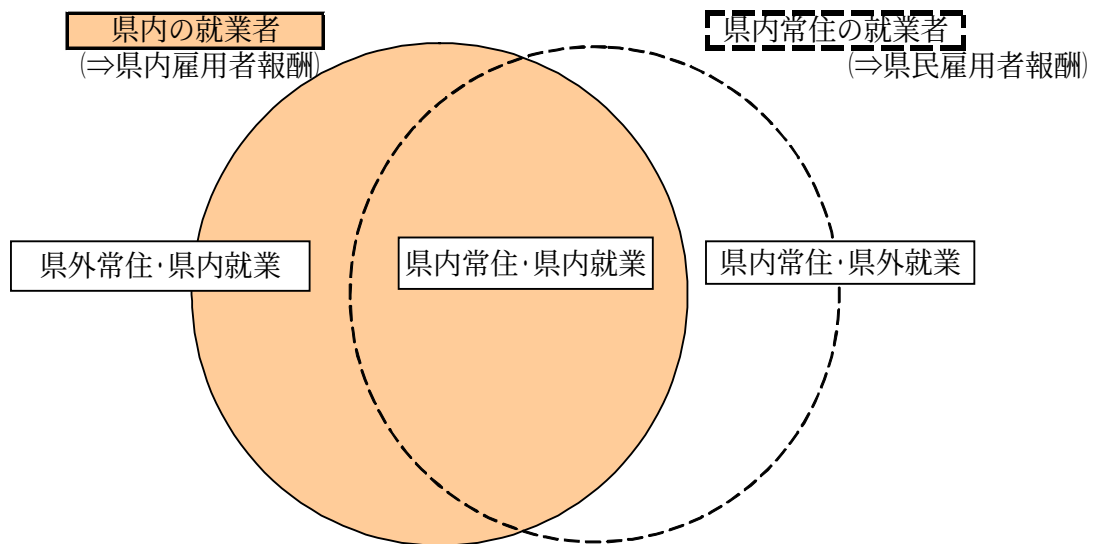
なお、経済活動別分割は前述(1)で推計した経済活動別の現金給与額に「経済活動別給与住宅差額家賃／現金給与の比率」を乗じたものの構成比で分割する。

(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について

県民経済計算では、雇用者報酬について、生産勘定に計上する県内ベース（以下、「内ベース」という）と所得支出勘定に計上する県民ベース（以下、「民ベース」という）の両方の推計を行う。その際に、県内と県外の賃金格差を考慮して推計することが望ましい。

雇用者報酬のうち賃金・俸給について、賃金格差を考慮した県内・県民の両ベースの推計方法の一事例を提示する。実際の推計にあたっては、各県の隣接県との経済規模や産業構造の違いなどを考慮して推計することとし、参考程度とする。

図 県内雇用者報酬と県民雇用者報酬の概念

**(推計上の仮定)**

○経済活動別にみた従業上の地位

就業者数に占める雇用者数、役員数などの地位別の割合は、すべて県民就業者の地位別割合に等しいとする。

県内常住・県内就業者での地位別割合＝県民就業者の地位別割合

県内常住・県外就業者の地位別割合＝同上

県外常住・県内就業者の地位別割合＝同上

○産業別にみた賃金格差について

県外常住・県内就業者の賃金＝県内常住・県内就業者の賃金（格差なしと仮定）

県内常住・県外就業者の賃金¹ 県内就業者の賃金（格差ありと仮定）

なお、賃金・俸給は、従業上の地位（雇用者、役員、臨時・日雇など）別に推計する。

(資料上の制約)

- ①『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）について
 - ・内ベースの統計である。
 - ・産業分類上の区分は、大分類。（前述（(1)-②-a.-ii）の分類に組替え参照（2-34））。
- ②『国勢調査』（総務省）について

就業者数等の集計有無（○印：有 ×印：無）

	就業者数	雇用者数	従業上の地位
常住地別集計（民ベース）	○	○	○
従業地別集計（内ベース）	○	○（役員含む）	×
常住地×従業地の集計	○	×	×

(注) ○印はいずれも産業分類別

(備考) 就業者の従業上の地位の区分は、以下のとおり

- ・雇用者（正規職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト・その他）
- ・役員 ・業主 ・家族従業者 ・家庭内職者

(県内賃金・俸給の推計)

- ①内ベースの賃金・俸給（経済活動別）
 - ＝内ベースの（現金給与＋役員報酬＋議員歳費等＋現物給与＋給与住宅差額家賃）
- ②内ベースの現金給与（経済活動別）
 - ＝農林水産業の現金給与＋その他経済活動の現金給与
 - ・その他産業の現金給与（経済活動別に推計）
 - ＝常用雇用者数×1人当たり現金給与＋臨時日雇の現金給与

なお、教育のうち教職員と非市場生産者（政府）のうち公務は、業務資料から推計するため、上式から一度削除し、別途、業務資料による推計結果を加算する。

(県民賃金・俸給の推計)

- ①民ベースの賃金・俸給（経済活動別）
 - ＝県内賃金・俸給－県外常住・県内賃金・俸給＋県内常住・県外賃金・俸給

②県外常住・県内賃金・俸給

$$= \text{県内賃金} \cdot \text{俸給} \times (\text{県外常住} \cdot \text{県内就業者数} / \text{県内就業者数})$$

なお、自県内従業者の1人当たり賃金は、常住地の自県、他県に関係なく同一と仮定。また従業上の地位の割合も同一と仮定。

③県内常住・県外賃金・俸給

$$= \text{県内賃金} \cdot \text{俸給} \times (\text{県内常住} \cdot \text{県外就業者数} / \text{県内就業者数}) \times \text{賃金格差係数}$$

なお、経済活動別に計算するが、賃金格差は全経済活動平均。賃金格差は各経済活動同じと仮定。従業上の地位の割合は同一と仮定。

・賃金格差係数 (α)

県内常住者の従業地		賃金（全経済活動平均）	県内常住の県外就業者数
他県	他県の主要勤務県ないし隣接県 ($j=1 \cdot \cdot j$)	W_j	L_j
	上記以外他県の勤務地合計 ($t=1$)	W_t	L_t
自県	当該県 ($o=1$)	W_o	

$$\text{賃金格差係数 } \alpha = [\{ \Sigma (W_j \times L_j) + (W_t \times L_t) \} / (\Sigma L_j + L_t)] / W_o$$

ここで、 W_t は W_j の加重平均、すなわち、

$$W_t = \Sigma (W_j \times L_j) / \Sigma L_j$$

なお、 W_j に大都市の県を含む場合、大都市の県を除いた加重平均、あるいは自県と同じ $W_t = W_o$ とする。

(転換比率の計算)

社会保障雇主負担（現実社会負担、帰属社会負担）等の内民転換などに使用する“転換比率”の計算

- ・内から民のベースに転換する比率→内民転換比率＝県民賃金・俸給／県内賃金・俸給
- ・民から内のベースに転換する比率→民内転換比率＝県内賃金・俸給／県民賃金・俸給

2. 雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。まず、雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付型企业年金、確定拠出型企业年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の現実社会負担」の推計に当たっては便宜上、社会保障基金に係る雇主の現実社会負担とその他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担とに分けて行う。

雇主の現実社会負担は、次の2項目に分けて推計する。

A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担

B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

Aは一般政府に格付けされる社会保障基金への雇主の負担であり、具体的には、年金に係わる厚生年金、共済組合等の基金への負担と、年金以外の健康保険、労働保険等に係る全国健康保険協会管掌健康保険、労働保険、国民健康保険、共済組合、介護保険等の基金への負担である。これらを年金負担と年金以外の負担に区分せずに、基金ごとに雇主の負担を推計する。

Bは金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担であり、確定給付型企业年金と確定拠出型企业年金の基金への負担である。なお、年金基金への雇主の負担には、受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間分等）の実際の支給額も含む。これらを年金基金への負担と退職一時金（民間分等）支給額に分けて推計する。

推計対象範囲は以下のとおりで、「第5節 経常移転の2. 社会負担」の項を参考にして推計する（2-101）。

A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担

社会保障基金に格付けされる勘定・会計等

(1) 特別会計

①年金（除児童手当及び子ども手当）

- a. 全国健康保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）
- b. 厚生年金

②労働保険

- a. 労働者災害補償保険
- b. 雇用保険（旧失業保険）

③船員保険（平成21年12月まで）

(2)共済組合

①国家公務員共済組合・同連合会

②地方公務員共済組合・同連合会

地方職員共済組合（団体共済部）、公立学校共済組合及び警察共済組合を含む

③その他

- a. 私立学校振興・共済事業団
- b. 地方議会議員共済会
- c. 農林漁業団体職員共済組合
- d. 日本製鐵八幡共済組合（雇主負担なし）

(3)組管掌健康保険

①政府関係健康保険組合（＝地方公共団体設立分）

②民間健康保険組合（＝民間設立分）

(4)児童手当及び子ども手当

①民間分

②公務員分

(5)社会保障基金

①地方公務員災害補償基金

②消防団員等公務災害補償等共済基金

③石炭鉱業年金基金（雇主負担なし）

(6)介護保険

B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

(1) 確定給付型企业年金と発生主義により記録する退職一時金**① 確定給付型企业年金**

- a. 厚生年金基金、企業年金連合会
- b. 適格退職年金（平成24年3月まで）
- c. 確定給付企業年金

② 退職一時金（民間分等）**(2) 確定拠出型企业年金****① 勤労者退職金共済機構****② 中小企業基盤整備機構 小規模企業共済勘定****③ 国家公務員共済組合 退職等年金経理（平成27年10月以降）****④ 地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む） 退職等年金給付調整経理（平成27年10月以降）****⑤ 日本私立学校振興・共済事業団 退職等年金給付勘定（平成27年10月以降）****⑥ 確定拠出年金（企業型）****3. 雇主の帰属社会負担**

雇主の帰属社会負担は、(1) 雇主の帰属年金負担、(2) 雇主の帰属非年金負担の2項目からなる。

「(1) 雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属年金負担＝現在勤務増分＋年金制度の手数料－雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る記録については、

2008SNA を踏まえ、平成 23 年基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となった。

「(2) 雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

推計対象範囲は以下のとおりで、「第5節 経常移転の2. 社会負担」の項を参考にし
て推計する (2-101)。

(1) 雇主の帰属年金負担

(2) 雇主の帰属非年金負担

①退職一時金（政府分等）

②公務災害補償費

③その他

第2節 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の3部門にのみ発生する。

生産系列において推計された経済活動別営業余剰・混合所得を3制度部門別に分割し、制度部門別営業余剰・混合所得を求める。この場合、各制度部門と経済活動部門の推計単位が一致している部分については各経済活動別営業余剰・混合所得を直接各制度部門の営業余剰・混合所得に計上する。しかし、その他直接制度部門に分類できない部分については、関連資料から制度部門別営業余剰・混合所得を求める。

推計は、以下の順で行う。

- 「1）県内純生産（要素費用表示）の推計」
- 「2）経済活動別営業余剰・混合所得の推計」
- 「3）制度部門別営業余剰・混合所得の推計」

1）県内純生産（要素費用表示）の推計

$$\begin{aligned} \text{県内純生産（要素費用表示）} &= \text{産出額} - \text{中間投入} - \text{固定資本減耗} \\ &\quad - \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} \end{aligned}$$

全ての計数：生産系列の計数を適用する。

〔県内純生産（要素費用表示）の推計図〕

〔経済活動別分類〕

産出額	県内総生産		中間投入
県内総生産	県内純生産（市場価格表示）	—	→ 固定資本減耗
県内純生産 （市場価格表示）	県内純生産（要素費用表示）	—	→ 生産・輸入品に課さ れる税（控除）補助金
県内純生産 （要素費用表示）	県内純生産（要素費用表示）		

2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計

「1) 県内純生産（要素費用表示）の推計」で求めた県内純生産（要素費用表示）より以下の式により経済活動別営業余剰・混合所得を求める。

経済活動別営業余剰・混合所得＝県内純生産－（内ベース）雇用者報酬

（内ベース）雇用者報酬：「第1節 雇用者報酬」の計数を適用

〔経済活動別営業余剰・混合所得の推計図〕

〔経済活動別分類〕

県内純生産（要素費用表示）

営業余剰・混合所得

（内ベース）雇用者報酬

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得

3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。なお、家計のうち持ち家分については、労働報酬的要素は存在しないことから、国民経済計算体系の慣例上、同じ個人企業分であっても「混合所得」には記録せず、「営業余剰」に記録する。

推計は次のように行う。

「2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた、経済活動別営業余剰・混合所得を制度部門別営業余剰・混合所得に転換する（下図参照）。

・金融・保険業（民間、公的）（下図②）：経済活動別県内総生産で直接推計される金融・保険業の営業余剰をとる

・家計（個人企業）（④）＝住宅賃貸業（持ち家）（④-1）＋農林水産業（④-2）
＋その他産業（④-3）

住宅賃貸業（持ち家）（④-1）：経済活動別県内総生産で直接推計される住宅賃貸業から持ち家の営業余剰を推計する（第2章第2節1参照）

農 林 水 産 業 （ ④ - 2 ）：関連資料から推計（第2章第2節2参照）

そ の 他 産 業 （ ④ - 3 ）：関連資料から推計（第2章第2節2参照）

・非金融法人企業（③）＝営業余剰・混合所得（①）－金融・保険業（民間、公的）（②）
－家計（個人企業）（④）

営業余剰・混合所得（①）：「2）経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた経済活動別営業余剰・混合所得をとる

金融・保険業（民間、公的）（②）：上記に同じ

家 計 （ 個 人 企 業 ） （ ④ ）：上記で推計

非金融法人企業を民間と公的に分割する。

・公的非金融法人業（③-2）：経済活動別県内総生産で直接推計される公的非金融法人企業の営業余剰（FISIM 消費額控除前）からFISIM 消費額を控除して、営業余剰（FISIM 消費額控除済み）を推計する（第2章第2節1参照）

・民間非金融法人業（③-1）＝非金融法人企業（③）－公的非金融法人業（③-2）

〔制度部門別営業余剰・混合所得の推計図〕

①営業余剰・混合所得	②金融・保険業（民間、公的）		経済活動別県内総生産からの直接推計
	③非金融法人企業 （①－②－④）	③-1 民間非金融法人企業	③－（③-2）
		③-2 公的非金融法人企業	経済活動別県内総生産からの直接推計
	④家計（個人企業）	④-1 住宅賃貸業（持ち家）	経済活動別県内総生産からの直接推計
		④-2 農林水産業	関連資料からの推計
		④-3 その他の産業	関連資料からの推計

1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰

以下の3つの経済活動別部門については、経済活動別部門＝制度部門であるため、経済活動別営業余剰をそのまま制度部門の営業余剰とする。

(1) 金融・保険業（民間、公的）

金融・保険業（公的＋民間）の営業余剰をもって金融機関の営業余剰とする。

(2) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の決算書等により直接に推計した営業余剰の合計から中間投入としてのFISIM消費額（第2章第4節1.「利子」の（3）「制度部門別FISIM消費額」で推計する額）を控除することにより推計する。

なお、公的非金融法人企業のFISIM消費額の推計に当たっては、まず第4節1.（1）-A及び（1）-Bの「支払利子」及び「受取利子」の公的非金融法人企業分を公的非金融法人企業の営業余剰（FISIM消費額控除前）ないしは従業者数の自県分の対全国比によって推計し（2-58）（2-63）、次にこれらを用いて、公的非金融法人企業のFISIM消費額を推計する（2-70）。

(3) 住宅賃貸業（持ち家）

不動産業のうちの住宅賃貸業の営業余剰から持ち家を分離して持ち家の営業余剰とする。

家計（持ち家）の営業余剰＝持ち家帰属家賃×全国の営業余剰率

持ち家帰属家賃：支出系列で推計した持ち家の帰属家賃額を用いる。

全国の営業余剰率：全国の家計（持ち家）の営業余剰／全国の持ち家帰属家賃

2. 直接推計以外の営業余剰及び混合所得

ここでは、上記2)で求めた「経済活動別営業余剰・混合所得(上図の①)」から上記1.で求めた「経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰(②)」を控除した残差を、家計(個人企業)と民間非金融法人企業の営業余剰・混合所得に分割する。

まず、家計(個人企業)の営業余剰・混合所得を関連資料から推計して、残りを民間非金融法人企業の営業余剰とする。

家計(個人企業)の営業余剰・混合所得：関連資料から積上げ方式で推計

民間非金融法人企業の営業余剰＝(経済活動別営業余剰・混合所得

－経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰)

－家計(個人企業)の営業余剰・混合所得

経済活動別営業余剰・混合所得：上記2)で推計した額を用いる

経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰：上記1.で推計した額を用いる

(1)家計(個人企業)

家計(個人企業)の営業余剰・混合所得は、農林水産業、その他の産業、住宅賃貸業のうち持ち家の3つに分けられる。このうち、持ち家による住宅賃貸業の営業余剰は、上記「1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰」で求められる。

①農林水産業

農林水産業混合所得＝同業純生産(要素費用表示)－同業(内ベース)雇用者報酬
－同業民間法人企業営業余剰

同業純生産(要素費用表示)：生産系列の計数を用いる。

同業(内ベース)雇用者報酬：「第1節 雇用者報酬」の計数を内ベースに転換して用いる。

同業民間法人企業営業余剰：民間法人企業所得(民間企業部門の第1次所得バランス)×農林水産業割合×営業余剰への転換比率

民間法人企業所得(民間企業部門の第1次所得バランス)：

営業余剰・混合所得×民間法人企業所得比率

営業余剰・混合所得：生産系列の全経済活動の営業余剰・混合所得の金額

民間法人企業所得比率は、『国民経済計算年報』（付表「民間・公的企業の所得支出勘定」）から次式で計算する。

民間法人企業所得比率＝民間法人企業の（営業余剰＋財産所得（純））

／（全経済活動の営業余剰・混合所得）

農 林 水 産 業 割 合：「法人事業税に関する調べ」（県税務課）より、全業種に対する農林水産業の比率を用いる。

営業余剰への転換比率：「全国の農林水産業個人企業の混合所得／全国の農林水産業個人企業の企業所得」を準用。

②その他の産業

その他の産業混合所得＝Σ各経済活動（a.一企業当たり本業混合所得×個人企業数）

＋b.内職混合所得＋c.兼業混合所得

a. 一企業当たり本業混合所得：全国の経済活動別個人企業の一個人企業当たり本業混合所得×所得格差 による。

所得格差：『国税庁統計年報』（国税庁）より、申告所得税における営業所得の1人当たり所得金額の全国値との比率とする。

個 人 企 業 数：個人企業数は、『国勢調査』（総務省）の“業主数”を基礎として、中間年は『県労働力調査』（県主管課）の産業計（非農林業）によるが、これがないときは『就業構造基本調査報告』（総務省）及び『経済センサス-基礎調査』（総務省）により補間・補外推計する。

なお、内職混合所得は別途推計するため、内職者数をここから控除する。

b. 内職混合所得：製造業、サービス業別に以下により求める。

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 営業余剰・混合所得
第3節 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

内職混合所得＝一企業当たり本業混合所得（a）×内職所得比率×内職者数

内職所得比率：全国の比率を準用

内職者数：『国勢調査』（総務省）より家庭内職者数をとる。

なお、中間年は同資料の「家庭内職者数／業主数」の比率を各年の個人企業数に
乗じて求める。

c. 兼業混合所得：サービス業、非サービス業別に以下により求める。

兼業混合所得＝一企業当たり本業混合所得（a）×兼業比率

兼業比率：全国の比率を準用

(2) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の営業余剰＝（経済活動別営業余剰・混合所得－経済活動別総生産
からの直接推計の営業余剰）－家計（個人企業）の営
業余剰・混合所得

経済活動別営業余剰・混合所得：上記2）で推計した額を用いる

経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰：上記1. で推計した額を用いる

家計（個人企業）の営業余剰・混合所得：上記（1）で推計した額を用いる

第3節 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購
入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担
が最終購入者へ転嫁されるものを指す。「一般政府」の受取としてのみ記録される。

なお、原則として県内経済活動により発生する生産・輸入品に課される税を、県内政府
が受取る生産・輸入品に課される税とみなすこととする。

また、補助金も同様の取扱とする。

生産系列の推計方法を参照のこと。

第4節 財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。また、投資所得は、更に内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなくその支払の義務発生時点で計上している。

財産所得の内訳項目

財産所得
(1) 利子
(2) 法人企業の分配所得
a. 配当
株式・出資金配当等
b. 準法人企業所得からの引出し
公的準法人所得引出し
海外支店収益
c. 海外直接投資に関する再投資収益
(3) その他の投資所得
a. 保険契約者に帰属する投資所得
b. 年金受給権に係る投資所得
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得
(4) 賃貸料

(注)「海外直接投資に関する再投資収益」については、『国民経済計算』
では法人企業の分配所得に含まず、独立の一項目である。

制度部門別推計項目

分類 項目	制度部門別分類									
	支払					受取				
	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体
子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人企業の分配所得	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○
その他の投資所得	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
賃料	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
所得・富等に課される経常税	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×
現実社会負担	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×
帰属社会負担	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○
追加社会負担	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×
（控除）年金制度の手数料	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×
現金による社会保障給付	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×
その他の社会保険年金給付	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×
その他の社会保険非年金給付	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×
社会扶助給付	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×
その他の経常移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）○印は推計される。×印は推計されない。

1. 利子¹

【推計の概要（推計手順）】

推計の概要は以下のとおり。FISIM については、「制度部門別 FISIM 消費額推計」の項で記載する。

- ①市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子を推計する（「FISIM 調整前の受取・支払利子」）。
- ②制度部門別に FISIM 調整前の受取・支払利子を統合計算する。
- ③制度部門別 FISIM 消費額を推計する（金融機関については FISIM 産出額も生産系列推計から転記）。
- ④制度部門別単位で「FISIM 調整前の受取・支払利子」から「FISIM 消費額」を加算又は減算して「FISIM 調整後の受取・支払利子」を推計する。なお、「金融機関の FISIM 調整後の受取・支払利子」については、FISIM 消費額だけでなく FISIM 産出額も加算又は減算して求める（「FISIM 産出額」は生産系列で推計）。
- ⑤財産所得としての利子推計の表章は、「FISIM 調整後の受取・支払利子」を単に「受取利子」及び「支払利子」として表章する。

参考として、制度部門別所得支出勘定の下段に

（参考）支払利子（FISIM 調整前）

受取利子（FISIM 調整前）を記載する。

なお、推計手順は基本的には上記の通り、最初の①で「FISIM 調整前の受取・支払利子」を機関別等に積上げ推計するか、全国値を県別に分割して推計するが、全国値分割での全国値データが「FISIM 調整前」でなく、「FISIM 調整後」である場合には、①で「FISIM 調整後の受取・支払利子」を推計し、次に③で「FISIM 消費額」を推計し、④で「FISIM 調整前の受取・支払利子」を推計する手順とする。

（1）FISIM 調整前利子の推計

FISIM 調整前利子（以下、単に「利子」と記す）の推計方法について記す。なお、全国値の関係から FISIM 調整後利子の推計となる場合がある。

¹ SNA における財産所得の利子額は、会計上での利子額と異なり、支払利子額＝会計上の支払利子額－FISIM 借り手側消費額、受取利子額＝会計上の受取利子額＋貸し手側 FISIM 消費額である。ここで会計上の利子額を「FISIM 調整前利子額」と称し、SNA 上の利子額を「FISIM 調整後利子額」と称す。

本節での利子の推計の範囲は、生産系列金融業の推計対象となる FISIM の対象商品以外に、有価証券等の利子をも含んだ、預貯金、手形、債券、その他の貸出金や借入金及び消費者債務等に関して発生した実際の利子のすべての受払を対象とする。

利子の推計は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分け、受取・支払別に行われる。

なお、非金融法人企業と金融機関は、さらに民間部門と公的部門に分割される。

また、家計は支払については消費者負債利子、持ち家、農林水産業、非農林水産業の4つの推計単位に分割されるが、受取については分割されない。これは、利子の受取において、個人企業の多くは、純粋な家計の勘定と企業の勘定を区別できないためである。

利子推計の制度部門等

①非金融法人企業	民間企業 公的企業	
②金融機関	民間金融機関 公的金融機関	
③一般政府		
④家計	(支払) 消費者負債利子 持ち家 農林水産業 非農林水産業	(受取) 受取の家計部門は 分割されない。
⑤対家計民間非営利団体		

(1)－A 支払利子

①非金融法人企業

a. 民間企業

全国値（FISIM 調整後）×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM 消費控除後）の自県分の対全国比による

○民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げ（FISIM 調整前）による。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値（FISIM 調整後）×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM 消費控除前）の自県分の対全国比による。

○公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM 消費控除前）（2-50）。

全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。

なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

②金融機関

a. 民間金融機関

(a) 金融機関

支払利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。

ア.〔分割による方法〕

支払利子＝全国値（FISIM 調整前）×（自県預金残高／全国預金残高）

預金残高：日本銀行の統計（都道府県別国内銀行預金残高）による。

イ.〔財務諸表による積上方法〕

金融機関別に推計し、合算する。

金融機関別は、次式により求める。

$$\begin{aligned} \text{支払利子} &= \text{当該機関支払利子（FISIM 調整前）} \\ &\quad \times \left(\text{当該機関県内預金残高} / \text{当該機関預金残高} \right) \end{aligned}$$

(b) 生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

ア. 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：火災保険＋自動車保険＋自賠責保険の（保険料収入－支払保険金）
の自県分の対全国比を求める。

火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自動車
保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、自賠責保険
は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）に
よる。

イ. その他の非生命保険（定型保証を除く）

該当機関への直接照会により、支払利息（FISIM 調整前）をとる。

b. 公的金融機関

(a) 金融機関

県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

(b) 生命保険

全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町

村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京都に金額（FISIM 調整前）を一括計上する。

③一般政府

「国出先機関」、「県・市町村」、「社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。

④家計（個人企業を含む）

家計（個人企業を含む）の支払利子は、

a. 消費者負債利子＋b. 持ち家の支払利子（住宅支払利子）

＋c. 農林水産業の支払利子＋d. 非農林水産業の支払利子 からなる。

a. 消費者負債利子

各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、

金融機関別業種別平均貸出残高（内個人の運転資金）×平均金利 を求める。

これによらない場合は全国値の分割による。

ア. 全国銀行（銀行勘定）

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分 割 比 率：『全国消費実態調査』（総務省）等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。

負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）

＝（一世帯当りの負債現在高

－一世帯当たり住宅・土地のための負債額）

×二人以上世帯の世帯数

一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出（3-15）の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

イ. 生命保険会社

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：『生命保険事業概況』（生命保険協会）より保有契約高（個人保険・団体保険）の自県分の対全国比を求める。

ウ. その他

全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。

b. 持ち家の支払利子（住宅支払利子）

各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、金融機関別業種別平均貸出金残高（うち個人の設備資金）×平均金利を求める。

これによらない場合は全国値の分割による。

ア. 全国銀行（銀行勘定）

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：具体的には以下のとおり。

『全国消費実態調査』（総務省）等から住宅・土地のための負債額の自県分の対全国比を求める。

住宅・土地のための負債額

＝一世帯当たり住宅・土地のための負債額×二人以上世帯の世帯数

一世帯当たり住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出（3-15）の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

イ. その他

直接照会、若しくは全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。

c. 農林水産業の支払利子

全国値（FISIM 調整後）×分割比率による。

分割比率：『農林金融』（農林中金総合研究所）より貸付金残高の自県分対全国比をとる。

d. 非農林水産業の支払利子

全国値（FISIM 調整後）×分割比率

分割比率：県内個人企業数（非農林水）／全国個人企業数（非農林水）

個人企業数（非農林水）：『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。

⑤対家計民間非営利団体

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

(1)－B 受取利子

①非金融法人企業

a. 民間企業

全国値（FISIM 調整後）×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」

○民間非金融法人企業の営業余剰（FISIM 消費控除後）の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-53）。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げ（FISIM 調整前）による。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値（FISIM 調整後）×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰（FISIM 消費控除前）」の自県分の対全国比による。

○公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM 消費控除前）（2-50）。

全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。

なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

②金融機関

a. 民間金融機関

(a) 金融機関

受取利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。

ア. 〔分割による方法〕

受取利子＝全国値（FISIM 調整前）

×（自県貸出金残高／全国貸出金残高）

貸出金残高：日本銀行の統計（都道府県別貸出金残高）による。

イ．〔財務諸表による積上方法〕

金融機関別に推計し、合算する。

金融機関別は次式により求める。

$$\begin{aligned} \text{受取利子} &= \text{当該機関受取利子（FISIM 調整前）} \\ &\quad \times \left(\text{当該機関県内貸出残高} / \text{当該機関貸出残高} \right) \end{aligned}$$

（b）生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

（c）非生命保険

ア．本邦損害保険会社及び外国損害保険会社

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：火災保険＋自動車保険

＋自賠責保険の（保険料収入－支払保険金）

の自県分の対全国比を求める。

火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自

動車保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、

自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）による。

イ．その他の非生命保険（定型保証を除く）

該当機関への直接照会により、受取利息（FISIM 調整前）をとる。

b．公的金融機関

（a）金融機関

県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

（b）生命保険

全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京に全額（FISIM 調整前）を一括計上する。

③一般政府

「国出先機関」、「県・市町村」、「社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。

④家計（個人企業を含む）

家計（個人企業を含む）の受取利子は、預貯金利子と有価証券利子と信託利子を推計し、これらの合計額を計上する。

a. 預貯金利子

(a) 一般預貯金利子

一般預貯金利子には、金融機関間の預け金利子（ゆうちょ銀行以外）、海外への支払利子（全国銀行）が含まれるため、家計の受取利子推計では控除される。

なお、金融機関の支払利子推計においては、控除は行わない。

全国の機関別一般預貯金利子×個人割合×分割比率

全国の機関別一般預貯金利子：全国値（FISIM 調整前）

個人割合：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の

（全国個人預金残高

／金融機関預金残高を除く全国預金残高）を求める。

分割比率：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の

（自県個人預金残高／全国個人預金残高）を求める。

(b) 社内預金利子

労働基準局等に直接照会を行うか、全国値（FISIM 調整前）を社内預金の県別預貯金残高計数（直接照会）で分割する。

なお、社内預金の県別預貯金残高計数が得られない場合は、上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

b. 有価証券利子

家計の有価証券利子は、有価証券（国債、地方債、政府関係機関債（公社・公団・公庫債）、事業債（転換社債を含む））及び金融債の家計に対する支払利子からなる。

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

c. 信託利子

家計の信託利子は、「信託勘定（全国銀行）の利子の家計分（全国）」をまず推計して、これを上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

信託勘定(全国銀行)の利子の家計分（全国）×分割比率

信託勘定(全国銀行)の利子の家計分（全国）（FISIM 調整前）

＝家計の受取利子総額 － 一般預貯金利子（家計分）

－ 社内預金利子 － 有価証券利子（家計分）

なお、右辺のいずれの項目も全国分である。

家計の受取利子総額：全国値

一般預貯金利子（家計分）：上記「a. 預貯金利子」の（a）の推計方法に沿って、

「一般預貯金利子」の家計分の全国値を推計する。

社 内 預 金 利 子：全国値

有価証券利子（家計分）：全国値

分 割 比 率：上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して
推計する。

⑤対家計民間非営利団体

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

（2）FISIM 調整前（後）の受取・支払利子の制度部門別統合

（1）で推計した利子（FISIM 調整前の受取・支払利子）を制度部門毎に統合計算する。

制度部門：「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」

なお、（1）で FISIM 調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の（3）で推計する FISIM 消費額を用いて、（4）で FISIM 調整前の受取・支払利子を推計した後に、制度部門毎に統合計算する。

（3）制度部門別 FISIM 消費額

「FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)：間接的に計測される金融仲介サービス」は仲介型金融機関が産出するサービスである。FISIM は他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計される。産出された FISIM は各制度単位（又は制度部門）が消費する。その FISIM 消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計される。

FISIM 調整前受取・支払利子（市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子）から、財貨・サービスの取引となる FISIM 分（貸し手側・借り手側）を加算あるいは減算して、FISIM 調整後受取・支払利子を推計する。

以下、制度部門別 FISIM 消費額の推計方法を記す。

県別制度部門別 FISIM 消費額

- ・ FISIM 消費額の推計は、全国値を分割する。
- ・ FISIM 消費額の推計は、借り手側 FISIM・貸し手側 FISIM 別に推計する。
- ・ 制度部門は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」及び「対家計民間非営利団体」である。
- ・ 「非金融法人企業」の FISIM 消費額は、経済活動別 FISIM 消費額の合計と他部門 FISIM 消費額（家計は個人企業分のみ）の残差として推計する。

○非金融法人企業

非金融法人企業の FISIM 消費額は、①「経済活動別 FISIM 消費額」あるいは「全国値の分割」によって推計する。なお、これらによらない場合は②「公民別 FISIM 消費額の加算」によって推計する。

① 「経済活動別 FISIM 消費額」あるいは「全国値の分割」による推計

借り手側 FISIM 消費額＝経済活動別の借り手側 FISIM 消費額の合計

－他部門の借り手側 FISIM 消費額の合計

貸し手側 FISIM 消費額＝経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額の合計

－他部門の貸し手側 FISIM 消費額の合計

経済活動別の借り手側及び貸し手側 FISIM 消費額：後述の（付）「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について」により推計し、市場生産者分を合計する。

他部門の借り手側及び貸し手側の FISIM 消費額：下記の方法により各部門の FISIM 消費額を推計して、「金融機関」及び「個人企業（消費者家計は除く）」の額を合計する。

これによらない場合は、全国値を営業余剰で分割して求める。

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

貸し手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

いずれも

分割比率＝県の非金融法人企業の営業余剰

／全国の非金融法人企業の営業余剰

なお、公的非金融法人企業と民間非金融法人企業との分割は、以下のとおり。

（借り手側 FISIM 消費額の公的企業と民間企業の分割）

公的非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

＝公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の支払利子額×FISIM 消費率

公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の支払利子額：上記(1)－Aの推計結果

なお、上記(1)－Aの公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

FISIM消費率＝（全国のFISIM調整前の支払利子額

－全国のFISIM調整後の支払利子額）

／全国のFISIM調整後（前）の支払利子額

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

＝非金融法人企業の借り手側FISIM消費額（上記）

－公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

（貸し手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割）

公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

＝公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額×FISIM消費率

公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額：上記（1）－Bの推計結果

なお、上記（1）－Bの公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

FISIM消費率＝（全国のFISIM調整後の受取利子額

－全国のFISIM調整前の受取利子額）

／全国のFISIM調整後（前）の受取利子額

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

＝非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額（上記）

一 公的非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

以上の①によらない場合は、以下②で推計する。

②「公民別 FISIM 消費額の加算」による推計

非金融法人企業の民間と公的のそれぞれの FISIM 消費額をまず推計し、民間と公的の結果を合算して、非金融法人企業の FISIM 消費額とする。

(民間非金融法人企業)

・ 民間非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

＝民間非金融法人企業の FISIM 調整後の支払利子額×FISIM 消費率

民間非金融法人企業の FISIM 調整後の支払利子額：上記(1)－Aの推計結果

FISIM 消費率＝（全国の FISIM 調整前の支払利子額

－全国の FISIM 調整後の支払利子額）／全国の FISIM 調整後の支払利子額

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

・ 民間非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

＝民間非金融法人企業の FISIM 調整後の受取利子額×FISIM 消費率

民間非金融法人企業の FISIM 調整後の受取利子額：上記(1)－Aの推計結果

FISIM 消費率＝（全国の FISIM 調整後の受取利子額－全国の FISIM 調整前の受取利子額）

／全国の FISIM 調整後の受取利子額

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(公的非金融法人企業)

・ 公的非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

＝公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の支払利子額×FISIM 消費率

公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の支払利子額：上記（1）－Aの推計結果

なお、上記（1）－Aの公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げの FISIM 調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともに FISIM 調整後で

なく、FISIM 調整前の利子額で計算する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM 消費率} = & (\text{全国の FISIM 調整前の支払利子額} \\ & - \text{全国の FISIM 調整後の支払利子額}) \\ & / \text{全国の FISIM 調整後(前)の支払利子額} \end{aligned}$$

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

・ 公的非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{公的非金融法人企業の FISIM 調整後(前)の受取利子額} \times \text{FISIM 消費率}$$

公的非金融法人企業の FISIM 調整後(前)の受取利子額：上記(1)－Bの推計結果

なお、上記(1)－Bの公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げの FISIM 調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともに FISIM 調整後でなく、FISIM 調整前の利子額で計算する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM 消費率} = & (\text{全国の FISIM 調整後の受取利子額} \\ & - \text{全国の FISIM 調整前の受取利子額}) \\ & / \text{全国の FISIM 調整後(前)の受取利子額} \end{aligned}$$

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

○金融機関

$$\text{借り手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{貸し手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

いずれも

$$\text{分割比率} = \text{県の金融・保険業産出額} / \text{全国の金融・保険業産出額}$$

なお、公的金融機関と民間金融機関との分割は、金融機関における FISIM 調整前の支払利子額、受取利子額の公的、民間の割合で行う。

計算式は以下のとおり。

民間金融機関の借り手側 FISIM 消費額

$$= \text{借り手側 FISIM 消費額（上記）} \times \text{借り手側の公民分割比率}$$

借り手側の公民分割比率：FISIM 調整前支払利子額の民間、公的割合

$$= \text{民間金融機関の支払利子額}$$

$$\div (\text{民間金融機関の支払利子額} + \text{公的金融機関の支払利子額})$$

ここで、支払利子額は、いずれも分配系列で推計する FISIM 調整前の金額である。

公的金融機関の借り手側 FISIM 消費額

$$= \text{借り手側 FISIM 消費額（上記）} \times (1 - \text{借り手側の公民分割比率})$$

民間金融機関の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{貸し手側 FISIM 消費額（上記）} \times \text{貸し手側の公民分割比率}$$

貸し手側の公民分割比率：FISIM 調整前受取利子額の民間、公的割合

$$= \text{民間金融機関の受取利子額}$$

$$\div (\text{民間金融機関の受取利子額} + \text{公的金融機関の受取利子額})$$

ここで、受取利子額は、いずれも分配系列で推計する FISIM 調整前の金額である。

公的金融機関の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{貸し手側 FISIM 消費額（上記）} \times (1 - \text{貸し手側の公民分割比率})$$

○一般政府

一般政府は、国出先機関、地方政府、社会保障基金に分けて推計する。

（国出先機関）

$$\text{借り手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{貸し手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

いずれも

$$\text{分割比率} = \text{県内従業者数} / \text{全国従業者数}$$

従業者数：『国家公務員給与実態調査』（人事院）による。

(地方政府)

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

貸し手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

借り手側の分割比率：財政投融资特別会計、地方公共団体金融機構の地方公共団体への
貸付金残高の自県分の対全国比による。

貸し手側の分割比率：歳出総額の自県分の対全国比による。

貸し手側の分割比率＝県歳出総額／全県歳出総額計

歳出総額＝「県歳出総額」＋「当該県に属する市町村歳出」

「地方財政統計年報」（総務省）による。

これによらない場合は、全国の FISIM 消費割合で求める。

借り手側 FISIM 消費額＝全国の借り手側 FISIM 消費割合×FISIM 調整前の支払利子額

貸し手側 FISIM 消費額＝全国の貸し手側 FISIM 消費割合×FISIM 調整前の受取利子額

全国の借り手（貸し手）FISIM 消費割合

＝全国の借り手（貸し手）FISIM 消費額／FISIM 調整前の支払（受取）利子額

全国の借り手 FISIM 消費額＝FISIM 調整前の支払利子額－FISIM 調整後の支払利子額

全国の貸し手 FISIM 消費額＝FISIM 調整後の受取利子額－FISIM 調整前の受取利子額

(社会保障基金)

次の方法で推計を行う（上記地方政府の下段の推計方法に同じ）。

FISIM 消費額：FISIM 調整後の利子額と FISIM 調整前の利子額との差分で求める。

FISIM 調整後の利子額：FISIM 調整前の利子額×FISIM 調整率

FISIM 調整率：全国値の FISIM 調整後と FISIM 調整前の利子額の比率

具体的には、以下のとおり。

FISIM 調整後の受取利子額

＝FISIM 調整前の受取利子額×全国値の受取利子の FISIM 調整率

FISIM 調整後の支払利子額

$\text{FISIM 調整前の支払利子額} \times \text{全国値の支払利子の FISIM 調整率}$

貸し手側 FISIM 消費額 = FISIM 調整後の受取利子額 - FISIM 調整前の受取利子額

借り手側 FISIM 消費額 = FISIM 調整前の支払利子額 - FISIM 調整後の支払利子額

なお、FISIM 調整前の利子額は分配系列の推計よりとる。

$$\text{FISIM 調整率} = \frac{\text{全国値の FISIM 調整後の利子額}}{\text{全国値の FISIM 調整前の利子額}}$$

なお、上記で推計した国出先機関、地方政府及び社会保障基金の借り手側及び貸し手側の消費額の合計を、生産系列の非市場生産者（政府）における中間投入項目のうちの FISIM 消費額とする。

○家計（個人企業を含む）

家計は、「消費者としての家計」、個人企業のうちの「農林水産業」、「その他の産業（非農林水産、非金融）」、「持ち家」に分けて推計する。

（消費者としての家計）

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『全国消費実態調査』（総務省）等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。

負債現在高（住宅・土地のための負債を除く） = （一世帯当りの負債現在高

— 一世帯当たりの住宅・土地のための負債額） × 二人以上世帯の世帯数

一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：

『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出（3-15）の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県個人預金残高 / 全国個人預金残高

個人預金残高：日本銀行 HP の個人預金残高

具体的には、分配系列の預貯金利子の「(a)一般預貯金利子」の全国値分割比率を用いる (2-65)。

なお、ここで推計した借り手側及び貸し手側の FISIM 消費額の合計を、支出系列の家計最終消費支出額のうちの FISIM 消費額とする。

(個人企業・農林水産業)

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

分割比率＝県貸付金残高／全国貸付金残高

貸付金残高＝農業協同組貸付金残高＋漁業協同組合貸付金残高

具体的には、分配系列の「c. 農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる (2-62)。

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

(個人企業・その他の産業（非農林水産、非金融）)

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

分割比率＝県内個人企業数（非農林水）／全国個人企業数（非農林水）

個人企業数（非農林水）：『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。具体的には、分配系列の「d. 非農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる (2-62)。

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

(個人企業・持ち家)

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

分割比率＝県 FISIM 調整前の支払利子額／全国 FISIM 調整前の支払利子額

全国 FISIM 調整前の支払利子額

＝全国借り手側 FISIM 消費額＋全国 FISIM 調整後の支払利子額

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

○対家計民間非営利団体

借り手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

貸し手側 FISIM 消費額＝全国値×分割比率

いずれも分割比率＝県内従業者数／全国従業者数

従業者数：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）による。

具体的には、家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数を取り、分配系列の対家計民間非営利団体の支払利子、受取利子の全国値分割比率を用いる（2-62）（2-66）。

（4）FISIM 調整後の受取・支払利子（FISIM 額の加算及び減算）

下記の計算を制度部門別に行う。

①金融機関以外の制度部門

FISIM 調整後受取利子＝FISIM 調整前受取利子＋FISIM 貸し手側消費額

FISIM 調整後支払利子＝FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額

なお、（1）で FISIM 調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算で FISIM 調整前の受取・支払利子を推計する。

FISIM 調整前受取利子＝FISIM 調整後受取利子－FISIM 貸し手側消費額

FISIM 調整前支払利子＝FISIM 調整後支払利子＋FISIM 借り手側消費額

②金融機関

FISIM 調整後受取利子＝FISIM 調整前受取利子＋FISIM 貸し手側消費額
－FISIM 借り手側産出額

FISIM 調整後支払利子＝FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額
＋FISIM 貸し手側産出額

なお、FISIM 産出額の推計方法は、第一部「生産系列」第2章第1節10（1）による（1-60）。

（付）「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について

「経済活動別 FISIM 消費額」は全国値の産出額に対する FISIM 消費額の比率を援用する。

また、公民別に推計する場合でも、この全国の比率（公的機関と民間企業との別が無い比率）を準用する。

$$\begin{aligned} \text{経済活動別の借り手側 FISIM 消費額} &= \text{経済活動別産出額} \\ &\quad \times \text{全国値の借り手側 FISIM 消費比率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額} &= \text{経済活動別産出額} \\ &\quad \times \text{全国値の貸し手側 FISIM 消費比率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{全国値の借り手側 FISIM 消費比率} &= \frac{\text{全国値の借り手側 FISIM 消費額}}{\text{全国値の経済活動別産出額}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{全国値の貸し手側 FISIM 消費比率} &= \frac{\text{全国値の貸し手側 FISIM 消費額}}{\text{全国値の経済活動別産出額}} \end{aligned}$$

なお、経済活動別中間投入額を推計する場合に、全国値の中間投入比率を準用している場合は、全国値の中間投入比率には既に各経済活動の FISIM 消費額が含まれているため、別途加算する必要はない。

2. 法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」からなる。また、「国民経済計算」では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、「県民経済計算」では、法人企業の分配所得に含む。

「配当」は資本参加権に関して生じた所得の受払としての株式・出資金配当であり、「準法人企業所得からの引き出し」は、海外部門との受払である海外支店収益、公的企業が政府に支払う公的準法人企業からの引出しの受払の合計である。「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外子会社・関連会社の配当として分配しない収益（内部留保）のうち直接投資家の取り分（株式による資本参加の比率に対応する分）のことであり、実際には直接投資家には分配されないものであるが、国民経済計算の体系では直接投資家の取り分として取り扱う。

なお、保険契約者配当は「配当」扱いでなく、「その他の投資所得」に計上される（2-83）。

種類別の受取、支払の制度部門

		支払	受取
配当	配当	民間非金融法人企業 民間金融機関 公的非金融法人企業 公的金融機関	民間非金融法人企業 公的非金融法人企業 民間金融機関 公的金融機関 一般政府 家計 対家計民間非営利団体
準法人企業所得からの引き出し	公的準法人所得 引き出し	公的非金融法人企業 公的金融機関	一般政府
	海外支店収益	民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関
海外直接投資に関する再投資収益		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関

(1) 法人企業の分配所得の支払

① 非金融法人企業

a. 民間企業

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-53）。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

② 金融機関

a. 民間機関

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

b. 公的機関

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

(2) 法人企業の分配所得の受取

① 非金融法人企業

a. 民間企業

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-53）。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

② 金融機関

a. 民間機関

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

b. 公的機関

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値×分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

○公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

③一般政府

a. 国出先関係機関

財務省物納証券の配当収入、高齢者・障害・求職者雇用支援機構宿舍施設等収入、公務員宿舍貸付料収入等による。

b. 県、市町村関係

公営住宅貸付収入等による。

c. 社会保障基金

宿舍貸付料等による。

直接照会調査及びそれぞれの決算書により積上げ推計する。

④家計

全国値×分割比率

分割比率：『国税庁統計年報』（国税庁HP）の「調査結果」の「2 直接税-申告所得税」の「3 所得種類別人員、所得金額」の「(3)都道府県別の人員、所得金額」より配当所得の自県分の対全国比を求める。

⑤対家計民間非営利団体

全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の当該従業者数の自県分の対全国比による（1-92）。

3. その他の投資所得

その他の投資所得は、(1) 保険契約者に帰属する投資所得、(2) 年金受給権に係る投資所得、(3) 投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

(1) 保険契約者に帰属する投資所得

① 保険契約者に帰属する投資所得の支払

保険契約者に帰属する投資所得は、a. 生命保険の帰属収益、b. 非生命保険の帰属収益、c. 定型保証の帰属収益、d. 保険契約者配当からなる。これらの支払は、制度部門別所得支出勘定では金融機関のみに計上される。

a. 生命保険の帰属収益

帰属収益とは、保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得である。生命保険については財産運用純益の全額が保険帰属収益となる。

(a) 民間生命保険

生命保険帰属収益を家計の持分として帰属させるため、「保険契約者に帰属する投資所得」に計上する。

(b) 公的生命保険

全国値を分割して推計する。

b. 非生命保険の帰属収益

非生命保険帰属収益とは、財産運用純益のうち、非生命保険法人積立分である。

(a) 民間機関

○本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）及び外国損害保険会社

全国値×分割比率

分割比率：火災保険＋自動車保険＋自賠責保険の（保険料収入－支払保険金）
の自県分の対全国比による。

○その他の非生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

(b) 公的企業

機関別に積上げ推計するか、全国値を分割して推計する。

c. 定型保証の帰属収益

定型保証機関の運用資産の財産運用純益が保険帰属収益となる。

d. 保険契約者配当

保険契約者配当は、(a) 生命保険契約者配当、(b) 非生命保険契約者配当からなる。

(a) 生命保険契約者配当

生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。

(b) 非生命保険契約者配当

非生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。

②保険契約者に帰属する投資所得の受取

a. 非金融法人企業

保険帰属収益には生命保険、非生命保険、定型保証からのものがあるが、民間非金融法人企業の受け取るものは非生命保険、定型保証のうちの以下の機関からの帰属収益のみである。

(民間非生命保険)

本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）、外国損害保険会社、船主相互保険組合各保険について支払額と同額を受取分として計上する。

(公的非生命保険)

貿易再保険特別会計について推計する。

(定型保証)

全国信用保証協会の定型保証についての保険契約者に帰属する投資所得支払額と同額を、

民間非金融法人企業と家計（個人企業）の割合で分割し、民間非金融法人企業分を計上する。

b. 金融機関

（民間非生命保険）

本邦損害保険会社の各保険について支払額と同額を受取分として計上する。

（公的非生命保険）

日本政策金融公庫（中小企業信用保険勘定）、農林漁業信用基金（農業信用保険業務、漁業信用保険業務）の各支払額（東京に計上）を各県に分割して計上する。

なお、公的金融機関には保険帰属収益の受取はないので、推計は行わない。

c. 一般政府

一般政府の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を受取分として計上する。

d. 家計

保険帰属収益のうち、生命保険からの帰属収益の全額及び非生命保険のうち以下の機関からの帰属収益を計上する。

また3.（1）①d. 保険契約者配当の支払の全額を計上する（2-84）

（a）生命保険

生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払の全額を計上する。

（b）非生命保険

（民間非生命保険）

本邦損害保険会社（漁船中央会を含む）、外国損害保険会社、火災共済協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会

非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払と同額を家計分として加算計上する。

（公的非生命保険）

地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計（平成26年度まで）、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、自動車安全特別会計、森林総合研究所（森林保

除業務勘定、平成27年度以降)、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計の各支払額を各県に分割して計上する。

(定型保証)

全国信用保証協会、農林漁業信用基金(林業信用保証制度)、住宅ローン保証を提供する機関

全国信用保証協会については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(2-84)と同額を、民間非金融法人企業と家計(個人企業)の割合で分割し、家計分を計上する。

住宅ローン保証を提供する機関については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(2-85)と同額を計上する。

農林漁業信用基金(林業信用保証制度)については、支払は全額を東京都に計上しているが、受取は各都道府県に計上する。当該機関の「定型保証の帰属収益」の全国値を林業産出額の自県分の対全国比で分割し、計上する。

e. 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を受取分として計上する。

(2) 年金受給権に係る投資所得

① 年金受給権に係る投資所得の支払

年金受給権に係る投資所得は、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度での過去勤務増分²(「退職給付に関する会計基準」での利息費用)と、他の年金基金での財産運用純益、保険配当からなる。これら合算額を、全国値の分割で、次のように推計する。

年金受給権に係る投資所得の支払 = 全国値 × 分割比率 × 内民転換比率

分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

なお、全額が年金基金(金融機関)からの家計への支払となり、同額が家計から年金基金に「家

² 過去勤務増分とは、当該期に、雇用者の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分(割引率の巻き戻し分)で、企業財務諸表の利息費用に相当する。

計の追加年金負担」として再投資される。

②年金受給権に係る投資所得の受取

受取＝上記①の支払(自県分)

全額が家計の受取になる。

(3)投資信託投資者に帰属する投資所得

①投資信託投資者に帰属する投資所得の支払

投資信託の内部留保を帰属収益（投資信託投資者に帰属する投資所得）として、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属するものとして扱う。推計は以下のとおり。

投資信託投資者に帰属する投資所得の支払

$$= \text{全国値} \times (\text{自県預金残高} / \text{全国預金残高})$$

預金残高：日本銀行の統計（都道府県別預金残高）による。

②投資信託投資者に帰属する投資所得の受取

受取は家計又は民間金融機関になる。家計分と民間金融機関分の推計は投資信託受益証券残高の制度部門別割合をもって分割推計する。具体的には次のとおり。

家計の受取＝上記①の支払(自県分)×家計分の割合

家計分の割合：全国値

民間金融機関の受取＝上記①の支払(自県分)－上記推計の家計の受取

4. 賃貸料

賃貸料は、土地賃貸料と著作権使用料が計上される。そのうち、土地賃貸料は総賃貸料から、土地の所有に伴う税（固定資産税の土地分、特別土地保有税の保有分、目的税のうち都市計画税の土地分、国有資産等所在市町村交付金の貸付資産の土地分（以下「土地税」という））や維持費等の経費を控除した純賃貸料を推計する。ここでいう土地は、農地、林地、工業用地、事務所・店舗の用地、住宅の敷地（持ち家を含む）など、産業活動の用に供されているものを指す。

また、著作権使用料は他の経済主体の所有する著作権の使用料を指す。

推計を必要とする制度部門			
推計項目	制度部門	支払	受取
土地賃貸料	非金融法人企業	○	○
	民間	○	○
	公的	○	×
	金融機関	○	×
	民間	○	○
	公的	○	○
	一般政府	○	○
	対家計民間非営利団体	○	○
	家計（非企業部門）	×	○
	家計	○	×
著作権使用料	個人企業	○	×
	農林水産業	○	×
	その他の産業 持ち家	○	×
著作権使用料	非金融法人企業	○	○
	民間	○	○
	公的	×	○
	家計（非企業部門）		

(1) 土地の純賃貸料

土地賃貸料は、純賃貸料つまり土地の所有から生じた純所得であって、土地の賃貸に関する総賃貸料から土地税や維持費等の経費を控除したものである。土地税は生産・輸入品に課される税であるため、財産所得には該当しない。維持費等についても財産所得には該当しないが、少額と考えられることと資料の制約から県民経済計算では推計しないこととする。

土地の賃貸料＝制度部門別土地の総賃貸料－制度部門別土地税

以下、制度部門別に①土地の支払総賃貸料、②土地の受取総賃貸料、③土地税に分けて、推計する。

これによらない場合は、受払とも全国値を、下記①、②の総賃貸料の推計に用いる分割比率で分割する。

①制度部門別土地の支払総賃貸料

a. 金融機関

(a) 民間企業

全国値×分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書－土地－』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。

(b) 公的企業

支払が少額のため、県民経済計算では推計しないこととする。

b. 非金融法人企業

(a) 民間企業

全国値×分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書－土地－』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。

(b) 公的企業

財政収支調査などによる。

c. 一般政府

(a) 国出先機関分

各省庁の土地借料、防衛省の提供施設等借料等を、財政収支調査により求める。

(b) 県、市町村分

『歳入歳出決算書』、『地方財政状況調査』（総務省）及び県主管課等資料による。

(c) 社会保障基金

各決算書、事業報告書等による。

d. 家計（個人企業）

家計の土地賃貸料は全額個人企業の支払とし、農林水産業分、非農林水産業分、持ち家分に分けて推計する。

農業は借入耕地の面積、農業以外は敷地が借地になっている店舗・その他の併用住宅、同専用住宅の戸数から推計する。

（a）農林水産業分

農業分だけを田畑賃貸料として推計し、林業、水産業の借地は推計しない。

田畑賃貸料＝（田の10アール当たり賃貸料×田の県別借入耕地面積）

＋（畑の10アール当たり賃貸料×畑の県別借入耕地面積）

10アール当たり賃貸料：『田畑価格及び賃貸料調』（日本不動産研究所）による。

借入耕地面積：『世界農林業センサス』（農林水産省）、『農林業センサス』における「借入耕地面積」の借入耕地の「田」、及び「畑（樹園地を除く）」と「樹園地」の合計の面積にする。

（b）非農林水産業分

持ち家の店舗・その他の併用住宅にかかわる土地賃貸料をとる。

土地賃貸料＝持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数

×1世帯当たり地代×修正倍率

持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数：

『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、店舗その他の併用住宅の借地戸数＝1戸建・長屋建の持ち家総数の借地戸数－専用住宅の借地戸数による。

一世帯当たり地代：『家計調査』（総務省）＜家計収支編（二人以上の世帯）＞による。

修正倍率：『家計調査』による全世帯での1世帯当たり地代を『全国消費実態調査』（総務省）を用いて、地代支払のある世帯での1世帯当たり地代に修正する。

修正倍率＝『全国消費実態調査』（9.10.11月）の地代支払のある世帯の1ヶ月
平均値／『家計調査』（9.10.11月）の二人以上全世帯1世帯当たり

1ヶ月平均値

『全国消費実態調査』：品目編の全国二人以上全世帯による。

(c) 持ち家分

県専用住宅（持ち家）にかかわる土地賃貸料をとる。

土地賃貸料＝持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代
×修正倍率

持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数：

『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有
の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、専用住宅の借地戸数
をとる。

一世帯当たり地代、修正倍率：非農林水産業推計に用いる計数を代用する。

e. 対家計民間非営利団体

全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス－基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従
業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

②制度部門別土地の受取総賃貸料

a. 金融機関

金融機関には受取賃貸料はないものとして推計しない。

b. 非金融法人企業

(a) 民間企業

全国値×分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書－土地－』（総務省）の中の「納税義務
者区分による土地に関する調査」による法人決定価格の自県分の対全
国比による。

(b) 公的企業

財政収支調査などによる。

c. 一般政府

(a) 国出先機関分

土地水面貸付料、飛行場及び航空保安施設使用料収入を財政収支調査により求める。

(b) 県、市町村分

決算付属書の「財産運用収入」の細項目による土地、建物貸付料によるか、あるいは県主管課資料より土地貸付料をとる。

(c) 社会保障基金

各決算書、事業報告書等による。

d. 家計

家計の支払総賃貸料に、全国の受取・支払総賃貸料の比率を乗じて推計する。

e. 対家計民間非営利団体

全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

③制度部門別土地税

固定資産税（土地分）、特別土地保有税（保有分）、都市計画税（土地分）、国有資産等所在市町村交付金（土地分）の借地分とする。

なお、土地税の受取、支払の総額は、資料の制約により同額とみなす。

a. 土地税総額

国有資産等所在市町村交付金（土地分）については、県主管課等に直接照会することとし、その他の税については、土地税×借地割合による。

土地税：『地方財政統計年報』（総務省）による。

借地割合：『住宅・土地統計調査』（総務省）より（1戸建・長屋建持ち家のうち敷地が借地の戸数／1戸建・長屋建持ち家の戸数）を求める。

b. 制度部門別分類

(a) 受取

一般政府は国有資産等所在市町村交付金分をとる。残額は、非金融法人企業（民間）、家計、対家計民間非営利団体の受取総土地賃貸料の比率で分割する。

なお、非金融法人企業（公的）、金融機関については推計しない。

(b) 支払

一般政府は国有資産等所在市町交付金分（受取と同額）をとる。残額は、非金融法人企業（民間）、金融機関（民間）、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の支払総土地賃貸料の比率で分割する。

なお、非金融法人企業（公的）、金融機関（公的）については推計しない。

(2) 著作権使用料

全国の推計の分割による。

① 支払

著作権使用料の支払は生産活動と密接な関係があると考えられているので、支払総額は、 $\text{全国値} \times \text{総生産の自県分の対全国比}$ による。

a. 非金融法人企業の支払

(a) 民間企業

非金融法人企業の支払

(b) 公的企業

公的企業の支払は、少額であることから推計しない。

② 受取

受取総額は

$\text{全国値} \times \text{分割比率}$

分割比率：『経済センサス - 基礎調査』の中分類「38 放送業」、「39 情報サービス業」、「40 インターネット付随サービス業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」（なお、い

ずれも小分類の「380、390、400、410 の管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「726 デザイン業」、「727 著述・芸術家業」の従業者数の自県分の対全国比による。

a. 非金融法人企業の受取

(a) 民間企業

受取総額－家計の受取分

(b) 公的企業

公的企業の受取は、少額であることから推計しない。

b. 家計の受取

自県分の受取総額×{全国の家計受取総額／（全国の家計受取総額＋全国の民間非金融法人企業受取総額）}による。

第5節 経常移転

1. 所得・富等に課される経常税

a. 範囲

所得・富等に課される経常税は、①所得に課される税及び②その他の経常税からなり、①所得に課される税は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得

[所得・富等に課される経常税一覧表]

税 目		非金融	金融	家計	備考
〔所得に課される税〕					
所得税	国 税	—	—	○	
申告所得税		—	—	○	
源泉所得税		△	△	△	
・ 利子所得		△	△	△	
・ 配当所得		△	△	△	
・ 上場株式等の譲渡所得等		△	△	△	
・ 給与所得		—	—	○	
・ 退職所得		—	—	○	
・ 報酬・料金等所得		—	—	○	
・ 非居住者等所得		—	—	—	政府の受取
法人税	国 税	△	△	—	
法人特別税	国 税	△	△	—	
地方法人税	国 税	△	△	—	
道府県民税（所得割）	道府県税	—	—	○	
市町村民税（所得割）	市町村税	—	—	○	
道府県民税（配当割）	道府県税	—	—	○	
道府県民税（株式等譲渡所得割）	道府県税	—	—	○	
道府県民税（法人税割）	道府県税	△	△	—	
市町村民税（法人税割）	市町村税	△	△	—	
道府県民税（利子割）	道府県税	△	△	△	H28.1.1 から法人は廃止になり、家計のみ
日本銀行納付金		—	○	—	
〔その他の経常税〕					
地方法人特別税	国 税	△	△	—	
事業税（個人）	道府県税	—	—	○	
事業税（法人）	道府県税	△	△	—	
自動車重量税の 1/2	国 税	—	—	○	
自動車税の 1/2	道府県税	—	—	○	
自動車取得税の 1/2	道府県税	—	—	○	
軽自動車税の 1/2	市町村税	—	—	○	
狩猟税	道府県税	—	—	○	
道府県民税（均等割、個人）	道府県税	—	—	○	
市町村民税（均等割、個人）	市町村税	—	—	○	
道府県民税（均等割、法人）	道府県税	△	△	—	
市町村民税（均等割、法人）	市町村税	△	△	—	
法定外目的税（注2）					県で判断

（注1）非金融、金融、家計は支払制度部門であり、「○」は全額を計上、「△」は分割して計上、「—」は未計上とする。

（注2）法定外目的税のうち「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して計上する。

に対して公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）であり、②その他の経常税は、事業税、自動車重量税、自動車税、都道府県民税（均等割）等である。また、一般的には税として扱われていないが、日本銀行納付金も①に含まれる。

b. 推計方法

『国税庁統計年報』（国税庁）、『地方財政統計年報』（総務省）、決算書及び全国の計数等を用いて上記〔所得・富等に課される経常税一覧表〕にそって推計する。原則として、支払は県居住者である非金融法人企業、金融機関、家計の各々に計上し、受取は県内徴収税額を一般政府に計上する。

(1) 支払（非金融法人企業、金融機関、家計）

①所得に課される税、②その他の経常税別に推計する。

①所得に課される税

○所得税、○法人税、○住民税、○日本銀行納付金別に推計する。

○所得税

ア．源泉所得税

A．利子所得、B．配当所得、C．上場株式等の譲渡所得等、D．給与所得、E．退職所得、F．報酬・料金等所得別に推計する。

A．利子所得

全国徴収税額×分割比率

分割比率：財産所得より家計の受取利子（FISIM 調整前）の自県分の対全国比を求める。

なお、全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

B．配当所得

県徴収税額を計上する。配当の県民ベースによる把握は資料的に困難であり、源泉徴収義務者の大部分が企業部門であると考えられるため、県内＝県民とみなす。

なお、全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

C. 上場株式等の譲渡所得等

県徴収税額を計上する。

なお、「B. 配当所得」の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

D. 給与所得

県徴収税額×内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬／県内雇用者報酬

家計に計上する。

E. 退職所得

県徴収税額×内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬／県内雇用者報酬

家計に計上する。

F. 報酬料金等所得

県徴収税額×内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬／県内雇用者報酬

家計に計上する。

イ. 申告所得税

個人企業が大部分と考えられるため、県徴収税額を家計に計上する。

ウ. 所得税還付金

ア. 及びイ. で推計したそれぞれの所得税から還付金を控除する。

A. 源泉所得税の還付金

a. 源泉所得税の還付金額

源泉所得税の還付金額＝全国還付金額×分割比率×内民転換比率

全国還付金額：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の還付金をとる。

分割比率：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。

内民転換比率：県民雇用者報酬／県内雇用者報酬

b. 制度部門への分割

a. で得た県別の「源泉所得税の還付金」を、ア. で得た県別の源泉所得税の制度部門別支払額の構成比で各制度部門別還付金額を推計する。

B. 申告所得税の還付金

申告所得税の還付金額＝全国還付金額×分割比率

全国還付金額：『国税庁統計年報』より、申告所得税の還付金をとる。

分割比率：『国税庁統計年報』より、申告所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。全額を家計に計上する。

○法人税（法人税、法人特別税、地方法人税）

全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

○住民税

ア. 所得割

道府県民税（所得割）、市町村民税（所得割）の県徴収税額をとり、家計に計上する。

イ. 配当割及び株式等譲渡所得割

道府県民税（配当割）、道府県民税（株式等譲渡所得割）の県徴収税額をとり、家計に計上する。

ウ．法人税割

道府県民税（法人税割）、市町村民税（法人税割）の県徴収税額をとる。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

エ．利子割

道府県民税（利子割）の県徴収税額をとり、「源泉所得税、利子所得等」の比率を準用して、各制度部門に分割する。平成28年1月1日から法人は廃止になり、以降は家計のみに計上する。

○日本銀行納付金

日本銀行の納付金は、日本銀行の市中金融機関との取引サービス（生産活動）の中で発生した剰余金の一部が納付されることから、日本銀行の支店のある県のみ
に計上する。

②その他の経常税

○事業税、○自動車関係税、○狩猟税、○住民税、○その他別に推計する。

○事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）

法人事業税、個人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。

地方法人特別税は次式により推計する。

地方法人特別税＝全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」
の自県分の対全国比とする。

法人事業税及び地方法人特別税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

個人事業税は県徴収額を家計に計上する。

○**自動車関係税**（自動車重量税の1/2、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、
軽自動車税の1/2）

県徴収税額をとり、家計に計上する。

なお、自動車関係税は、事業者と家計の両者が負担しているため、家計の負担を
便宜的にその半分とし、税額の1/2をその他の経常税としている。残りの事業者の
負担分（1/2）は生産・輸入品に課される税扱いであり、経常移転ではない。

○**狩猟税**

県徴収税額をとり、家計に計上する。

○**住民税**

A. 個人分

道府県民税（均等割・個人）、市町村民税（均等割・個人）の県徴収税額
をとり、家計に計上する。

B. 法人分

道府県民税（均等割・法人）、市町村民税（均等割・法人）の県徴収税額
をとる。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険
業、その他の業種の構成比を用いる。

○**その他**

法定外目的税又は法定外普通税のうち、「所得・富等に課される経常税」に該当
するものがあれば、各県で判断して計上する。

(2)受取（一般政府）

受取は、①所得に課される税及び②その他の経常税の県内徴収税額を一般政府に計上
する。

2. 社会負担及び3. 現物社会移転以外の社会給付

【推計の概要】

社会負担及び現物社会移転以外の社会給付は、次表の区分によって推計を行う。

表 推計区分

社会負担 (本文の項番号)		現物社会移転以外の社会給付 (本文の項番号)	
現実社会負担	社会保障基金に係る現実社会負担 (一般政府の受取分)	2-A	現金による社会保障給付 3-A
	その他の社会保険制度に係る現実社会負担 (年金基金(金融機関)の受取分)	2-B	その他の社会保険年金給付 3-B
帰属社会負担	雇主の帰属年金負担	2-C (1)	
	雇主の帰属非年金負担	2-C (2)	その他の社会保険非年金給付 3-C
家計の追加社会負担		2-D	
年金制度の手数料(控除項目)		2-E	
		社会扶助給付	3-D

○ 社会負担についての推計の概要

「社会負担」は、現実社会負担、帰属社会負担、家計の追加社会負担、年金制度の手数料(控除項目)から成る。

現実社会負担は、現実年金負担と現実非年金負担に区分されるが、推計に当たっては、便宜上、この区分ではなく、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」に分けて行う。前者は社会保障制度に基づく社会保障基金(一般政府)への負担であり、後者は年金基金(金融機関)への負担である。

2-A：社会保障基金に係る現実社会負担(一般政府の受取分)

社会保障給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金(一般政府)への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払うものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保

障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。

(内民転換について)

社会保障基金に対する負担額の支払は、家計であり、県民の居住地（以下、民ベース）で計上し、受取は一般政府であり、勤務地の社会保障基金が受取となり、勤務地（以下、内ベース）で計上する。（下記の「社会保障基金に係る現実社会負担の移転図」（2-106 参照）

社会負担額データの地域別が居住地ベースか、社会保障基金の事業所ベースかに応じて、内・民ベースの転換を行う。内・民ベースの転換に用いる内民（民内）転換比率は次式による。

内民（民内）転換比率＝民（内）ベースの賃金・俸給／内（民）ベースの賃金・俸給

2－B：その他の社会保険制度に係る現実社会負担(年金基金(金融機関)の受取分)

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金（金融機関）への雇主及び雇用者が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなる。雇主から年金基金（金融機関）に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金（金融機関）に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金（金融機関）に対して支払うものである。

国民経済計算では各年金基金別に財務諸表等の報告書から推計しているが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険制度に係る現実社会負担については、支払の家計、受取の金融機関ともに、県民の居住地ベースで計上する。

2－C：帰属社会負担

帰属社会負担は、雇主による負担のみであり、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなる。

(1) 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、受給権を発生主義で記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運用に係る費用（年金制度の手数料）の合計のうち、確定給付制度に係る雇主の現実社会負担（実際の支払額）では賄われない部分である。

国民経済計算では財務諸表等から推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

(2) 雇主の帰属非年金負担

雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担分であり、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金の負担や、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積み給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分である。

国民経済計算では各会計決算書等からの推計であるが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

2-D：家計の追加社会負担

年金基金（金融機関）の支払、家計の受取として計上した「年金受給権に係る投資所得」と同額を、「家計の追加社会負担」として家計の支払、年金基金（金融機関）の受取に計上する。

年金受給権に係る投資所得＝家計の追加社会負担
である。

2-E：年金制度の手数料（控除項目）

年金制度の手数料は、年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもある。

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担、家計の追加社会負担の合計から、確定給付型及び確定拠出型の年金基金の「年金制度の

手数料」（運営費用）を控除して、「純社会負担」が求められる。

○ 現物社会移転以外の社会給付についての推計の概要

「現物社会移転以外の社会給付」は、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付、社会扶助給付から成る。

3－A：現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。具体的には、主なものに老齢年金(国民年金、厚生年金等)、雇用保険に基づく給付金（失業給付）、児童手当等が該当する。

現金による社会保障給付については、受取の家計は居住地の民ベース、支払の一般政府は社会保障基金に係る現実社会負担に合わせて勤務地の内ベースで計上する（下記の「社会給付の移転図」（2-106）参照）。

3－B：その他の社会保険年金給付

年金基金（金融機関）から支払われる給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。国民経済計算では各基金別に財務諸表等から給付額を推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険年金給付は、受取の家計、支払の金融機関ともに、県民の居住地ベースで計上する。

3－C：その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。雇主の帰属社会負担のうち「雇主の帰属非年金負担」と同額を給付額とする。

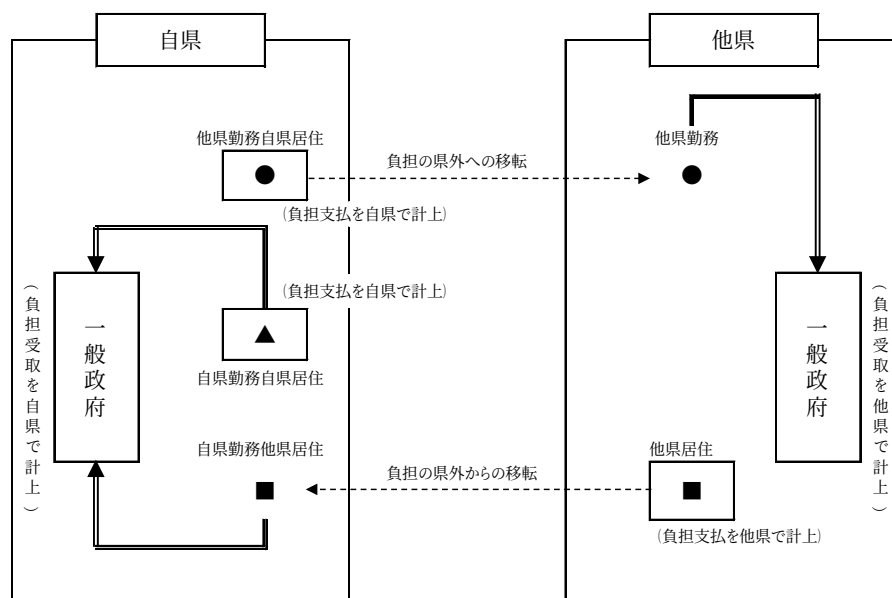
3－D：社会扶助給付

「社会扶助給付」は社会保障制度のもとで支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取を家計、支払を一

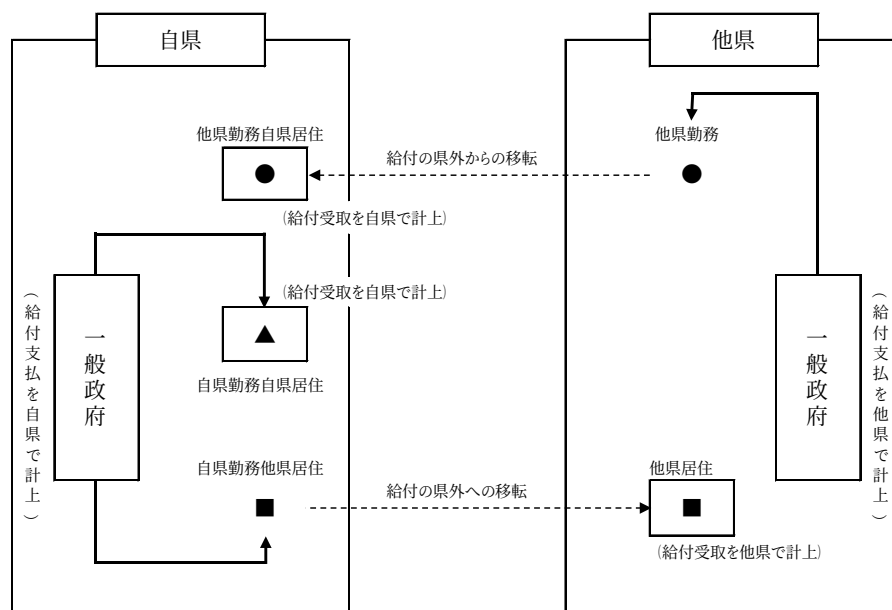
般政府、対家計民間非営利団体に計上する。

一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。なお、社会扶助給付は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難であるため、現物給付も含む。平成17年基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分については、平成23年基準では現物社会移転に含めている。

〔社会保障基金に係る現実社会負担の移転図〕



〔社会給付の移転図〕



(凡例)

- ： 自県に居住し、他県に勤務している家計
- ▲： 自県に居住し、自県に勤務している家計
- ： 他県に居住し、自県に勤務している家計

———：現実社会負担 ———：社会給付 - - - - -：県外への(からの)移転

【推計方法】

2－A．社会保障基金に係る現実社会負担

(1)特別会計、(2)国民健康保険、(3)後期高齢者医療、(4)共済組合、(5)組管掌健康保険、(6)全国健康保険協会、(7)児童手当及び子ども手当、(8)社会保障基金、(9)介護保険別に、社会保障負担を推計する。

(1)特別会計

①年金（児童手当及び子ども手当を除く）

a．健康保険

『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会、旧社会保険庁）より負担を求める。

b．厚生年金

『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

c．国民年金

『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

②労働保険

a．労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

b．雇用保険

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

③船員保険（平成21年12月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より負担を求める。

(2)国民健康保険

『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

(3)後期高齢者医療（制度施行の平成20年4月より計上）

『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）』（厚生労働省）より負担を求める。

(4)共済組合

①国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

②地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

③旧公共企業体職員共済組合

旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT 共済組合）は、平成9年4月に厚生年金に移行したことにより負担は発生しない。

④その他

a. 日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 地方議会議員共済会（平成23年6月1日をもって廃止、以降なし）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

c. 農林漁業団体職員共済組合

平成14年4月に厚生年金に移行したため、雇主負担（特別業務負担金）分のみを計上する。

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

d. 日本製鐵八幡共済組合

負担は発生しない。

(5) 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

(6) 全国健康保険協会

上記(1)の健康保険の任意継続被保険者分の負担を、全国健康保険協会創立の平成20年10月以降について計上する。なお、平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会による運営への移行により船員保険の任意継続被保険者分を含む。

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(7) 児童手当及び子ども手当

『児童手当事業年報』（内閣府）（平成22～23年度：『子ども手当事業年報』（厚生労働省））より民間分と公務員分とに分けて求める。

(8) 社会保障基金

① 農業者年金基金（旧年金勘定）

（平成14年1月1日から任意加入となり、年金基金（金融機関）である。）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

② 災害補償基金

a. 地方公務員災害補償基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 消防団員等公務災害補償等共済基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(9)介護保険

1号被保険者の分（65歳以上、市町村が直接徴収）は、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）の都道府県別保険料収納額より求める。

2号被保険者の分（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は、それぞれの医療保険より介護掛金を県主管課への直接照会により求める。

3-A. 現金による社会保障給付

現金による社会保障給付は、年金給付のほかに医療保険、介護保険からの現金給付も対象として計上する。

(1) 特別会計

① 年金（児童手当及び子ども手当を除く）

a. 健康保険（平成20年9月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、全国健康保険協会が発足するまでの平成20年9月分までを計上し、以降は計上しない。

b. 厚生年金

全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。

② 国民年金

全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。

③ 労働保険

a. 労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

b. 雇用保険

直接照会又は『雇用保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

④ 船員保険（平成21年12月まで）

『事業年報』（全国健康保険協会、旧社会保険庁）より給付を求める。疾病給付、年金

給付及び失業給付分がとれない場合は、給付額を全国値の割合で分割する。

船員保険制度の改正により、平成22年1月以降は、給付は発生しない。

(2)国民健康保険

『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

(3)後期高齢者医療

後期高齢者医療には「現金による社会保障給付」はない。

(4)共済組合

共済組合については長期経理分と短期経理分（うち現金給付）に分けて推計する。長期経理分及び短期経理分（うちの現金給付）の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

①国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

②地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）

直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

③旧公共企業体職員共済組合

（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）

3共済組合の合算給付額について、全国値を分割して求める。

④その他

a. 日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 地方議会議員共済会

（平成23年6月1日をもって廃止、以降については既受給者のみの給付）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

c. 農林漁業団体職員共済組合

（平成14年4月に厚生年金に統合され、平成14年度以降は特例年金（職域加算の上積み分）のみとなる。）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

d. 日本製鐵八幡共済組合

全国値を分割して求める。

(5) 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

(6) 全国健康保険協会（平成20年10月以降）

『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、全国健康保険協会が発足した平成20年10月分以降について計上する。さらに平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。

また任意継続分を含む全額を計上する。

(7) 児童手当及び子ども手当

『児童手当事業年報』（内閣府）（平成22～23年度は『子ども手当事業年報』（厚生労働省））より民間分と公務員分とに分けて求める。

(8) 社会保障基金

① 農業者年金基金（旧制度）

（平成14年1月1日から任意加入で年金基金（金融機関）であり、旧制度では特例

年金の給付のみ)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

②災害補償基金

a. 地方公務員災害補償基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 消防団員等公務災害補償等共済基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(9)介護保険

『介護保険事業状況報告年報』により給付を求める。

2－B．その他の社会保険制度に係る現実社会負担、及び3－B．その他の社会保険年金給付

(1) 確定給付型制度（確定給付型企业年金、退職一時金（民間等））

①確定給付型企业年金

全国値を分割して求める。

②退職一時金（民間等）

受給権を発生主義で記録する退職一時金(民間等)の雇主による実際の支給額であり、同額の給付額を「その他の社会保険年金給付」として扱う。推計は、全国値を退職所得の源泉徴収税額の自県分の対全国比で分割推計する。

(2) 確定拠出型年金

①勤労者退職金共済機構

当該機構の公表資料を用いる。

②中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定

全国値を分割して求める。

③国民年金基金・同連合会

全国値を分割して求める。

④農業者年金基金

直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

⑤国家公務員共済組合（退職等年金経理）（平成27年10月以降）

全国値を分割して求める。

⑥地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（退職等年金給付調整経理）（平成27年10月以降）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

⑦**日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）**（平成27年10月以降）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

⑧**確定拠出年金（企業型）**

全国値を分割して求める。

⑨**確定拠出年金（個人型）**

全国値を分割して求める。

「国家公務員共済組合（退職等年金経理）」、「地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（退職等年金給付調整経理）」、「日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）」及び「確定拠出年金（企業型）（個人型）」については、生産系列での保険業の年金基金の産出額を推計していないが、分配系列では現実社会負担を推計対象とし、結果として雇用者報酬に加算される。現実社会負担のみが推計対象であり、その他の財産所得等は推計対象としない。なお、「確定拠出年金（個人型）」は家計の現実社会負担である。

2－C．帰属社会負担、及び3－C．その他の社会保険非年金給付

(1) 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、次式によって推計する。

(支払) 現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)－確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担

現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)

= 全国値×分割比率×内民転換比率

全 国 値: 「雇主の帰属年金負担(勤務費用＋DB企業年金産出額)をとる。

分 割 比 率: 『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担: 第5節2－B(1)の①確定給付型企業年金の負担額のうち「雇主負担分」に、②退職一時金(民間等)の負担額を加算した額である(2-115)。

(受取) 受取＝支払

(2) 雇主の帰属非年金負担及びその他の社会保険非年金給付

① 退職一時金(政府等)

政府及び政府関係機関³の退職一時金支給に要した雇主の費用である。

全国の出先機関については直接照会により、県・市町村については歳入歳出決算書による。

② 公務災害補償費

公務災害に対し各機関が国家公務員に直接支払う給付額であり、民間雇用者に対する労災保険給付に相当するものである。公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。

³ 政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

なお、地方公務員には公的基金（地方公務災害補償基金）があり、雇主の現実社会負担に含めるため、ここでは除かれる。

国の出先機関及び県・市町村の歳入歳出決算書から以下の項目を計上する。

ア．国家公務員

- a．公務災害補償費
- b．特別弔慰金
- c．弔慰金

イ．地方公務員

- a．『地方財政統計年報』（総務省）の人件費のうち災害補償の地方公務員災害補償基金負担金以外

③ その他

上記以外の雇用者福祉のための雇主負担であり、次のものが対象となる。

○労働者災害の法定補償、○労働者災害補償責任保険、○労災保険への上積給付のための賠償責任保険、○労働災害に対する損害保険によらない補償（見舞金）、○健康保険外の人間ドック、健康診断など疾病の予防等の医療保険のための費用負担額、○交通傷害保険など雇用者を被保険者とする損害保険への負担、○雇用者を被保険者とする団体生命保険などへの負担のうち他で推計されていないもの、○勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金・給付金が含まれる。

推計方法は、以下のとおり。

現金給与×（国の推計における現金給与に対する“その他”の「雇主の帰属非年金負担」の比率）

現金給与：「農林水産業」＋「公務以外の産業」

〔制度部門別推計方法〕

雇主の帰属非年金負担、その他の社会保険非年金給付の制度部門別推計は、次のとおり。

制度部門別分割

- a．雇主の帰属非年金負担
受取（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体）

支払（家計）

b. その他の社会保険非年金給付

受取（家計）

支払（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体）

受取、支払

給付、負担の受取、支払とも以下による。いずれも民ベースで計上する。

a. 家計

①退職一時金（政府等）、②公務災害補償費、③その他の全額を計上する。

b. 一般政府

①退職一時金（政府等）、②公務災害補償費、③その他の額のうち一般政府に格付される額。

c. 非金融法人企業、金融機関及び対家計民間非営利団体の分割

③その他の額を、『経済センサス-基礎調査』（総務省）による従業者数の割合で、非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体（生産系列第2章第1節18.を参照）に分割する。

2-D. 家計の追加社会負担

年金受給権に係る投資所得額と同額を計上する。

年金受給権に係る投資所得額：第2章第4節3.の「(2)年金受給権に係る投資所得」
からとる (2-86)。

2-E. 年金制度の手数料（控除項目）

年金基金の産出額と同額を計上する。

年金基金の産出額：生産系列第2章10.(2)の「②年金基金」の「a. 産出
額」で推計した年金基金の各機関の産出額の合算額をとる
(1-64)。

3-D. 社会扶助給付

支払（一般政府、対家計民間非営利団体）

中央政府分については、全国値を人口で分割する。地方政府分については、「決算書」により関連項目を求める（下表参照）。

なお、下表の「四. 扶助費」のなかには公的負担による医療給付を含むため、公費負担医療給付分を控除する。

公費負担医療給付分：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「(1) 82 医療・保健」「○医療業」「a. 産出額」「○保険適用となる傷病治療費」のうち「公費負担分」（1-76）。

対家計民間非営利団体分については全国値を『経済センサス-基礎調査』（総務省）の対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比により分割する。

受取（家計）

受取のうち生活保護費等は支払額をもって受取額とするが、その他恩給等は、雇用者報酬等の内民転換比率で県民ベースに補正した受取金額をもって社会扶助給付受取額とする。

地方政府からの社会扶助給付の計上一覧について

地方財政統計（1-3-5表）による。いずれも都道府県＋市町村計

【社会扶助】

四. 扶助費

但し以下を控除

- (1) 「児童保護措置費」 私立保育所に対する児童保護措置費
- (2) 「児童手当及び子ども手当」
- (3) 「老人福祉費」 民間老人ホーム等への措置費、公立養護老人ホーム等への物件費相当額
- (4) 公的負担医療給付

【恩給】

一一 7. 恩給及び退職年金

4. 現物社会移転

(1) 現物社会移転（市場産出の購入）

① 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分

医療保険と介護保険による現物の給付からなり、払い戻し分も含む次の項目を計上する。

診療費、薬剤支給、入院時食事療養費、訪問看護療養費、療養費、看護費 等
払い戻し分の移送費、高額療養費

具体的な推計方法は以下のとおりである。

a. 特別会計

(a) 年金（児童手当及び子ども手当を除く）のうち健康保険（平成20年9月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

(b) 労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より、現物の給付を求める。

(c) 船員保険（平成21年12月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より給付のうち疾病給付分をとる。とれない場合は、給付額を全国値の割合で分割する。

船員保険制度の改定により、平成22年1月以降は、給付は発生しない。

b. 国民健康保険

『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

c. 後期高齢者医療

(a) 老人保健医療（平成20年3月まで）

『老人医療事業報告』（年次報告の市町村別老人医療費）（厚生労働省）より給付を求める。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(b) 後期高齢者医療（平成20年4月以降）

『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）より給付を求める。

d. 共済組合

共済組合については短期経理分のうち現物の給付分をとる。短期経理分及びそのうちの現物の給付の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

(a) 国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

(b) 地方公務員共済組合

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(c) 旧公共企業体職員共済組合

旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT 共済組合）は、平成9年度に厚生年金に移行したことにより現物給付は発生しない。

(d) その他

ア. 日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

イ. 地方議会議員共済会（平成23年6月1日をもって廃止）

短期経理なし

ウ. 農林漁業団体職員共済組合

短期経理なし

エ. 日本製鐵八幡共済組合

短期経理なし

e. 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

f. 全国健康保険協会（平成20年10月以降）

『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、給付は全国健康保険協会が発足した平成20年10月分以降について計上する。さらに平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。

また任意継続分を含む全額を計上する。

g. 社会保障基金（災害補償基金）

（a）地方公務員災害補償基金

『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金 HP）より、現物給付を求める。

（b）消防団員等公務災害補償等共済基金

現物社会移転（市場産出の購入）である療養補償給付が少額であることから、推計対象外とする。

h. 介護保険

『介護保険事業状況報告年報』より給付総額を求め、先に推計した現金による社会保障給付（住宅改修費）を差し引いて求める。

② 公費負担医療給付

生産系列の医療業の産出額のうち、公費負担分をとる。

公費負担分：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「（1）82 医療・保健」

「○医療業」「a. 産出額」「○保険適用となる傷病治療費」のうち「公費負担分」(1-76)。

③ 教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金

教科書購入費は、県教育委員会あるいは県教科書供給所への照会により求める。

戦傷病者無賃乗車船負担金は、全国値を分割して求める。

(2) 現物社会移転（非市場産出）

①一般政府分

支出系列の政府最終消費支出で推計した「個別消費支出－現物社会移転（市場産出の購入）」をとる（3-25）。

②対家計民間非営利団体分

支出系列で推計した対家計民間非営利団体最終消費支出額をとる（3-24）。

5. その他の経常移転

その他の経常移転には、（１）非生命保険金及び非生命保険純保険料、（２）一般政府内の経常移転と（３）他に分類されない経常移転がある。

（１）非生命保険金及び非生命保険純保険料

①非生命保険料・保険金の関係

経常移転に関連するものの一つに契約に基づいた非生命保険金・非生命保険純保険料がある。

火災、地震、水害等偶然発生する事故に対する危険分散を図るという観点から、事故が発生した場合、被災者にその損害を補填するというシステム、すなわち非生命保険制度（損害保険）が確立されている。

この制度を運営していくにあたっては、事故が発生した場合、被災者に支払う保険金（保険リスクコスト）と、制度を運用していくための諸経費（保険サービスチャージ）とが必要となり、それを非生命保険料として保険加入者より徴収している。この保険料のうち、被災者に支払われる保険金部分は保険加入者から集めた保険料の一部を被災者に保険金として支払うものであるから、保険加入者から被災者にただ単に所得が移転したものとみなす。

これらの非生命保険（損害保険）と同様に、定型保証においても債務者が債務不履行に陥った場合に保証人の定型保証会社から債権者である金融機関に支払われる代位弁済金（肩代わり）は、定型保証会社が債務者から集めた保証料の一部を弁済金として支払うものであり、債務者から債権者への単なる所得の移転であるとみなす。

②所得支出勘定での取扱い

所得支出勘定における非生命保険のうち民間非生命保険・公的非生命保険の損害保険に関する取扱いは、上述の保険金が加入者の各制度部門別に受取側に計上され、同じく加入者各制度部門の支払側には保険加入者が支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として計上される。なお、非生命保険サービスを提供する制度部門の金融機関においては支払側に保険金、受取側に純保険料が計上され、それらは同額となる。

定型保証に関する取扱いは、保険金（代位弁済金）が支払側も受取側も金融機関（そ

れぞれ定型保証会社、債権者）に計上され、純保険料（純保証料）の支払が債務者の各制度部門に、受取が金融機関（定型保証会社）に計上される（序-6）。

③推計方法

具体的な県別保険種類別の推計については、生産系列の推計方法を参照することとするが、所得支出勘定では、生産系列で推計された県別保険種類別の保険金額を、各制度部門別に分割することになる。

○非生命保険金

（支払）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に計上する。

定型保証では、全国の保険金額を定型保証サービスの産出額の自県分の対全国比で分割して、金融機関に計上する。

（受取）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「（参考）保険料・保険金の制度部門分類」（2-131）等を参考に分割する。

なお、受取制度部門が特定できるものは、直接それぞれの制度部門に計上し、その他のものについては、全国の制度部門分割比率を準用するか、該当制度部門に均等に計上する。

定型保証では、上記の支払額と同額を、金融機関に計上する。

○非生命保険純保険料

（支払）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、非生命保険金の受取制度部門に同額を計上する。

定型保証では、非生命保険金の支払額を制度部門別に分割する。全国信用保証協会については、民間非金融法人企業と家計の割合で分割し、農林漁業信用基金と住宅ローン保証を提供する機関については全額を家計に計上する。

（受取）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）及び定型保証とも、非生命保険金の支払と同額を金融機関に計上する。

なお、地震再保険、農業共済再保険等は生産系列で東京都に一括計上する

ことになっているので、所得支出勘定においても非生命保険金の支払及び非生命保険料の受取は東京都のみに計上する。

（参考）公的非生命保険特別会計保険料、保険金

地震再保険特別会計

正味収入保険料＝再保険料

正味支払保険金＝再保険金－雑収入

農業共済再保険特別会計

①農業勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金＝農業再保険金－雑収入

②家畜勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金＝家畜再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－雑収入

③果樹勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料－払戻金

正味支払保険金＝果樹再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－雑収入

④園芸施設勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料
正味支払保険金＝園芸施設再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

漁船再保険及漁業共済保険特別会計

①漁船普通保険勘定

正味収入保険料＝再保険料＋前年度繰越未経過再保険料
－次年度繰越未経過再保険料－払戻金
正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－回収金

②漁船特殊保険勘定

正味収入保険料＝特殊再保険料＋前年度繰越未経過再保険料
－次年度繰越未経過再保険料－払戻金
正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

③漁船乗組員給与保険勘定

正味収入保険料＝給与再保険料＋前年度繰越未経過再保険料
－次年度繰越未経過再保険料－払戻金
正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

④漁業共済保険勘定

正味収入保険料＝一般会計より漁業共済保険料見合受入＋前年度繰越未経過保険料
－次年度繰越未経過保険料
正味支払保険金＝漁業共済保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

日本貿易保険及び貿易再保険特別会計

①貿易再保険特別会計

正味収入保険料＝再保険料＋前年度繰越未経過保険料－次年度繰越未経過保険料－払戻金
正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－回収金
－代位取得債権収入－雑収入

②日本貿易保険

正味収入保険料＝正味収入保険料
正味支払保険金＝正味支払保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

一代位取得債権収入

日本政策金融公庫(機械保険勘定業務、中小企業信用保険業務)

正味収入保険料＝保険料＋未経過保険料戻入－未経過保険料繰入－払戻金

正味支払保険金＝保険金－支払備金戻入＋支払備金繰入－回収金－雑収入

自動車安全特別会計

①保障勘定

正味収入保険料＝賦課金＋前年度繰越未経過賦課金－次年度繰越未経過賦課金－払戻金

正味支払保険金＝再保険金及び保険金＋保障金－前年度繰越支払備金

＋次年度繰越支払備金－雑収入

農業共済事業(事業会計・市町村)

正味収入保険料＝共済掛金及び交付金＋連合会無事戻金－支払無事戻金

－保険料及び技術料＋賦課金

正味支払保険金＝共済金－支払備金戻入＋支払備金繰入－保険金及び診療補填金

交通災害共済事業

正味収入保険料＝共済掛金収入－未経過共済掛金純増額＋繰入金

正味支払保険金＝共済見舞金

第2章 制度部門別所得支出勘定
第5節 経常移転

(参考)

保険料・保険金の制度部門別分類

			保 険 料						保 険 金					
			合計	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計(個人企業を含む)	対民間営利団体	合計	非金融法人企業	一般政府	金融機関	家計(個人企業を含む)	対民間営利団体
民間非生命保険	損害保険会社	火災	○	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●
		自動車自賠責	(共通)											
		自動車物害												
		その他の保険												
	外国保険会社	火災		○	○	—	—	○	—					
		自動車自賠責		○	○	—	—	○	—					
		その他の保険		○	○	—	—	—	—					
		その他の保険		○	○	—	—	—	—					
	船主相互保険組合			○	○	—	—	—	—					
	火災共済共同組合			○	—	—	—	○	—					
	農業共済組合・連合会			○	—	—	—	○	—					
	漁業共済組合・同連合会			○	—	—	—	○	—					
公的非生命保険	地震再保険特会			○	—	—	—	○	—					
	農業共済再保険特会			○	—	—	—	○	—					
	漁船再保険及び漁業共済保険特会			○	—	—	—	○	—					
	貿易再保険特会			○	○	—	—	—	—					
	日本政策金融公庫													
	(中小企業信用保険業務)			○	—	○	—	—	—					
	(機械保険経過業務)			○	○	—	—	—	—					
	自動車安全特会(保証勘定)			○	—	—	—	○	—					
公的非生命保険	農業共済事業(共済事業会計・市町村)			○	—	—	—	○	—					
	交通災害共済事業			○	—	—	—	○	—					

- (注) 1. 損害保険会社の火災・自動車・自賠責については車種別・物件別に分類される。火災については保険料と保険金の制度部門別分割比が異なる(●印)。
2. 火災を除いては制度部門別分割比は、保険料・保険金とも共通。
3. (—)は分割されないことを示す。
4. 非金融法人企業へ割り振られる損害保険会社の「その他」の保険には、次のものが含まれている。船舶、積荷、運送、賠償責任、労働者災害補償責任、船客傷害補償積、航空、信用、保証、ガラス、機械、原子力、建設工事、動産総合、盗難、風水害、ボイラ・ターボセット。

(2)一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、県内の国出先機関、県、市町村及び社会保障基金の相互間の経常移転と県外の中央政府等との財政移転及び県外の一般政府との経常移転からなる。

この場合、中央政府等との財政移転は「国庫」といういずれの県にも属さない取引主体を擬制的に設けて、これとの取引を計上する。

国庫の対象となる取引は中央政府及び社会保障基金（全国単位）の諸機関との間での受払である。なお、国出先機関の国庫に関する処理は原則として貯蓄を発生させないものとする。ここでの国出先機関には、社会保障基金（全国単位）の出先機関を含む。

社会保障基金のうち、地域の独自性の強いとみなされる以下の3機関の地方社会保障基金については、国庫との財政移転はないものとして、貯蓄を発生させることとする。

（地方社会保障基金）

- ・国民健康保険事業（事業勘定）
- ・後期高齢者医療事業
- ・介護保険事業（保険事業勘定）

なお、国庫との財政移転のある社会保障基金（全国単位）とは、国所管の厚生年金保険等や全国単位の上部機関を持つ機関で、上記の地方社会保障基金以外である。

また国庫である中央政府及び社会保障基金（全国単位）と県内一般政府との経常移転については、国出先機関を経由せず、国庫との直接取引とする。

以下に、一般政府内の経常移転の主要な項目を掲げる。

① 国庫から県・市町村への経常移転

地方譲与税のうち地方法人特別税、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税等、地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、国庫支出金のうち義務教育負担金、生活保護費分負担金、児童保護費負担金、結核医療費負担金等

② 国庫から社会保障基金への経常移転

国民健康保険事業会計(事業勘定)への国庫支出金、療養給付費交付金、介護保険

事業勘定への国庫支出金、支払基金交付金、後期高齢者医療事業会計への国庫支出金、支払基金交付金、特別高額医療費共同事業交付金等

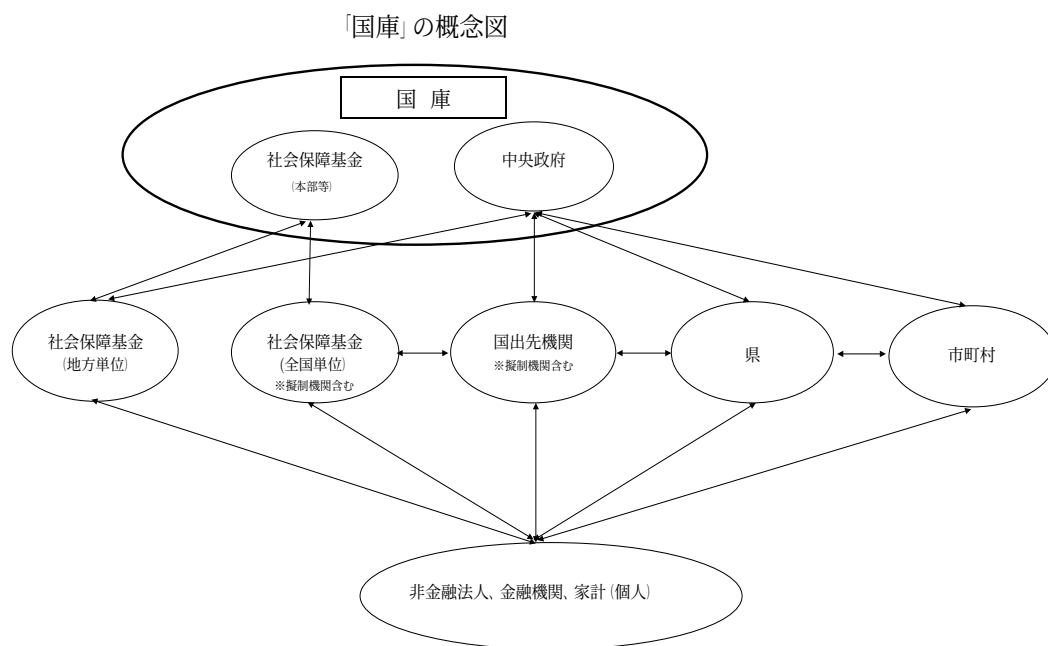
- ③ 県・市町村から国庫への経常移転
補助費等のうち国に対するもの
- ④ 自県と他県（県外）間の経常移転
利子割精算金、地方消費税精算金支出、補助費等のうち同級団体に対するもの（資本移転は除く）
- ⑤ 県から市町村への経常移転
児童保護費負担金、老人保護費負担金、障害者自立支援給付等負担金、児童手当交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、補助費等のうち市町村に対するもの（資本移転は除く）等
- ⑥ 県から社会保障基金への経常移転
国民健康保険（事業勘定）及び介護保険（保険事業勘定）への県支出金、後期高齢者医療広域連合への県支出金等
- ⑦ 市町村から社会保障基金への経常移転
国民健康保険（事業勘定）、後期高齢者医療事業、介護保険（保険事業勘定）会計への繰入等
- ⑧ 社会保障基金から国庫への経常移転
国民健康保険事業会計(事業勘定)の後期高齢者支援金、介護給付費納付金、共同事業拠出金

上記以外に一般政府内の相互間に経常移転があればすべて計上する。また国出先機関に

については貯蓄を発生させないことから、受取総額を国庫に支払い、支払総額を国庫から受取る経常移転を計上する。国出先機関（全国単位 of 社会保障基金の出先機関を含む）の所得支出勘定から以下のように求める。

国出先機関の国庫に対する経常移転＝財・サービスの販売＋生産・輸入品に課される税（受取）＋財産所得（受取）＋所得・富等に課される経常税（受取）＋純社会負担（受取）＋国庫からの経常移転を除くその他の経常移転（受取）

国出先機関の国庫からの経常移転＝（最終消費支出＋財・サービスの販売）＋財産所得（支払）＋補助金（支払）＋現物社会移転以外の社会給付（支払）＋国庫に対する経常移転を除くその他の経常移転（支払）



(3) 他に分類されない経常移転

他に分類されない経常移転は、①その他の経常移転と②罰金がある。

①その他の経常移転

その他の経常移転には、対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金のほか、他では表章されないあらゆる経常移転が含まれる。

その他の経常移転は、「a. 対家計民間非営利団体への経常移転」と「b. 対家計民間非営利団体以外への経常移転」とに分けて推計を行う。

また、その他の経常移転は受払い両面の推計となっている。

なお、贈与金、債権償却取立益、海外との経常移転の受払、経常国際協力については県民経済計算では推計対象とはしない。

制度部門別、その他の経常移転取引内訳表

	支払	受取
寄付金等	非金融法人企業	(非金融法人企業) ^(注1) (金融機関) 対家計民間非営利団体
	金融機関	(金融機関) (非金融法人企業) 対家計民間非営利団体
	一般政府	対家計民間非営利団体
負担金、信仰費	家計	対家計民間非営利団体
家計間の仕送り金、 贈与金 ^(注2)	家計	家計
一般政府の経常移転	一般政府	非金融法人企業 金融機関 家計
	非金融法人企業 金融機関 家計	一般政府
債権償却取立益 ^(注2)	非金融法人企業 家計	金融機関

(注1) () は、県民経済計算では推計しない。

(注2) 贈与金、債券償却取立益は、県民経済計算では推計の対象としない。

第2章 制度部門別所得支出勘定
第5節 経常移転

(参考) その他の経常移転の制度部門別項目

制度部門	受払	項目（県民経済計算集計項目）
非金融法人企業	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
金融機関	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
一般政府	支払	対家計民間非営利団体への経常移転
		社会保障基金から対家計民間非営利団体への経常移転（その他の経常移転）
		居住者（非金融法人企業）への経常移転
		居住者（金融機関）への経常移転
		居住者（家計）への経常移転
	受取	居住者（非金融法人企業）からの経常移転
		居住者（金融機関）からの経常移転
		居住者（家計）からの経常移転
対家計民間非営利団体	受取	一般政府及び非金融法人企業からの寄付金
		金融機関からの寄付金
		一般政府からの経常移転
		社会保障基金からの経常移転
		家計からの負担金及び信仰費
家計	支払	対家計民間非営利団体への信仰費と負担金
		一般政府への経常移転
		仕送金、贈与金（注）
	受取	一般政府からの経常移転
		仕送金、贈与金（注）

(注)贈与金は地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

a. 対家計民間非営利団体への経常移転

対家計民間非営利団体が受け取る寄付、補助金、会費等であり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計が支払うものである。

非金融法人	寄付金	
金融機関	寄付金	
一般政府	国出先機関	国際文化団体補助金、私立大学経常費補助金、福祉医療機構事務費補助金等
	県・市町村	補助費（一部）、児童保護措置費（私立保育所分）、老人措置費（民間老人ホーム分）
	社会保障基金	身体障害者等福祉対策事業費補助金、地方公務員共済組合保健経理への繰入金等
家計	負担金及び信仰費	

受取（対家計民間非営利団体）

全国値×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

支払（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計）

（a）非金融法人企業、（b）金融機関、（c）一般政府、（d）家計別に推計する。

（a）非金融法人企業

寄付金＝全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

（b）金融機関

寄付金＝全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

（c）一般政府

決算書及び財政収支調査よりとる。

(d) 家計

○二人以上の世帯、○単身世帯別に推計する。

○二人以上の世帯の信仰・祭祀費、他の負担費

信仰・祭祀費、他の負担費＝(信仰・祭祀費＋他の負担費)×二人以上の世帯数

信仰・祭祀費、他の負担費：『家計調査』（総務省）よりとる。

二人以上の世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

○単身世帯の信仰・祭祀費、他の負担費

信仰・祭祀費、他の負担費＝(信仰・祭祀費＋他の負担費)×単身世帯数

信仰・祭祀費、他の負担費：『全国消費実態調査（単身世帯編）』（総務省）よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。

単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

b. 対家計民間非営利団体以外への経常移転

(a) 家計間の仕送り金

ア. 支払（家計）

二人以上の世帯、単身世帯別に推計する。

・二人以上の世帯

(遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×二人以上の世帯数

遊学仕送り金、その他の仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。中間年は『家計調査』で補間、補外する。

二人以上の世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

・単身世帯

(遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×単身世帯数

遊学仕送り金、その他の仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。

単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

イ. 受取（家計）

遊学仕送り金、その他の仕送り金別に推計する。

・遊学仕送り金

$$\{ \text{遊学仕送り金（二人以上の世帯・全国平均）} \times \text{全国二人以上の世帯数} \} + \{ \text{遊学仕送り金（単身世帯・全国平均）} \times \text{全国単身世帯数} \} \times \text{分割比率}$$

遊学仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。中間年は『家計調査報告』で補間、補外する。

全国二人以上世帯数、単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

分割比率：『学校基本調査』（文部科学省）より「学部学生数」の自県分の対全国比を求める。

・その他の仕送り金

支払＝受取とする。

（b）一般政府

ア. 受取

（ア）国出先機関

金融機関、非金融機関等からの用途指定寄付金受入、高齢・障害・求職者雇用支援機構の納付金収入等をとる。日本銀行（金融機関）からの中央政府への経常移転分として日本銀行の非市場産出分をとる（1-90）。

（イ）県・市町村

金融機関、非金融法人企業、家計から県・市町村への経常移転があれば、計上

する。

(ウ) 社会保障基金

金融機関、非金融法人企業、家計から社会保障基金への経常移転があれば、計上する。

イ. 支払

(ア) 国出先機関

家計への経常移転として、外国人留学生給与、文化功労者年金、日本学士院会員年金、重要無形文化財保存特別助成金、国立学校特別奨学交付金等をとる。

なお、国庫から家計への経常移転は、国庫から国出先機関を経由して移転されるものとしている。

(イ) 県・市町村

家計への経常移転として、補助費等のその他に対するもののうち、労働者の失業対策費、教育費の社会教育費、保険教育費の体育施設費等をとる。

(ウ) 社会保障基金

家計への「その他の経常移転」があれば、計上する。

なお、金融機関、非金融法人企業への経常移転は、下記(c)で推計する。

(c) 非金融法人企業、金融機関（一般政府からの受取）

非金融法人企業、金融機関の「その他の経常移転」の一般政府からの受取は、たとえば、非金融法人企業では労働保険労災特別会計（国出先機関）から労働者健康安全機構への交付金、中小企業福祉事業費補助金などがあり、金融機関では企業年金基金等給付費負担金などがある。

なお、国庫からの非金融法人企業、金融機関への経常移転の場合、国庫から国出先機関（擬制）を経由して移転されるものとする。

（受取）全国値×分割比率

分割比率：営業余剰の自県分の対全国比

(d) 償却債権取立益

債権償却取立益の原因となる償却済み債権は、現状では市場性を持たないため、金融資産ではなく不確定資産として扱われ、償却後に返却された償却債権取立益は、その他の資産量変動ではなく現金による移転として扱われる。

その場合、償却を行った時点で、会計上債権に基づく請求権は消滅したとみなす(法律的な請求権はあったとしても)ため、その移転は旧債務者の一方的な返済とみなされ、「経常移転」として扱われる。

この償却債権取立益の額は、現在のところ微小であるので、県民経済計算では推計対象としない。

②罰金

a. 範囲

罰金には、次のように通常の罰金のほかに延滞金や追徴金等も含まれる。

(a) 国出先機関

懲罰及び没収金

追徴金

延滞金

(b) 県、市町村

延滞金、加算金過料

(c) 社会保障基金

延滞金

b. 推計方法

(a) 受取（一般政府）

(ア) 国出先機関

全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

(イ) 県・市町村

「決算書」による。

(ウ) 社会保障基金

全国値×分割比率

分割比率：現実社会負担総額の自県分の対全国比による（2-101）。

(b) 支払（非金融法人企業、金融機関、家計）

直接支払部門の計数が明確なものはそれにより、それ以外は受取額をもって支払額とし、全国の制度部門別割合を準用して制度部門に分割する。

第6節 最終消費支出

支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、一般政府最終消費支出がそれぞれの制度部門に計上される。

第7節 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

年金受給権の変動調整＝雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担

＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担

－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付

なお、ここでの現実年金負担は、確定給付型年金（退職一時金（民間等）を含む）及び確定拠出型年金に係わる現実年金負担である。

なお、年金受給権の変動調整は上記のような調整項目であり、「経常移転」（第5節）の項目ではないことに注意を要する。その計上については、第1章の「4. 制度部門別所得支出勘定の表章形式」の金融機関並びに家計を参照、また第3章「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳を参照のこと。

第8節 貯蓄

制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものとして求められる。

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳

項目	推計方法
1. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 2. 財産所得(非企業部門) a. 受取 b. 支払 (1) 一般政府 a. 受取 b. 支払 (2) 家計 ①利子 a. 受取 b. 支払(消費者負債利子) ②配当(受取) ③その他の投資所得(受取) ④賃貸料(受取) (3) 対家計民間非営利団体 a. 受取 b. 支払	「家計」の受取である県民ベースの雇用者報酬が内訳別に細分され計上される。 「一般政府」の財産所得(利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する投資所得・賃貸料)の受取・支払が計上される。 「家計」の利子・配当・その他の投資所得・賃貸料の受取と、「家計」(個人企業を除く)の消費者負債利子が計上される。 「対家計民間非営利団体」の財産所得の受取・支払が計上される。
3. 企業所得(企業部門の第1次所得バランス) (1) 民間法人企業 (2) 公的企業 (3) 個人企業 a. 農林水産業	「非金融法人企業」と「金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除し、さらに公的企業所得を控除して計上される。 「公的非金融法人企業」と「公的金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除して計上される。 「家計」に含まれる個人企業のうちの農林水産業の混合所得から農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して計上される。

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳

項目	推計方法
b. その他の産業	「家計」に含まれる個人企業のうち のその他産業の混合所得から非農 林水産業の支払利子と支払賃貸 料を控除して計上される。
c. 持ち家	「家計」に含まれる持ち家の営 業余剰から持ち家の支払利子と 支払賃貸料を控除して計上され る。
4. 県民所得（要素費用表示）	1 + 2 + 3
5. 生産・輸入品に課される税（控 除）補助金	4. 県民所得に、所得支出勘定の 一般政府部門の受払に計上され ているものから算出する。
6. 県民所得（市場価格表示）	「生産・輸入品に課される税（控 除）補助金」を加算して、計上 する。
7. 経常移転（純） （1）非金融法人企業及び金融機 関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体	制度部門別に財産所得以外の移 転項目（「年金受給権の変動調 整」を除く）の受払のネットを 計上する。
8. 県民可処分所得（6 + 7） （1）非金融法人企業及び金融機 関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体	可処分所得は、制度部門別に受 取った所得から経常移転支払い を控除したものを計上する。 消費と貯蓄の合計に等しい。
（参考）県民総所得	支出系列の欄外の県民総所得 を計上する。

参考 所得支出勘定と県外勘定の関連

(1)概要

制度部門別所得支出勘定は県民ベースで取引項目の受払が推計される。

そしてそれぞれの差額が県外との取引として表現される。それぞれの取引において県外からの受取、県内からの受取、県外への支払、県内への支払を明示的に推計する必要がある。県際取引か受払いずれかのネットでしかとらえることができないため、グロス・ネット表示で県外勘定の受払に計上することとする。

なお、県外勘定には、海外取引での受払も含む。

(2)計上の方法

①雇用者報酬

推計上、県外への雇用者報酬、県外からの雇用者報酬に分けて推計されるので問題ない。

②財産所得

県内部門の受取合計が県内部門の支払合計より大きければ、その差額を県外部門の支払として計上する。その差がマイナスであれば逆に県外部門の受取として計上する。

③経常移転

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、最終消費支出、貯蓄以外の項目の合計が県外勘定に計上される。これら項目についても、財産所得と同様に取り扱う。

(例示) <財産所得の受払>

	制度部門合計		県外からの 財産所得	県外への 財産所得
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 利子	3,562.1	2,911.2	650.9	
(2) 法人企業の分配所得	2,855.8	2,063.2	792.6	
(3) その他の投資所得	829.4	799.0	30.4	
a. 保険契約者に帰属する投資所得	608.2	577.8	30.4	
b. 年金受給権に係る投資所得	132.8	132.8		
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	88.4	88.4		
(4) 賃貸料	280.9	338.0		57.1
合計	7,528.2	6,111.4	1,473.9	57.1
受取-支払	1,416.8			

<経常移転の受払>

	制度部門合計		県外からの 経常移転	県外への 経常移転
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 所得・富等に課される経常税	3,673.2	3,673.2		
a. 所得に課される税	3,121.2	3,121.2		
b. その他の経常税	552.0	552.0		
(2) 純社会負担	4,956.8	5,369.2		412.4
a. 雇主の現実社会負担	2,464.9	2,679.2		214.3
b. 雇主の帰属社会負担	102.7	102.7		
c. 家計の現実社会負担	2,278.3	2,476.4		198.1
d. 家計の追加社会負担	132.8	132.8		
e. (控除) 年金制度の手数料	21.9	21.9		
(3) 現物社会移転以外の社会給付	5,458.2	5,048.5	373.7	
a. 現金による社会保障給付	4,000.6	3,680.6	320.0	
b. その他の社会保険年金給付	671.6	617.9	52.7	
c. その他の社会保険非年金給付	257.4	257.4		
d. 社会扶助給付	528.6	528.6		
(4) その他の経常移転	7,061.0	7,180.6		
合計	21,149.2	21,307.5	373.7	532.0
受取・支払	-158.3			

財産所得の受払と同様に集計して計上する。

<県外勘定：県外側からの記録>

経常取引

財貨・サービスの移出入（純）	-5989.7	県外への雇用者報酬	921.6
県外からの雇用者報酬	3686.3		
県外からの財産所得（純）	1416.8		
県外からの経常移転（純）	-158.3		
経常県外収支	1966.5		
支払	921.6	受取	921.6

第三部 支出系列

目 次

第三部 支出系列

第1章 支出系列の概要	3-1
第2章 県内総生産（支出側）（名目）	3-11
第1節 民間最終消費支出	3-11
1. 家計最終消費支出	3-11
（1）『全国消費実態調査』による12目的分類	
家計最終消費支出の推計	3-13
（2）直接推計法による推計	3-15
（3）全国値分割による家計最終消費支出の推計	3-21
参考 家計最終消費支出の目的別分類	3-23
2. 対家計民間非営利団体最終消費支出	3-24
第2節 政府最終消費支出	3-25
第3節 県内総資本形成	3-27
3-A 投資額（グロス表示）の推計	3-27
1. 総固定資本形成	3-27
（1）住宅投資	3-27
（2）民間企業設備	3-28
（3）公的企業設備	3-30
（4）一般政府	3-31
2. 在庫変動	3-31
3-B 税額控除額の推計	3-32
1. 総固定資本形成	3-33
（1）住宅	3-33
（2）企業設備	3-33
（3）一般政府	3-34
2. 在庫変動	3-34
第4節 財貨・サービスの移出入	3-35

1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）	3-35
2. FISIMの移出入	3-36
第5節 統計上の不突合	3-37
第6節 県外からの所得（純）	3-37
第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）	3-38
1. 概要	3-38
2. 各需要項目の連鎖方式による実質化について	3-39

第 1 章 支出系列の概要

生産活動の結果新たに生み出された付加価値（総生産）は所得として分配され、さらにその所得は最終財生産物に対する支出として整合的に把握することができる。これが県内総生産（支出側）である。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」及び主要系列表－5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の作成についてその推計方法を記述する。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」においては、県内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入といった需要項目ごとに示している。また、主要系列表－4では、主要系列表－1の「経済活動別県内総生産（名目）」をもって「県内総生産」とし、需要項目の合計との差額を「統計上の不突合」として記録している。

主要系列表－5では、価格変化分を除去し数量ベースでの動向を把握するために国民経済計算に準じて連鎖方式による実質値も作成する。

○ 平成 23 年基準における主要項目への対応について

- ・2008SNA の勧告項目「研究開発（R & D）の資本化」の導入に伴って、支出系列の推計では、総固定資本形成の推計対象となる。

政府最終消費支出については、コスト積上げで産出額を推計する。平成 17 年基準までの推計では R & D に係る費用も中間投入として計上し、「財貨・サービスの販売」を控除した額を「政府最終消費支出」としていたが、R & D の資本化の導入によって、R & D 分の費用は、最終消費支出から控除され総固定資本形成に加算される。なお、R & D 分の総固定資本形成の額が増加することにより、それに見合う固定資本減耗の額が増加するので、コスト積上げで計算される「政府最終消費支出」もその分だけ増加する。

- ・2008SNA の勧告項目「防衛装備品支出の資本化」については、県民経済計算では推計しない（序 - 9 参照）。

- ・国の基準改定では、生産系列の推計において、非市場生産者（政府）の経済活動別分類が

9つの分類に細分化されたが、県民経済計算では、国民経済計算に準拠して、制度部門「一般政府」の推計範囲は、9つの非市場生産者（政府）の経済活動の範囲と同じとする。

- ・中央銀行（日本銀行）の産出額のうち、生産費用の積上げで計算される価額から受取手数料を控除した部分（金融政策サービス等の非市場産出部分）については、その需要先を、平成17年基準以前は金融機関による中間投入（中間消費）として扱っていたが、平成23年基準改定では、一般政府による中間消費として扱うこととなった。一般政府による中間消費は、そのサービス産出額を構成し、その需要先としては自己消費である最終消費支出となる。このため、政府最終消費支出が、中央銀行非市場産出分だけ増加する。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」の需要項目について、その概要は以下のとおりである。

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者家計による消費財やサービスへの支出からなる。企業として生産過程で費消する財貨・サービスについては中間消費であり、最終消費支出には含まれない。最終消費支出には、購入された財貨・サービスだけでなく、物々交換や現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（具体的には、農家の自家消費や、持ち家の帰属家賃）が含まれる。また、家計の最終消費支出には、①明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、②各種の免許や証明書、旅券等を得るために、つまりサービスへの対価として政府に支払う手数料も含まれる。一方、家計が行う住宅の購入は、持ち家サービスを産出する生産者としての家計部門の支出であり、総固定資本形成に記録され、最終消費支出には含まれない。また、持ち家に対する維持・修繕（使用年数を増加させるような大規模改修ではないもの）は、持ち家サービスの生産者としての家計の支出であり、中間消費に記録される。個人税および税外負担は経常移転となるため、

最終消費支出から除かれる。また、仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間および家計から対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。なお、一般政府から家計への現物社会移転（市場産出の購入）は、家計最終消費支出でなく政府最終消費支出となる。

家計最終消費支出は、消費者としての家計がどのような種類の効用を求め財貨・サービスを消費したのかという12の目的別に分類されている。12の目的別分類は、国連の示す「個別消費の目的別分類（COICOP¹）」に概ね準拠しており、①食料・非アルコール飲料、②アルコール飲料・たばこ、③被服・履物、④住居・電気・ガス・水道、⑤家具・家庭用機器・家事サービス、⑥保健・医療、⑦交通、⑧通信、⑨娯楽・レジャー・文化、⑩教育、⑪外食・宿泊、⑫その他、からなる。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（これは雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される）のうち、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」²と呼ぶ）や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成³に充てられる部分（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）を除いた価額からなる。

ここで、(i)には、例えば、私立学校（私立大学の附属病院を除き対家計民間非営利団体に格付けされる）の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）の総固定資本形成からなる。

対家計民間非営利団体最終消費支出＝（「非市場生産者（非営利）」部門の産出額）

－（財貨・サービスの販売）

－（自己勘定総固定資本形成（R&D））

2. 政府最終消費支出

政府最終消費支出は、①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的

¹ COICOP (Classification of Individual Consumption According to Purpose)

² 平成17年基準では、「商品・非商品販売」と呼称されていたものに相当する。

³ 平成23年基準でR&Dの資本化が行われたことによる。

に、市場生産者から購入する財貨・サービス（すなわち「現物社会移転（市場産出の購入）」⁴）と、②非市場生産者としての一般政府による財貨・サービスの産出額⁵（これは雇用者報酬、中間投入⁶、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される）のうち、(i)家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」²と呼ぶ）や、(ii)一般政府自身の総固定資本形成³に充てられる部分（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）を除いた価額からなる。ここで、(i)には、例えば、各種の手数料収入や、国公立大学（附属病院を除き一般政府に格付けされる）の学費収入等が含まれ、(ii)は、一般政府に属する機関が自ら行う研究・開発（R & D）の総固定資本形成からなる。

$$\begin{aligned} \text{政府最終消費支出} &= \left(\text{「非市場生産者（政府）」部門の産出額} \right) \\ &\quad - \left(\text{財貨・サービスの販売} \right) \\ &\quad - \left(\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）} \right) \\ &\quad + \left(\text{現物社会移転（市場産出の購入）} \right) \end{aligned}$$

3. 県内総資本形成

「民間法人企業」、「公的企業」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」及び「家計（個人企業）」の生産者としての支出（購入および自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

資産の取得・処分時に発生する所有権移転費用についても、可能なものは総固定資本形成に含めている。

(1) 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、国民経済計算に準拠し、県民経済計算では、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。ここで、固定資産は、生産過程により出現した非金融資産である「生産資産」のうち、生産者によって取得され、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。このため、総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家を含む個人企業分のみが記録される。

⁴ 平成17年基準では「社会扶助給付」としていた公費負担医療給付（生活保護法等に基づく政府による医療負担分）が「現物社会移転（市場産出の購入）」に含まれることになった。

⁵ 生産系列において9つの非市場生産者（政府）の活動分類別に推計される。

⁶ 日本銀行の非市場産出分も含まれる。

中古資産の売買は、売却と購入の部門が異なる場合、原則として、売却部門のマイナスの総固定資本形成、購入部門のプラスの総固定資本形成に記録されるが、居住者の間で行われる場合、県内全体としては相殺されるため、中古売買に係るマージンのみ総固定資本形成に計上される。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、或いは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その生産能力を増加させたり、耐用年数を大幅に伸ばす支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる（鉄道用レールおよび電線など取替資産等）。これに対し、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義（県内概念）によって推計する。

- （a）耐用年数1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね10万円以上の固定資産の取得に対する支出
- （b）固定資産の取得に要する直接的経費（人件費⁷含む）
- （c）修繕補修のうち改良・改造のために支出した費用（単なる修繕補修は除く）
- （d）鉄道用レールおよび電線など取替資産の取替分
- （e）建設工事（住宅、住宅以外の建物、道路及びその他の構築物）で、建設仮勘定に計上されている県内向け仕掛工事（支出把握の時点は進捗ベースによる）。なお、「住宅」は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分を、「住宅以外の建物」は建築物から上記の住宅を除いた部分を計上する。
- （f）土地改良向けの支出
- （g）大動植物の取得のための費用（固定資産として取り扱われる大動植物の取得は企業設備に計上する）及び会計期間中の育成自然成長分
- （h）中古資産は、他県との間で移転するものだけを対象とし、購入した県は取得価額を企業設備に計上すると同時に移入に計上し、売却した県は企業設備から控除すると同時に移出に計上する。

⁷ 政府の公共工事等に直接に係る職員の人件費は、総固定資本形成の価額の中に計上され、政府サービス生産者の産出額を形成するコストの人件費には計上されない。

(i) 複数の県に跨って使用される移動性償却資産（船舶、車両、航空機等）は、総務省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査して計上する。

a. 民間

民間総固定資本形成の推計対象は、民間法人企業、家計（個人企業）ならびに対家計民間非営利団体である。

b. 公的

公的総固定資本形成の対象は、「普通会計、非企業会計及び公的企業」である。また、公的総固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費・計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施工に必要なものだけを、工事事務費は、現場事務所を経費だけを計上する。

なお、公的総固定資本形成は進捗ベースで把握することを原則とし、国直轄の公共事業で2県以上にわたる場合はその県に該当する投資額を計上する。資本補助金（主として施設・設備補助金からなっている）は資本形成を行う主体に計上する。

なお、一般政府に含められた独立行政法人の総固定資本形成は、機械設備の購入等も計上する。

参考までに、公的総固定資本形成を財政統計という公共投資概念と比較してみると、第1に公的総固定資本形成は用地費を含まない。すなわち、土地資産の購入は付加価値の創出とは無関係であるため、総固定資本形成とはみなさない。第2に、公的と民間の区別に際し、公共投資は資金源泉主義を採るのに対し、公的総固定資本形成では最終支出主体主義を採る。たとえば、地域住民による土地改良事業等に対する政府からの補助は、事業の実施主体が家計であるため、家計の総資本形成の一部となり、補助は政府から家計への資本移転として記録される。

(2) 在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産のある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。仕掛品在庫は、育成生物資源の仕掛品とその他の仕掛品に分けられる。仕掛工事中の重機械器具等も含まれる。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業）に計上される。なお、金融機関、対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなされる。投資主体別としては、大きく「民間在庫」と「公的在庫」に分かれる。

在庫変動は事業所主義で計上するが、船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引き渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。この評価価格の差の分を除いて在庫品評価調整後の計数を推計値とする。

4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

(1) 財貨・サービスの移出入（純）

移出、移入は、県内の居住者と非居住者の間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による県外（県内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは県外からの（への）所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入（純）には、移出と移入の差額が計上される。

(2) 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

県民経済計算では、国民経済計算とは異なり、支出系列側に計上する。

5．県内総生産（支出側）

上記 1～4 の合計である。統計上の不突合を含んでいるため、県内総生産（生産側）に一致する。

6．県外からの所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や財産所得の県外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

7．県民総所得（市場価格）

県内総生産（支出側）に県外からの所得（純）を加算して、県民ベースの総所得が求められる。

8. 主要系列表—4 県内総生産（支出側、名目）の表章形式

項	目
1. 民間最終消費支出	
(1) 家計最終消費支出	
a. 食料・非アルコール飲料	
b. アルコール飲料・たばこ	
c. 被服・履物	
d. 住居・電気・ガス・水道	
e. 家具・家庭用機器・家事サービス	
f. 保健・医療	
g. 交通	
h. 通信	
i. 娯楽・レジャー・文化	
j. 教育	
k. 外食・宿泊	
l. その他	
(再掲)	
家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）	
持ち家の帰属家賃	
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	
2. 政府最終消費支出	
3. 県内総資本形成	
(1) 総固定資本形成	
a. 民間	
(a) 住宅	
(b) 企業設備	
b. 公的	
(a) 住宅	
(b) 企業設備	
(c) 一般政府	
(2) 在庫変動	
a. 民間企業	
b. 公的（公的企業・一般政府）	
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合	
(1) 財貨・サービスの移出入（純）	
(2) 統計上の不突合	
5. 県内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）	
(参考) 県外からの所得（純）	
県民総所得（市場価格）	

9. 主要系列表—5 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の表章形式

（平成23暦年連鎖価格）

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール飲料 b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住居・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 通信 i. 娯楽・レジャー・文化 j. 教育 k. 外食・宿泊 l. その他 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 政府最終消費支出 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府 (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的（公的企業・一般政府） 4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差
5. 県内総生産（支出側）

- ・「5. 県内総生産（支出側）」の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、支出側で推計した実質値（連鎖方式（1. ～ 3. の合計）との差を、「4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

1. 家計最終消費支出

家計最終消費支出の推計は、家計の12目的別に最終消費支出を推計する。

国民経済計算の12目的別に最終消費支出推計値を分割推計する⁸ことを基本とする。

- ① 『全国消費実態調査』を基に、二人以上世帯及び単身世帯別に12目的分類別に自県分と全県分を推計する。直接推計項目は除いて推計する。

『全国消費実態調査』は5年ごとの調査であることから、調査年間の各年については、調査年間を等比（年率）補間し、各年の『全国消費実態調査』ベースの推計をする。

直近の『全国消費実態調査』以降の各年については、上記の等比補間による年率で外挿（補外）し推計する。

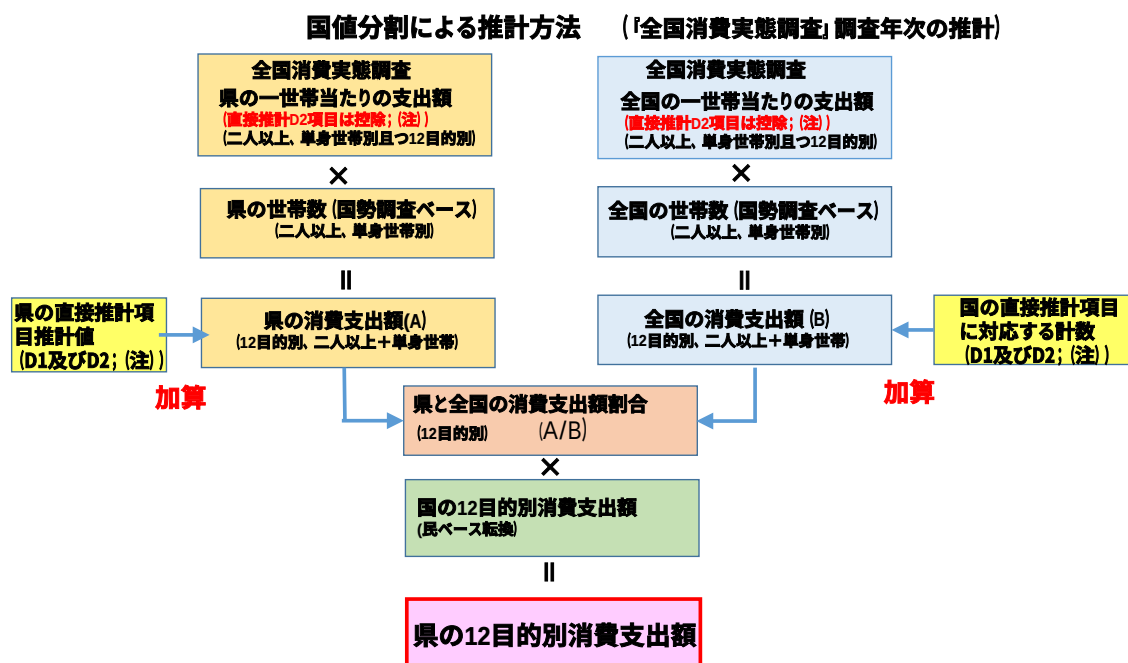
- ② 直接推計項目を別途推計する。直接推計項目とは、『全国消費実態調査』では捕捉されていないSNA独自の概念による生命保険サービス等の消費支出項目（D1）及び『全国消費実態調査』補間・補外では毎年の消費動向を的確に把握していないと考えられる消費支出項目（D2）である。（注）参照。

- ③ 自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』に基づく推計値①と直接推計項目の推計値②を12目的分類別に合算する。合算後、自県分の全県分に対する割合を12目的分類別に計算する。

- ④ 上記割合③を、国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の12目的分類別家計最終消費支出額を推計する。なお、推計する家計最終消費支出は国民ベース概念であり、分割のもととなる国民経済計算の12目的分類別消費支出は国内概念となっていることから、全国値を国民概念（12目的分類別消費支出）に変換した上で分割する。

⁸ 平成17年基準では、国民経済計算と県民経済計算（平成12年基準による推計方法）の推計方法の差異による推計結果の乖離を補正する方法として、『家計調査報告』等から自県分を推計した計数（家計調査法）に国民経済計算ベースで推計した家計調査法と国推計値（コモディティ・フロー法による）との乖離率を乗じる方法をとっていた。

推計フローの概略は以下のとおりである。



(注) D1、D2 の直接推計項目について

D1 (全国消費実態調査では捕捉していないSNA概念の推計項目) (生命保険サービス) (年金基金サービス) (証券手数料) (FISIM消費額)	D2 (全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目) (家賃 (持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む)) (非生命保険サービス) (自動車購入額) (医療費 (自己負担分)) (介護費 (自己負担分))
--	---

（1）『全国消費実態調査』による12目的分類別家計最終消費支出の推計

一世帯当たり消費支出額を『全国消費実態調査』から推計し、これに『国勢調査』（総務省）から推計した世帯数を乗じて家計最終消費支出額を推計する。推計は、二人以上世帯及び単身世帯別に12目的分類別に自県分と全県分を推計する。

その際、家計最終消費支出の概念範囲に含まれるもののうち、『全国消費実態調査』から直接推計項目のうちD2は除いて推計する。

$$\text{年間消費支出} = \text{一世帯当たり1か月平均消費支出} \times \text{世帯数} \times 12 \text{ か月}$$

① 一世帯当たり消費支出額の推計

『全国消費実態調査』の調査年の一世帯当たり消費支出額を12目的別最終消費支出別に推計する。二人以上の世帯及び単身世帯別に12目的別消費額の一世帯当たり消費支出額について、自県分及び全県計について推計することを基本とする。

平成26年の『全国消費実態調査』（総務省）から、国連の示すCOICOPに移行し、国民経済計算の12目的家計消費分類との対応が可能となっている。（「参考 家計最終消費支出の目的別分類」を参照）。

a. 『全国消費実態調査』（総務省）調査年次の推計

『全国消費実態調査』（総務省）（平成16年調査、平成21年調査及び平成26年調査）から、自県分及び全県計について、一世帯当たりの費目別支出額を二人以上の世帯、単身世帯それぞれについて求める。

二人以上の世帯：『全国消費実態調査』（総務省）（表1「全国 品目編」の「二人以上の世帯の品目別1世帯当たり1か月間の支出 地域別の都道府県」）

単身世帯：『全国消費実態調査』（総務省）（表33「全国 家計収支編」の「単身世帯の男女別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の全国の計数、自県分は全国と同値とする）

但し、以下の推計項目は控除する。

○直接推計項目のうち、D2の項目

○消費支出とみなされないもの

信仰・祭祀費、仕送り金、贈与金等、他の負担費

b. 『全国消費実態調査』（総務省）調査年次以外の推計（補間年及び補外年）

二人以上の世帯及び単身世帯それぞれについて、自県分と全県計分を調査年次の一世帯当たり12目的別消費支出額から補間推計する。平成18年度から平成20年度までの推計は、平成16年調査と平成21年調査間の等比補間とする。平成22年度から平成25年度までの推計は、平成21年調査と平成26年調査間の等比補間とする。平成27年度以降の推計は、平成21年調査と平成26年調査間の等比補間の推計年率で延長して推計する。

c. 二人以上の世帯の人員調整について

二人以上の世帯の一世帯当たり支出額は世帯人員数によって異なると考えられる。このため、一世帯当たり支出額を推計する『全国消費実態調査』（総務省）の人員数は、以下で世帯数を推計するための『国勢調査』（総務省）の人員数に揃えることが考えられるが、二人以上の世帯の平均人員は、平成22年「国勢調査」（総務省）では3.10人、平成21年「全国消費実態調査」（総務省）でも3.10人であり、二つの調査の世帯人員はほぼ同じとみなし、特段、人員調整は行わないこととする。

d. 調査期間の調整について

『全国消費実態調査』は、二人以上の世帯では9～11月、単身世帯では10～11月の調査数値となっているが、全国消費実態調査自体がもともと1年の中で収支の変動が少ない時期に調査を行っていることに加え、あくまで分割指標の作成のために使用するという観点から、4～3月の年度転換への季節的な変動を考慮した調整については特段行わないものとする。

② 世帯数の推計

自県分と全県分について、『国勢調査』（総務省）から世帯数を二人以上世帯と単身世帯別に推計する。

a. 二人以上の世帯

『国勢調査報告』（総務省）の「一般世帯総数」－「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間時点は「人口移動統計調査」（県主管課調べ）等による世帯数で補間・補外推計する。

b. 単身世帯

『国勢調査報告』の「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯数」＋「施設等の人員総数」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間年は、直線（補間・補外）推計あるいは、基準時点の単身世帯比率を用いて推計する。

③ 『全国消費実態調査』ベースの12目的別家計最終消費支出額の推計

a. 自県分の12目的別家計最終消費支出

二人以上世帯と単身世帯別に①の一世帯当たり支出額と②の世帯数を乗じ、それぞれについて自県分の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

b. 全県計の12目的別家計最終消費支出

全県計について、二人以上世帯と単身世帯別に一世帯当たり支出額と世帯数を乗じ、それぞれについて一国全体の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

（2）直接推計法による推計

『全国消費実態調査』では、捕捉されていないSNA独自の概念による推計項目、及び『全国消費実態調査』では的確に把握していないと考えられる推計項目について推計する。

なお、次の項目を以下の理由から除外することとする。

・個人的消費（主人の小遣いなど、『全国消費実態調査』からの脱漏部分）

「個人的消費」は『全国消費実態調査』からの脱漏部分である主人の小遣い等についての推計であるが、殆どの県で、直接推計項目としていない。また、推計に用

第2章 県内総生産（支出側）（名目）
第1節 民間最終消費支出

いる脱漏率のデータ集計が『全国消費実態調査』で全国レベルのものであり、全国同一とすると、全国値を按分する推計では全国値の中には含まれカバーされることから、直接推計項目としないこととする。

・不動産あっせん料

「不動産あっせん料」について、全国値を按分する推計とした場合には、12 目的分類では「その他」（サービス）に含まれることから、直接推計項目としないこととする。

・設備修繕費

持ち家に対する設備修繕費は、持ち家サービスの生産者の中間投入であり、家計の最終消費支出ではない。家計の最終消費支出となる設備修繕費は借家人の自己負担分である。その金額は少額であると考えられること、また、多くの県で直接推計の対象としていないことから、直接推計項目としないこととする。

直接推計項目の目的別分類対応は以下のとおり。

直接推計項目	(参考) 目的分類コード
全国消費実態調査では捕捉していないSNA概念の推計項目 (D1)	
a.生命保険サービス	12301
b.年金基金サービス	12400
c.証券手数料	12400
d.FISIM消費額	12600
全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目 (D2)	
e.家賃 (持ち家の帰属家賃、給与差額住宅家賃を含む)	4100
f.非生命保険サービス	12302
g.自動車購入額	7101
h.医療費 (自己負担分)	6200及び6300
i. 介護費 (自己負担分)	6400

① 新規に加算する項目 (D1)

a. 生命保険サービス

生産系列で推計される生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR＆D加算前）を計上する。

なお、生命保険は対人保険であるため、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額が家計最終消費支出に計上される。

b. 年金基金サービス

生産系列で推計される年金基金の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）を計上する。年金基金も生命保険と同様に、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額が家計最終消費支出に計上される。

c. 証券手数料

全国値×分割比率

分割比率：『全国消費実態調査』から二人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄
現在高のうちの有価証券をとり、それに世帯数を乗じた額の対全
県計比で分割する。

d. FISIM消費額

家計のFISIM消費額は、第二部「分配系列」第2章第4節1. 利子(3)「制度部門別FISIM消費額」での推計結果のうち、「消費者家計FISIM消費額」とする。

消費者家計FISIM消費額＝消費者家計借り手側FISIM消費額＋消費者家計貸し
手側FISIM消費額

② 『全国消費実態調査』の推計からは控除後、別途推計加算する項目（D2）

e. 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）

借家の支払い家賃と持ち家の帰属家賃および給与住宅差額家賃の合計である。持ち家および給与住宅の家賃単価（床面積当たり）については、民間借家の平均家賃単価で擬制する。

ここで求められる家賃総額が生産系列では、住宅賃貸業の産出額となり、同時に家計最終消費支出に計上される。（生産系列に計上する推計値は、「(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計」過程に入る前の推計値を指す。）

ただし、震災時等の「借上げ仮設住宅」の家賃分（現物社会移転（市場産出の購入）が発生している場合には、以下で求められる家賃総額から「借上げ仮設住宅」家賃の現物社会移転（市場産出の購入）分を控除したものを家計最終消費支出の「家賃」とする。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）
第1節 民間最終消費支出

借家の支払家賃は『全国消費実態調査』に計上されているが、これを一旦控除したのち、ここで総家賃として別途推計し加算する。

なお、持ち家の帰属家賃については、以下で求められる持ち家の帰属家賃を主要系列「県内総生産（支出側）（名目）」表章の「(再掲) 持ち家の帰属家賃」として計上する。

家賃の推計は、『住宅・土地統計調査報告』（総務省）の調査時点をベンチマークとし、借家、持ち家、給与住宅別および構造（木造、非木造）別に

住宅総床面積×単価（1㎡当たり家賃）

で推計するが、中間時点は、住宅床面積については、『建築着工統計調査報告』（国土交通省）、単価について『消費者物価指数』（総務省）で補間、補外する。

なお、住宅の種類を次のように分類し、それぞれについて家賃単価と延べ面積を推計し、家賃総額を推計する。

所有別	専用、併用別／所有別	構造別
借家	居住専用住宅	木造
		非木造
	公営・都市再生機構(UR)・公社の借家	木造
		非木造
	民営借家	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
持ち家	居住専用住宅	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
給与住宅	居住専用住宅	木造
		非木造

f. 非生命保険のサービス料

生産系列で推計される非生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）に、家計分割合を乗じて求める。

家計分割合は、分配系列の「非生命保険金および非生命保険純保険料」推計における制度部門分割比率のうちの家計分を用いる。（分配系列第2章第5節5. その他の

経常移転（1）非生命保険金及び非生命保険純保険料）

g. 自動車購入額

自動車については、5年おき公表の『全国消費実態調査』を補間する推計方法では毎年の消費動向を把握することができず、高額商品のため家計消費支出に対する影響も大きいので直接推計項目とする。

よって、平成23年基準では、以下のとおり、「新車登録台数（家計分）」に「平均単価」を乗じて購入額を推計する方法とする。

○「新車登録台数×平均単価」による推計方法

全国の自動車の家計消費支出額を「新車登録台数（家計分）×平均単価」の自県の対全県計割合で分割推計する。

具体的には、以下のよう推計する。

県の自動車購入額＝全国の自動車の家計消費支出額×分割比率

全国の自動車の家計消費支出額：全国値

分割比率：自動車購入額の自県分の対全県計比

全県分の自動車購入額＝

全県分の普通車の新車登録台数×普通車の平均単価×全県分の家計割合
＋全県分の小型車の新車登録台数×小型車の平均単価×全県分の家計割合
＋全県分の軽乗用車の新車登録台数×軽乗用車の平均単価×全県分の家計割合

自県分の自動車購入額＝

自県分の普通車の新車登録台数×普通車の平均単価×自県分の家計割合
＋自県分の小型車の新車登録台数×小型車の平均単価×自県分の家計割合
＋自県分の軽乗用車の新車登録台数×軽乗用車の平均単価×自県分の家計割合

普通車、小型車の新車登録台数：「全県及び都道府県別車種別年間登録台数」

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

軽乗用車の新車登録台数：「軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査（販売）台数」（全国軽自動車協会連合会）の乗用車（全県分及び自県分）

普通車の平均単価：「小売物価統計調査（動向編）」（総務省）普通車（国産車）と普通車（輸入車）の平均単価を「消費者物価指数」（総務省）の品目ウェイトで加重平均する。（全県分も自県分同じ単価）

小型車の平均単価：「小売物価統計調査（動向編）」（総務省）小型車の1.5ℓ以下と1.5ℓ超の平均単価の単純平均とする（小型車の1.5ℓ以下と1.5ℓ超は品目ウェイトがないため）。（全県分も自県分同じ単価）

軽乗用車の平均単価：「小売物価統計調査（動向編）」（総務省）軽自動車の平均単価。（全県分も自県分同じ単価）

全県分の家計割合：平成23年産業連関表全国表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合

自県分の家計割合：平成23年県産業連関表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合

※家計割合は、国及び県産業連関表から「乗用車の家計消費支出／{乗用車総固定資本形成（公的＋民間）＋乗用車の家計消費支出}」をとる。

h. 医療費(自己負担分)

全国値分割推計からは控除した後、生産系列で推計した保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払分を計上する。

i. 介護費(自己負担分)

全国値分割推計からは控除した後、生産系列で推計した総介護費のうちの自己負担分を計上する。すなわち、

自己負担分＝生産系列の介護の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）
－分配系列の介護の現物社会移転（福祉用具購入分を除く）

なお、福祉用具購入費を現物社会移転から控除して、産出額から

差し引くのは、介護の産出額には福祉用具購入費を含まないことによる。

（3）全国値分割による家計最終消費支出の推計

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』による推計値と直接推計項目の推計値を合算した上で、全県分に対する自県分の割合を推計する。その割合を国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の12目的分類別家計最終消費支出額を推計する。

① 12目的別家計最終消費支出の自県分割合

- a. 自県分＝『全国消費実態調査』による自県分推計値（1）
 ＋ 自県分直接推計値（2）
- b. 全県分＝『全国消費実態調査』による全県分推計値（1）
 ＋ 全県分直接推計値（2）

12目的別に家計最終消費支出額の全県計に対する自県分の割合を推計する。

- c. 自県分割合
 $c = a / b$ （12目的分類別）

② 全国値の国内ベースから国民ベースへの転換

分割する国民経済計算の「家計の12目的別最終消費支出」（『国民経済計算』（付表12）家計の目的別最終消費支出の構成）の計数は国内概念の最終消費支出であることから、これを国民概念に転換する。

国民概念への転換方法は、『国民経済計算』（主要系列表1）から居住者家計の海外での直接購入を加算し、非居住者家計の国内での直接購入を控除することで国民概念に変換する。但し、直接購入額の12目的別最終消費支出への分割については、平成23年産業連関表（全国表）の輸入（直接購入）及び輸出（直接購入）の品目構成を援用する。その12目的別構成比は平成18年度から固定して利用する。

なお、『全国消費実態調査』（総務省）の一世帯当たりの支出額は、居住者家計の

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

県外での消費支出が含まれ、非居住者家計の県内での消費支出は含まれないこととなり、県民ベースの最終消費支出を把握していることになる。県民概念の調査であり、分割指標としては、国民ベースの全国値を各県民の12目的別最終消費支出に分割するものとなる。

③ 12目的別最終消費支出額の推計

②の全国の12目的別最終消費支出額に上記①c.の自県分割率を乗じて推計する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）
第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類

1. 食料・非アルコール	7. 交通
1101 パン及び穀物	7101 自動車
1102 肉及び肉加工品	7102 オートバイ
1103 魚及び水産加工品	7103 自転車及びその他の輸送機器
1104 ミルク、チーズ及び卵	7201 予備部品及び付属品
1105 油脂	7202 燃料及び潤滑油
1106 果物	7203 個人輸送機器の保守及び修理費
1107 野菜	7204 その他のサービス（交通）
1108 砂糖、チョコレート及び菓子	7301 鉄道旅客輸送
1109 その他の食料品	7302 道路旅客輸送
1201 コーヒー、茶及びココア	7303 航空旅客輸送
1202 その他の非アルコール飲料	7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送
2. アルコール飲料・たばこ	7305 その他の輸送サービス
2100 アルコール飲料	8. 通信
2200 たばこ	8100 郵便
3. 被服・履物	8201 電話及び電報
3101 糸及び生地	8202 その他の通信サービス
3102 衣服	9. 娯楽・レジャー・文化
3103 その他の衣服及び衣服装飾品	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器
3104 クリーニング及び衣服の修理費	9102 写真・撮影用装置及び光学器械
3201 靴及びその他の履物	9103 情報処理装置
3202 履物の修理費	9104 記録媒体
4. 住宅・電気・ガス・水道	9105 パソコン
4100 住宅賃貸料	9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費
4201 水道料	9201 楽器
4202 廃棄物処理	9202 音楽機器の修理費
4301 電気	9301 ゲーム及び玩具等
4302 ガス	9302 スポーツ用具等
4303 液体燃料	9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス
4304 固体燃料	9401 レクリエーション及びスポーツサービス
4305 熱エネルギー	9402 文化サービス
5. 家具・家庭用機器・家事サービス	9403 ギャンブル性ゲーム
5101 家具及び装飾品	9501 書籍
5102 絨毯及びその他の敷物	9502 新聞及び定期刊行物
5103 家具・装飾品及び敷物類の修理費	9503 その他の印刷物
5200 家庭用繊維製品	9504 文房具及び画材
5301 家庭用器具	9600 パッケージ旅行
5302 家庭用器具の修理費	10. 教育
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品	10100 教育
5500 住宅及び庭用の工具備品	11. 外食・宿泊
5601 家庭用消耗品	11100 飲食サービス
5602 家庭サービス及び家事サービス	11200 宿泊施設サービス
6. 保健・医療	12. その他
6101 薬品及びその他の医療製品	12101 美容院及び身体手入れ施設
6102 治療用機器	12102 個人ケア用器具及び製品
6200 外来・病院サービス	12201 宝石及び時計
6300 入院サービス	12202 その他の身の回り品
6400 介護サービス	12301 生命保険
	12302 非生命保険
	12400 金融サービス
	12500 その他のサービス
	12600 FISIM

2. 対家計民間非営利団体最終消費支出

生産系列の5活動分類別に推計した「非市場生産者（非営利）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いたものが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。

なお、対家計民間非営利団体最終消費支出は全額、家計への現物社会移転（非市場産出）となる。

$$\begin{aligned}\text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者（非営利）」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）})\end{aligned}$$

○「自己勘定総固定資本形成（R & D）」の推計方法は以下のとおり。

自県分の「対家計民間非営利団体」のR & D＝

全国値の「対家計民間非営利団体」のR & D

×非市場生産者（非営利）の産出額割合

$$\begin{aligned}\text{非市場生産者（非営利）産出額割合} &= \text{自県分の非市場生産者（非営利）産出額計} \\ &\quad \div \text{全国値の非市場生産者（非営利）産出額}\end{aligned}$$

第2節 政府最終消費支出

生産系列の9活動分類別に推計した「非市場生産者（政府）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いて、「現物社会移転（市場産出の購入）」を加算したものが政府最終消費支出となる。

政府最終消費支出＝（「非市場生産者（政府）」部門の産出額⁹）

- －（財貨・サービスの販売）
- －（自己勘定総固定資本形成（R & D））
- ＋（現物社会移転（市場産出の購入））

- 「自己勘定総固定資本形成（R & D）」の推計方法は以下のとおり。

自県分の「一般政府」のR & D＝全国値の「一般政府」のR & D

×非市場生産者（政府）の産出額割合

非市場生産者（政府）産出額割合＝自県分の非市場生産者（政府）産出額計

／全国値の非市場生産者（政府）産出額

- 現物社会移転（市場産出の購入）については、分配系列第2章第5節4．現物社会移転（1）現物社会移転（市場産出の購入）額をとる。

【個別消費と集合消費への分割】

一般政府の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行う「個別消費支出」と、社会全体のために行う「集合消費支出」とに分かれる。

上述の通り、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、家計への移転のための財貨・サービスの消費という定義上、個別消費支出に含まれる。

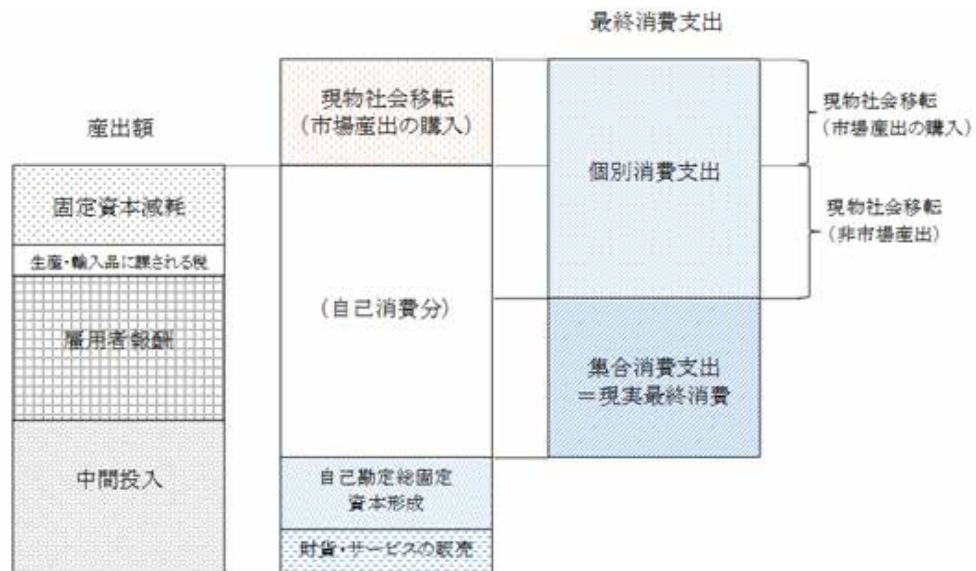
他方、自己消費のうち、教育や保健衛生など個々の家計向け分野に係る消費分（「現物社会移転（非市場産出）」に相当）は個別消費支出に含まれる。これに対し、外交や防衛、警察等といった社会全体の便益のためのサービス産出の消費分に

⁹ なお、日本銀行の非市場産出が、非市場生産者（政府）のコスト（中間投入）とされている分、産出額が増加することにより政府最終消費支出も増加することに注意を要する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）
第2節 政府最終消費支出

については集合消費支出に含まれる。

平成23年基準では、非市場生産者（政府）の経済活動別に「個別消費」、「集合消費」に分割することとする。



最終消費支出 = 個別消費支出 + 集合消費支出

個別消費支出 = 現物社会移転（市場産出の購入） + 現物社会移転（非市場産出）

第3節 県内総資本形成

推計は、消費税込み（グロス表示）で推計し、その上で投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動に係る消費税の控除分）を修正する（修正グロス表示）。

投資額（修正グロス表示）＝投資額（グロス表示）－仕入れに係る消費税の控除額

控除額は、生産系列において一括「総資本形成に係る消費税」として欄外処理（控除）される。

なお、全国値を按分する場合は、当該計数が修正グロス表示の計数であるため、改めて修正する必要はないが、控除額は、生産系列で一括控除するため推計は行う。

以下、「3－A 投資額（グロス）の推計」、「3－B 税額控除額の推計」の順に記述する。

3－A 投資額（グロス表示）の推計

1. 総固定資本形成¹⁰

(1)住宅投資

住宅は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分について計上する。

民間分と公的分に分けて推計する。

①民間住宅

住宅投資総額（グロス表示）－公的住宅（グロス表示）による。

住宅投資総額＝全国値×分割比率

分割比率：『建設総合統計年度報』（国土交通省）より居住用建築物工事額（出来高ベース）の対全国比を求める。

②公的住宅

a. 中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」または、直接照会における公務員宿舍施設費の自県分をとる。（防衛関係支出のうちの「公務員宿舍施設費」を

¹⁰ 我が国の SNA における知的財産生産物に係る総固定資本形成に該当する固定資産として、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで自社開発のものを含む）と R&D（研究開発）があるが、県民経済計算では鉱物探査については地域を特定する資料などが得られないことから推計の対象外とする。なお、平成17年基準まで無形固定資本形成とされていたプラントエンジニアリングについては、平成23年基準では「構築物」と一体化されたものとして計上されるため含まれる。

含む。）

- b. 地方政府は、『地方財政統計年報』（総務省）における普通建設事業費のうちの住宅費とし、公営事業会計分は各会計の決算書や直接照会で把握する。
- c. 都市再生機構（旧都市基盤整備公団（住宅都市整備公団））および地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費をとる。ただし、分譲分については家計の住宅投資となることから控除する。

分譲分の推計は、分譲住宅・賃貸住宅の建設戸数等により求める。

以上に用地費、補償費を含むと考えられる場合はそれを控除する。

（2）民間企業設備

民間企業設備は、「製造業」と「製造業以外」に分けて推計する。

a. 製造業

○以下の方法で求めた有形固定資産に、コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分を加算する。

有形固定資産取得額＋建設仮勘定（『工業統計表』（経済産業省））による。

ア. 県内から取得の中古資産および土地を控除する。

イ. 有形固定資産取得額のうち住宅分（X）を控除する。

$$X = ① \times \frac{③ \times \alpha}{② + ③ \times \alpha} \times \frac{④}{⑤}$$

X＝県内居住製造業併用建築物のうち住宅分投資額

- ①＝県内住宅投資額 : (1) 住宅投資の推計値を使用する
- ②＝県内居住専用住宅及び準住宅工事費予定額 : 『建築着工統計』（国土交通省）
- ③＝県内居住産業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- ④＝全国居住製造業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- ⑤＝全国居住産業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- α＝居住産業併用建築物における住宅分割合 : 70%とする。

『工業統計表』は、従業員30人以上についての統計であり、29人以下については出荷額等の割合を用いて推計する。

なお、同統計表は、税込みで調査された計数であることからグロス表示の投資額となる。

○コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分の推計

コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分＝

（県の固定資産（工業統計表による推計）

×（全国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」の比率）

全国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」の比率

＝（全国の製造業のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額）

／（全国の製造業の総固定資本形成（「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」を除く））

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

b. 製造業以外

国民経済計算の総生産に対する民間企業設備（製造業を除く）の比率に県の総生産を乗じて推計する。国民経済計算の民間設備投資（製造業を除く）は修正グロス表示であることから、税額控除の推計は要しない。また、国民経済計算の民間設備投資（製造業を除く）は、コンピュータ・ソフトウェア分及びR&D分も含まれており、別途加算する必要はない。

① 国民経済計算の比率の推計

国民経済計算の比率＝全国の民間企業設備（製造業を除く）

／全国の総生産（製造業を除く）

全国の民間企業設備（製造業を除く）＝全国の民間企業設備

－全国の民間企業設備の製造業分

国民経済計算の投資額は暦年値であり、4分の1移動法により年度値とする。

但し、総生産（製造業を除く）に公的企業が含まれることによる範囲の違いがある。

② 上記①の比率に、県の総生産（製造業を除く）を乗じて、製造業以外の「民間企業設備」を推計する。

（3）公的企業設備

- ① 各企業の決算書から次のいずれかの方法によって求める。

（a）残高増減法

ア．会計帳簿が間接法によっている場合

（期末残高－期末引当金）－（期首残高又は前期末残高－期首引当金又は前期末引当金）＋当期減価償却費

イ．会計帳簿が直接法によっている場合

期末残高－期首残高＋当期減価償却費

いずれの場合でも、年度間に滅失したものがあれば、その分を加算する。

（b）直接投資額法

期中投資額－用地費および補償費

による。

積上げの段階で金融と非金融は分けて推計する。

- ② ①の推計値にはR&Dが含まれないことから、R&D分を①に加算する。加算するR&Dは、全国の「固定資本マトリックス」から企業設備におけるR&D投資額比率を上記①に乗じて推計する。

$$\text{R\&D投資額比率} = \frac{\text{全国の公的企業R\&D投資額}}{\text{全国の公的企業設備（R\&Dを除く）}}^{11}$$

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

また、無形固定資産のうちの鉱物探査は、国民経済計算では石油天然ガス・金属鉱物資源機構の決算書等より求めているが、県民経済計算では鉱物探査を行った地点の特定が難しい（石油天然ガスは国内調査であるが、海域ごとの生産額が不明であり、探索地点の県分を把握するのが困難である）ため、推計対象外とする。

¹¹ コンピュータ・ソフトウェアは企業会計において資産計上されている。加算の必要はない。

（4）一般政府

① 国の一般会計および非企業特別会計の出先機関については直接照会し、地方の普通会計および非企業会計についてはそれぞれの決算書から関係項目を認定の上、計上する。用地費と補償費は総務省自治行政局資料、県主管課資料によって控除する。

② ①にコンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを加算する。

一般政府の総固定資本形成＝

①の推計値＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額

コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額＝

①の推計値×コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資比率

コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資比率＝

全国値の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額／

全国値の一般政府の総固定資本形成額（コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを除く）

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

なお、県民経済計算では、「防衛装備品」の支出についての総資本形成への計上については、基礎データの制約等から県別計測は困難であるため、これを計上しないこととする。

2. 在庫変動

在庫変動は、民間・公的別に推計する。

国の名目産出額に対する名目在庫残高の比率を全県同一であるものと仮定して、県の産出額に乗じることで県の在庫残高を推計し、在庫残高デフレーター（年度末）で除すことにより、実質在庫残高を推計し、期末の残高から期首の残高を引くことにより実質在庫変動とする。実質在庫変動に年度平均在庫デフレーターを乗じることにより、在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

具体的には以下の方法で、民間、公的別に推計する。

① 全国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出する。

$$\text{全国の名目在庫残高比率（暦年末）} = \frac{\text{全国の名目在庫残高}}{\text{全国の名目産出額}}$$

＊当該比率は暦年値であるが、データの制約を踏まえ、年度の比率として援用する。

- ② 自県の名目残高を算出する。

$$\text{自県の名目在庫残高（年度末）} = \text{自県の名目産出額} \times \text{全国の名目在庫残高比率①}$$

- ③ 自県の実質在庫残高を算出する。

$$\text{自県の実質在庫残高（年度末）} = \frac{\text{自県の名目在庫残高②}}{\text{在庫残高デフレーター（年度末）}}$$

- ④ 自県の実質在庫変動（実質）を算出する。

自県の実質在庫変動（フロー）＝年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高
※但し、推計開始年度（平成18年度）の期首残高（＝前年度（平成17年度）期末残高）の推計については、平成23年基準による開始年度前（平成17年度）の名目産出額（平成17年度）がないことから、平成17年基準による平成17年度推計値からの平成18年度推計値への伸び率で、平成23年基準による平成18年度推計値を割り戻して平成23年基準の平成17年度の名目産出額とする。

この平成17年度の名目産出額（平成23年基準ベース）に全国の名目在庫残高比率（平成23年基準の平成17年度末残高ベース）を乗じることで対応する。

- ⑤ 自県の名目在庫変動（フロー・在庫品評価調整後）を算出する。

$$\begin{aligned} \text{自県の名目在庫変動（フロー）} = \\ \text{自県の実質在庫変動} \times \text{在庫変動デフレーター（年度平均）} \end{aligned}$$

3－B 税額控除額の推計

県内総資本形成は、控除可能な消費税額を含まない価格で表示する方式（修正グロス方式）による値を表章している。よって、控除可能な消費税額を含む価格で推計した場合（グロス表示）は、「控除可能な消費税額」を控除する必要がある。以下、税額控除

額の推計方法を記す。

1. 総固定資本形成

(1) 住宅

① 民間住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

② 公的住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

(2) 企業設備

① 民間企業設備

a. 製造業

控除額＝投資額（グロス表示）×投資税額控除比率

b. 製造業以外の市場生産者の活動

控除額＝投資額（修正グロス表示）×投資税額控除比率

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、生産系列（「経済活動別県内総生産」）の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、製造業以外の市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

② 公的企業設備

仕入れに係る税額の控除対象となるのは、納税義務のある国や地方公共団体の特別会計等分のうち、課税業者の行う投資に係る消費税額についてである。

控除額＝投資額（グロス表示）×投資税額控除比率

(3)一般政府

税額控除はない。

2. 在庫変動

在庫変動についての投資税額控除比率は全国の比率を準用する。

控除額＝在庫変動額（修正グロス表示）×在庫変動額の控除比率

$$\text{在庫変動額の控除比率} = \frac{\text{（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）}}{\text{在庫変動（修正グロス表示）}}$$

（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）：全国値

在庫変動（修正グロス表示）：全国値

在庫変動額は修正グロスで推計しており、在庫変動として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、在庫変動の税額控除額も推計する必要がある。

第4節 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの移出入については、財貨・サービスの移出入（純）として表章されるが、1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）、2. FISIMの移出入に分けて推計する。

$$\begin{aligned}\text{財貨・サービスの移出入（純）} &= \text{財貨・サービスの移出（FISIMを除く）} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの移入（FISIMを除く）} \\ &\quad + \text{FISIMの移出入（純）}\end{aligned}$$

1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）

財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）は、県産業連関表を基礎に推計し¹²、その推計方法は、基本的には次のとおり。

移出：県産業連関表より求めた移出率を各年の産出額に乘じること等により移出額を求める。

移入：県産業連関表より求めた移入率を各年の需要額に乘じること等により移入額を求める。

具体的には、下記のように行う。

(1) 移 出

①産業連関表公表年

- a. 移出額、生産額を県産業連関表より供給部門別にとる。
- b. a. の部門別の移出額、生産額から、移出率（移出額／生産額）を求める。
- c. b. で求めた部門別移出率を、生産系列で求めた経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。

②中間年

- ①－b. で求めた移出率を中間年においても準用し、推計年度の経済活動別産出額に乘じ求める。

¹² 観光統計や買い物調査等で、県外（内）居住者の県内（外）購入の推計等が可能な場合には積み上げ推計を行い、その補完として、産業連関表での推計を用いる。

(2) 移 入

①産業連関表公表年

- a. 県産業連関表より移入額（但し関税および輸入商品税を除く）、中間需要額と最終需要額（但し移出額を除く）の部門別合計額（行和）をとり、部門別移入率（関税および輸入商品税を除く移入額）／（中間需要額+移出額を除く最終需要額）を求める。
- b. a. で求めた部門別移入率に、生産系列で推計した経済活動別中間投入額、上記の第1節、2節、3節で求めた民間最終消費支出額、政府最終消費支出額、総資本形成額を下記の方法で部門別に分割した額を乗じ、部門別移入額（SNAベース）を算出する。

経済活動別中間投入額の合計、民間最終消費支出額、政府最終消費支出額、総資本形成額の部門分割は、県産業連関表の各部門の列構成比で按分する。

②中間年

- ①で求めた部門別移入率及び県産業連関表の列構成比を中間年においても準用し、経済活動別中間投入額合計、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成を部門分割した額に部門別移入率を乗じ求める。

なお、居住者(非居住者)の直接購入とは、居住者(非居住者)による県外(県内)での財貨・サービスの直接取引をいうが、県民経済計算では財貨・サービスの移出入に含まれる。

2. FISIM の移出入

FISIM の移出入は、移出、移入別でなく、「移出入（純）」（＝移出－移入）として推計する。

FISIM の移出入（純）は、前述の生産系列と分配系列の推計結果から、FISIM の県内産出額と県内消費額の差額として推計する。

FISIM 移出入（純）＝FISIM 県内産出額－FISIM 県内消費額の合計

FISIM 県内消費額 ＝県内全制度部門の FISIM 消費額合計

第5節 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

統計上の不突合＝県内総生産－（民間最終消費支出＋政府最終消費支出＋県内総資本形成
＋財貨・サービスの移出入（純））

第6節 県外からの所得（純）

県民所得－県内所得（要素費用表示の県民純生産－県内純生産）による。

第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）

1.概要

県民経済計算においては、需要項目別の実質県内総生産（支出側）（ただし、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合を除く）を連鎖方式によって求める。

主要系列表－5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の需要項目の実質化について、その概要は以下のとおりである。

連鎖方式による実質化の計算手順は生産系列（1－111）と同様であり、使用するデフレーターは全国値を価格指数として用いることとする。

① 民間最終消費支出の実質化

家計の12目的別最終消費支出について連鎖方式で実質化し、その上位項目である家計最終消費支出は、12目的別を連鎖統合する¹³。民間最終消費支出は家計最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出を連鎖統合する。

② 政府最終消費支出の実質化

政府最終消費支出で連鎖方式の実質値を推計する。

③ 県内総資本形成の実質化

ア．総固定資本形成については、民間、公的において、内訳項目について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。そして、民間、公的を連鎖統合する。

イ．在庫変動については、民間企業及び公的（公的企業・一般政府）について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。

ウ．県内総資本形成については、ア．総固定資本形成とイ．在庫変動を連鎖統合する。

④ 財貨・サービスの輸出入（純）及び統計上の不突合の実質化

¹³ 連鎖実質値は加法整合性がない。上位項目に統合する時には、固定基準年実質値の前年基準の実質値を加算して実質値を求め、その伸び率を開始年から順次毎年掛け合わせるにより実質値を計算する。この方法を連鎖統合という。なお、参照年を100.0として基準を調整する。

県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記①～③の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

2.各需要項目の連鎖方式による実質化について

（１）民間最終消費支出

- ・下記（２）と（３）を連鎖統合して求める。

（２）家計最終消費支出

- ・家計最終消費支出の実質値は、12 目的別最終消費支出について、全国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

デフレーター：全国値

（３）対家計民間非営利団体最終消費支出

- ・対家計民間非営利団体最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

（４）政府最終消費支出

- ・政府最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

（５）県内総資本形成

- ・下記（６）総固定資本形成と（７）在庫変動を連鎖統合する。

（６）総固定資本形成

- ・総固定資本形成の実質値は、まず、民間・公的それぞれにおいて各内訳項目の民間住宅、民間企業設備、及び公的住宅、公的企業設備、一般政府について、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合することによ

って民間・公的を求める。そして、民間及び公的を連鎖統合して総固定資本形成を求める。

（7）在庫変動

- ・民間企業、公的（公的企業・一般政府）別に在庫残高デフレーター（年度平均）を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

（8）財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差

- ・（9）県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記（1）、（4）、（5）の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

（9）県内総生産（支出側）

- ・県内総生産（支出側）の実質値は、連鎖方式による県内総生産（生産側）実質値とする。